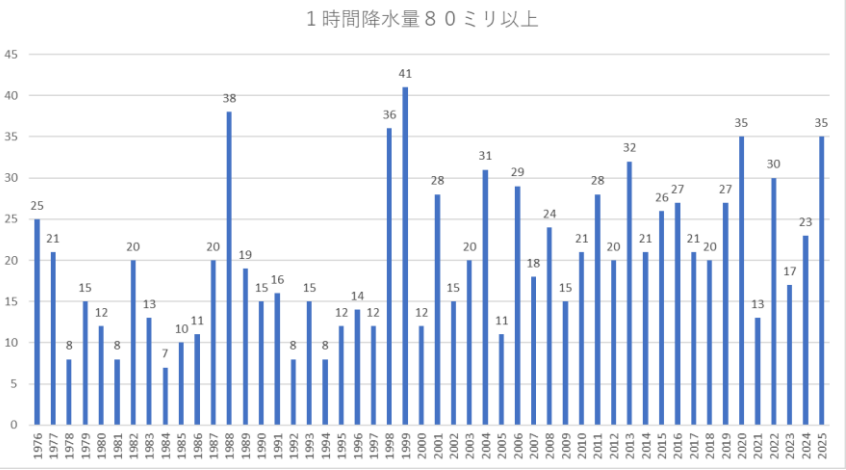
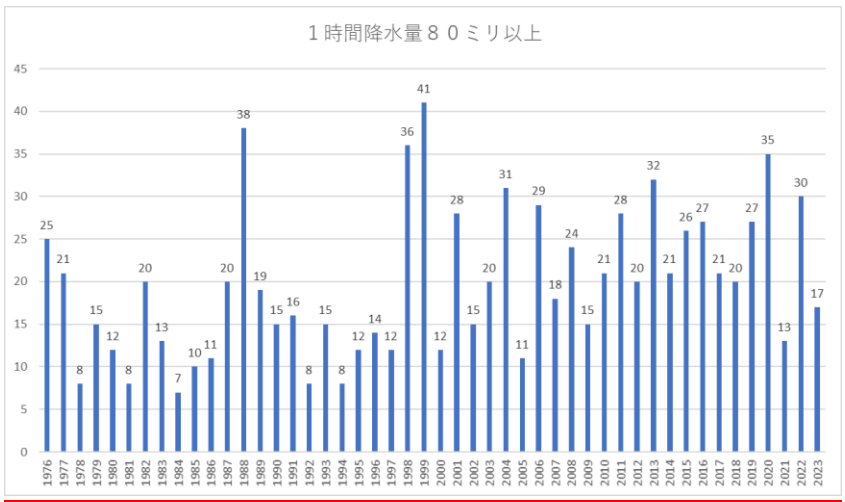
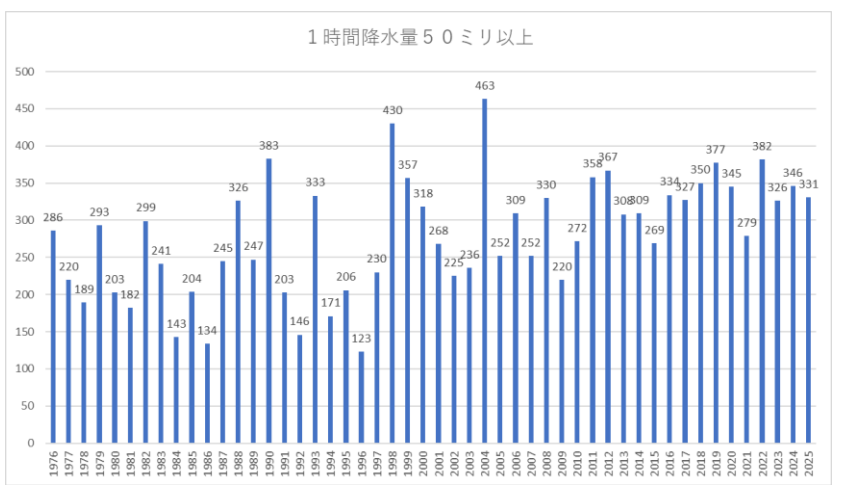
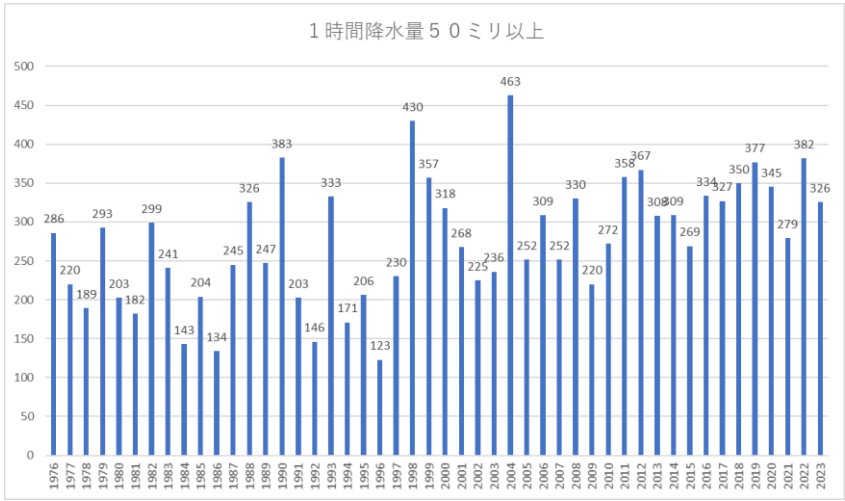


ページ	旧	新												
18	<p>第1部 総則</p> <p>第2章 計画関係者の責務等</p> <p>第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第1部 総則</p> <p>第2章 計画関係者の責務等</p> <p>第2節 県・市町・防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1149 331 2112 483"> <tr> <td data-bbox="1149 331 1323 483">中部管区行政評価局</td> <td data-bbox="1323 331 2112 483"> <p>(1)被災者への生活支援情報の提供</p> <p>(2)専用電話を備えた相談窓口の開設</p> <p>(3)特別行政相談所の開設</p> </td> </tr> </table>	中部管区行政評価局	<p>(1)被災者への生活支援情報の提供</p> <p>(2)専用電話を備えた相談窓口の開設</p> <p>(3)特別行政相談所の開設</p>										
中部管区行政評価局	<p>(1)被災者への生活支援情報の提供</p> <p>(2)専用電話を備えた相談窓口の開設</p> <p>(3)特別行政相談所の開設</p>													
23	<p>第1部 総則</p> <p>第2章 計画関係者の責務等</p> <p>第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割</p> <p>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="199 730 938 1074"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西日本電信電話株式会社三重支店</td> <td> <p>災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <p>(1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</p> <p>(3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</p> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="199 1110 1133 1281"> <tr> <td>KDDI株式会社中部総支社</td> <td> <p>(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のため</p> <p>(3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p> </td> </tr> </table>	機関名	内 容	西日本電信電話株式会社三重支店	<p>災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <p>(1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</p> <p>(3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</p>	KDDI株式会社中部総支社	<p>(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のため</p> <p>(3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第2章 計画関係者の責務等</p> <p>第1節 県・市町・防災関係機関・県民等の実施責任及び役割</p> <p>第3項 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1180 730 1951 1090"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NTT西日本株式会社三重支店</td> <td> <p>災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <p>(1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</p> <p>(3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</p> </td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1180 1110 2105 1281"> <tr> <td>KDDI株式会社</td> <td> <p>(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のため</p> <p>(3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p> </td> </tr> </table>	機関名	内 容	NTT西日本株式会社三重支店	<p>災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <p>(1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</p> <p>(3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</p>	KDDI株式会社	<p>(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のため</p> <p>(3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p>
機関名	内 容													
西日本電信電話株式会社三重支店	<p>災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <p>(1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</p> <p>(3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</p>													
KDDI株式会社中部総支社	<p>(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のため</p> <p>(3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p>													
機関名	内 容													
NTT西日本株式会社三重支店	<p>災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の確立並びに早急な災害復旧措置を遂行する。</p> <p>(1) 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置</p> <p>(3) 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備の早急な災害復旧措置</p>													
KDDI株式会社	<p>(1) 電気通信設備に関わる災害情報の収集、連絡の措置</p> <p>(2) 非常時における通信の確保と利用制限の措置及び被災地における復旧救護等のため</p> <p>(3) 被災通信設備の早急な災害復旧措置</p>													

ページ	旧	新
33	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県の特質及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>1 台風の発生傾向</p> <p>日本に接近する台風については、発生数そのものは、過去5年間平均は22個を超えている。加えて、年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を過去5年平均としてみたとき、20年前から比較すると平均気圧は下がってきており、気象庁も「地球温暖化に伴う台風やハリケーンといった熱帯低気圧の活動の予測研究によると、非常に強い熱帯低気圧の数は増えると予測される。」と指摘している。日本近海での海水温の上昇などの影響を受け、南海上で発生した台風が勢力を弱めないまま日本に接近するケースが増加していることなどが考えられる。</p> <p>【図表 台風の発生数】</p>  <p>【図表 台風の最低気圧の推移】</p> 	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県の特質及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>1 台風の発生傾向</p> <p>日本に接近する台風については、発生数そのものは、過去5年間平均は23個を超えている。加えて、年間で最も強い勢力の台風が示した最低気圧の値を過去5年平均としてみたとき、20年前から比較すると平均気圧は下がってきており、気象庁も「地球温暖化に伴う台風やハリケーンといった熱帯低気圧の活動の予測研究によると、非常に強い熱帯低気圧の数は増えると予測される。」と指摘している。日本近海での海水温の上昇などの影響を受け、南海上で発生した台風が勢力を弱めないまま日本に接近するケースが増加していることなどが考えられる。</p> <p>【図表 台風の発生数】</p>  <p>【図表 台風の最低気圧の推移】</p> 
34	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県の特質及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>2 大雨の発生傾向</p> <p>【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国約1,300地点）】</p> <p>（上）1時間降水量50ミリ以上 （下）1時間降水量80ミリ以上</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県の特質及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>2 大雨の発生傾向</p> <p>【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（全国約1,300地点）】</p> <p>（上）1時間降水量50ミリ以上 （下）1時間降水量80ミリ以上</p>

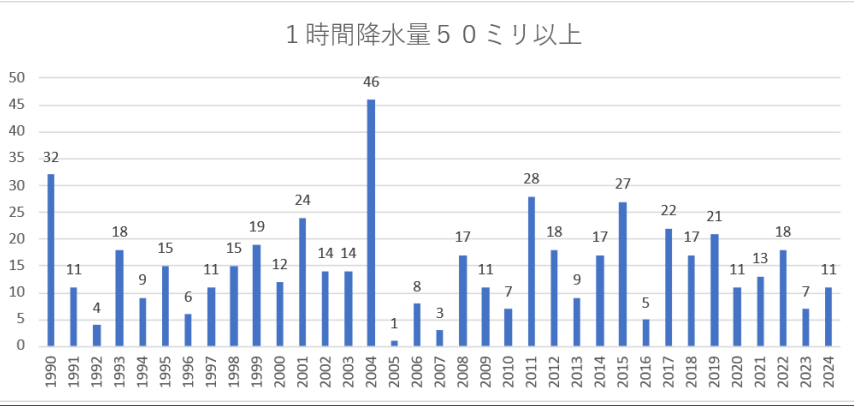
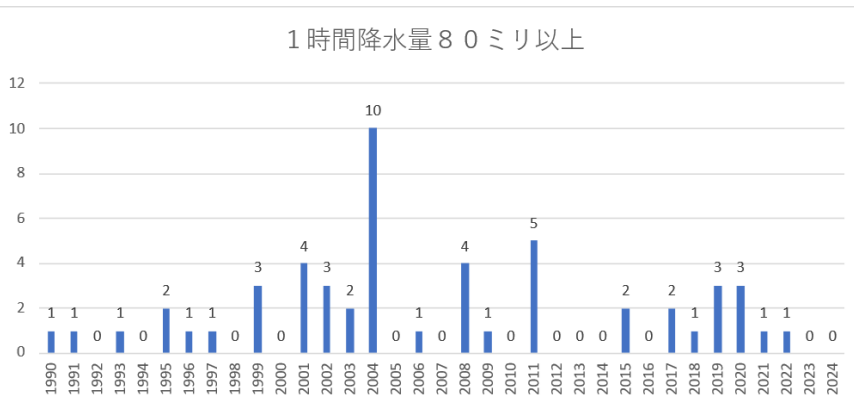
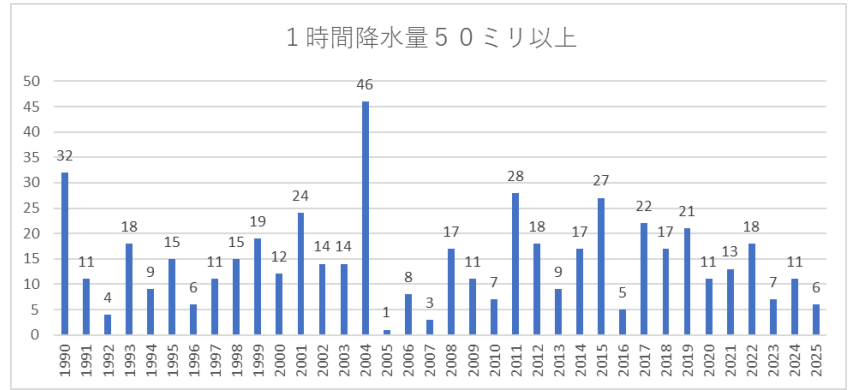
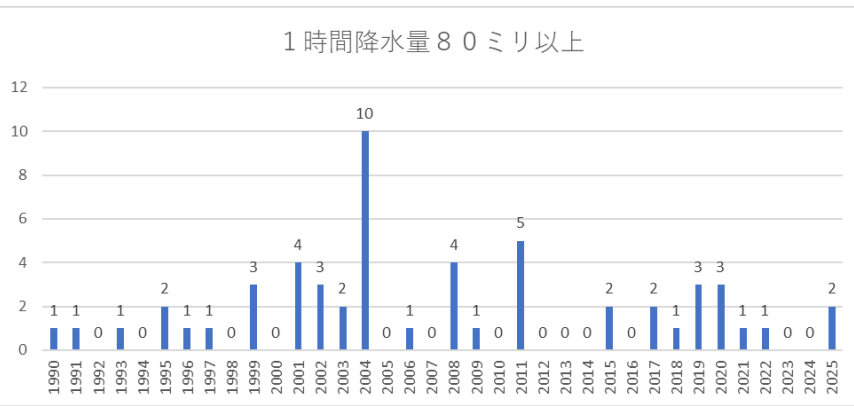
ページ 旧 新



36

第1部 総則
 第3章 三重県の特質及び風水害等の状況
 第3節 近年の気象及び災害の傾向
 第1項 近年の気象の傾向
 2 大雨の発生傾向
 【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県20地点）】
 (上) 1時間降水量5.0ミリ以上 (下) 1時間降水量8.0ミリ以上

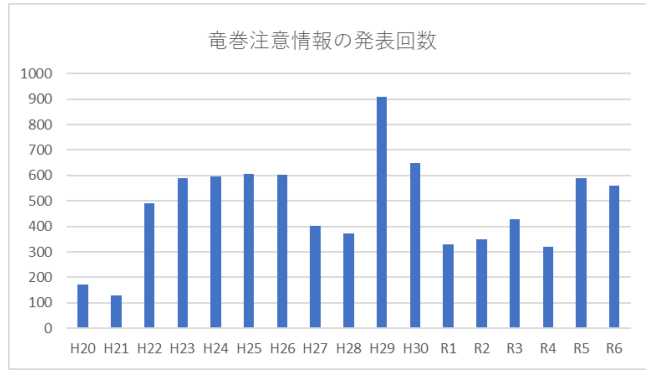
第1部 総則
 第3章 三重県の特質及び風水害等の状況
 第3節 近年の気象及び災害の傾向
 第1項 近年の気象の傾向
 2 大雨の発生傾向
 【図表 アメダスが観測した短時間強雨の発生回数（三重県20地点）】
 (上) 1時間降水量5.0ミリ以上 (下) 1時間降水量8.0ミリ以上

ページ	旧	新																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	<p>20 地点：津、亀山、笠取山、四日市、白山、小俣、上野、粥見、北勢、藤坂峠、桑名、名張、南伊勢、鳥羽、紀伊長島、阿児、宮川、尾鷲、熊野新鹿、御浜</p>  <table border="1"> <caption>1 時間降水量 5.0 ミリ以上</caption> <thead> <tr><th>年</th><th>回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1990</td><td>32</td></tr><tr><td>1991</td><td>11</td></tr><tr><td>1992</td><td>4</td></tr><tr><td>1993</td><td>18</td></tr><tr><td>1994</td><td>9</td></tr><tr><td>1995</td><td>15</td></tr><tr><td>1996</td><td>6</td></tr><tr><td>1997</td><td>11</td></tr><tr><td>1998</td><td>15</td></tr><tr><td>1999</td><td>19</td></tr><tr><td>2000</td><td>12</td></tr><tr><td>2001</td><td>24</td></tr><tr><td>2002</td><td>14</td></tr><tr><td>2003</td><td>14</td></tr><tr><td>2004</td><td>46</td></tr><tr><td>2005</td><td>1</td></tr><tr><td>2006</td><td>8</td></tr><tr><td>2007</td><td>3</td></tr><tr><td>2008</td><td>17</td></tr><tr><td>2009</td><td>11</td></tr><tr><td>2010</td><td>7</td></tr><tr><td>2011</td><td>28</td></tr><tr><td>2012</td><td>18</td></tr><tr><td>2013</td><td>9</td></tr><tr><td>2014</td><td>17</td></tr><tr><td>2015</td><td>27</td></tr><tr><td>2016</td><td>5</td></tr><tr><td>2017</td><td>22</td></tr><tr><td>2018</td><td>17</td></tr><tr><td>2019</td><td>21</td></tr><tr><td>2020</td><td>11</td></tr><tr><td>2021</td><td>13</td></tr><tr><td>2022</td><td>18</td></tr><tr><td>2023</td><td>7</td></tr><tr><td>2024</td><td>11</td></tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <caption>1 時間降水量 8.0 ミリ以上</caption> <thead> <tr><th>年</th><th>回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1990</td><td>1</td></tr><tr><td>1991</td><td>1</td></tr><tr><td>1992</td><td>0</td></tr><tr><td>1993</td><td>1</td></tr><tr><td>1994</td><td>0</td></tr><tr><td>1995</td><td>2</td></tr><tr><td>1996</td><td>1</td></tr><tr><td>1997</td><td>1</td></tr><tr><td>1998</td><td>0</td></tr><tr><td>1999</td><td>3</td></tr><tr><td>2000</td><td>0</td></tr><tr><td>2001</td><td>4</td></tr><tr><td>2002</td><td>3</td></tr><tr><td>2003</td><td>2</td></tr><tr><td>2004</td><td>10</td></tr><tr><td>2005</td><td>0</td></tr><tr><td>2006</td><td>1</td></tr><tr><td>2007</td><td>0</td></tr><tr><td>2008</td><td>4</td></tr><tr><td>2009</td><td>1</td></tr><tr><td>2010</td><td>0</td></tr><tr><td>2011</td><td>5</td></tr><tr><td>2012</td><td>0</td></tr><tr><td>2013</td><td>0</td></tr><tr><td>2014</td><td>0</td></tr><tr><td>2015</td><td>2</td></tr><tr><td>2016</td><td>0</td></tr><tr><td>2017</td><td>2</td></tr><tr><td>2018</td><td>1</td></tr><tr><td>2019</td><td>3</td></tr><tr><td>2020</td><td>3</td></tr><tr><td>2021</td><td>1</td></tr><tr><td>2022</td><td>1</td></tr><tr><td>2023</td><td>0</td></tr><tr><td>2024</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>	年	回数	1990	32	1991	11	1992	4	1993	18	1994	9	1995	15	1996	6	1997	11	1998	15	1999	19	2000	12	2001	24	2002	14	2003	14	2004	46	2005	1	2006	8	2007	3	2008	17	2009	11	2010	7	2011	28	2012	18	2013	9	2014	17	2015	27	2016	5	2017	22	2018	17	2019	21	2020	11	2021	13	2022	18	2023	7	2024	11	年	回数	1990	1	1991	1	1992	0	1993	1	1994	0	1995	2	1996	1	1997	1	1998	0	1999	3	2000	0	2001	4	2002	3	2003	2	2004	10	2005	0	2006	1	2007	0	2008	4	2009	1	2010	0	2011	5	2012	0	2013	0	2014	0	2015	2	2016	0	2017	2	2018	1	2019	3	2020	3	2021	1	2022	1	2023	0	2024	0	<p>20 地点：津、亀山、笠取山、四日市、白山、小俣、上野、粥見、北勢、藤坂峠、桑名、名張、南伊勢、鳥羽、紀伊長島、阿児、宮川、尾鷲、熊野新鹿、御浜</p>  <table border="1"> <caption>1 時間降水量 5.0 ミリ以上</caption> <thead> <tr><th>年</th><th>回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1990</td><td>32</td></tr><tr><td>1991</td><td>11</td></tr><tr><td>1992</td><td>4</td></tr><tr><td>1993</td><td>18</td></tr><tr><td>1994</td><td>9</td></tr><tr><td>1995</td><td>15</td></tr><tr><td>1996</td><td>6</td></tr><tr><td>1997</td><td>11</td></tr><tr><td>1998</td><td>15</td></tr><tr><td>1999</td><td>19</td></tr><tr><td>2000</td><td>12</td></tr><tr><td>2001</td><td>24</td></tr><tr><td>2002</td><td>14</td></tr><tr><td>2003</td><td>14</td></tr><tr><td>2004</td><td>46</td></tr><tr><td>2005</td><td>1</td></tr><tr><td>2006</td><td>8</td></tr><tr><td>2007</td><td>3</td></tr><tr><td>2008</td><td>17</td></tr><tr><td>2009</td><td>11</td></tr><tr><td>2010</td><td>7</td></tr><tr><td>2011</td><td>28</td></tr><tr><td>2012</td><td>18</td></tr><tr><td>2013</td><td>9</td></tr><tr><td>2014</td><td>17</td></tr><tr><td>2015</td><td>27</td></tr><tr><td>2016</td><td>5</td></tr><tr><td>2017</td><td>22</td></tr><tr><td>2018</td><td>17</td></tr><tr><td>2019</td><td>21</td></tr><tr><td>2020</td><td>11</td></tr><tr><td>2021</td><td>13</td></tr><tr><td>2022</td><td>18</td></tr><tr><td>2023</td><td>7</td></tr><tr><td>2024</td><td>11</td></tr><tr><td>2025</td><td>6</td></tr> </tbody> </table>  <table border="1"> <caption>1 時間降水量 8.0 ミリ以上</caption> <thead> <tr><th>年</th><th>回数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1990</td><td>1</td></tr><tr><td>1991</td><td>1</td></tr><tr><td>1992</td><td>0</td></tr><tr><td>1993</td><td>1</td></tr><tr><td>1994</td><td>0</td></tr><tr><td>1995</td><td>2</td></tr><tr><td>1996</td><td>1</td></tr><tr><td>1997</td><td>1</td></tr><tr><td>1998</td><td>0</td></tr><tr><td>1999</td><td>3</td></tr><tr><td>2000</td><td>0</td></tr><tr><td>2001</td><td>4</td></tr><tr><td>2002</td><td>3</td></tr><tr><td>2003</td><td>2</td></tr><tr><td>2004</td><td>10</td></tr><tr><td>2005</td><td>0</td></tr><tr><td>2006</td><td>1</td></tr><tr><td>2007</td><td>0</td></tr><tr><td>2008</td><td>4</td></tr><tr><td>2009</td><td>1</td></tr><tr><td>2010</td><td>0</td></tr><tr><td>2011</td><td>5</td></tr><tr><td>2012</td><td>0</td></tr><tr><td>2013</td><td>0</td></tr><tr><td>2014</td><td>0</td></tr><tr><td>2015</td><td>2</td></tr><tr><td>2016</td><td>0</td></tr><tr><td>2017</td><td>2</td></tr><tr><td>2018</td><td>1</td></tr><tr><td>2019</td><td>3</td></tr><tr><td>2020</td><td>3</td></tr><tr><td>2021</td><td>1</td></tr><tr><td>2022</td><td>1</td></tr><tr><td>2023</td><td>0</td></tr><tr><td>2024</td><td>0</td></tr><tr><td>2025</td><td>2</td></tr> </tbody> </table>	年	回数	1990	32	1991	11	1992	4	1993	18	1994	9	1995	15	1996	6	1997	11	1998	15	1999	19	2000	12	2001	24	2002	14	2003	14	2004	46	2005	1	2006	8	2007	3	2008	17	2009	11	2010	7	2011	28	2012	18	2013	9	2014	17	2015	27	2016	5	2017	22	2018	17	2019	21	2020	11	2021	13	2022	18	2023	7	2024	11	2025	6	年	回数	1990	1	1991	1	1992	0	1993	1	1994	0	1995	2	1996	1	1997	1	1998	0	1999	3	2000	0	2001	4	2002	3	2003	2	2004	10	2005	0	2006	1	2007	0	2008	4	2009	1	2010	0	2011	5	2012	0	2013	0	2014	0	2015	2	2016	0	2017	2	2018	1	2019	3	2020	3	2021	1	2022	1	2023	0	2024	0	2025	2
年	回数																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1990	32																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1991	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1992	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1993	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1994	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1995	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1996	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1997	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1998	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1999	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2000	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2001	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2002	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2003	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2004	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2005	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2006	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2007	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2008	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2009	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2010	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2011	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2012	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2013	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2014	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2015	27																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2016	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2017	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2018	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2019	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2020	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2021	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2022	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2023	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2024	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
年	回数																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1990	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1991	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1992	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1993	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1994	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1995	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1996	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1997	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1998	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1999	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2000	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2001	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2002	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2003	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2004	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2005	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2006	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2007	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2008	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2009	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2010	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2011	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2012	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2013	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2014	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2015	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2016	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2017	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2018	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2019	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2020	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2021	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2022	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2023	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2024	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
年	回数																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1990	32																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1991	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1992	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1993	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1994	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1995	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1996	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1997	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1998	15																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1999	19																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2000	12																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2001	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2002	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2003	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2004	46																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2005	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2006	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2007	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2008	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2009	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2010	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2011	28																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2012	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2013	9																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2014	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2015	27																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2016	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2017	22																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2018	17																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2019	21																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2020	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2021	13																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2022	18																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2023	7																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2024	11																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2025	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
年	回数																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1990	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1991	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1992	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1993	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1994	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1995	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1996	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1997	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1998	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1999	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2000	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2001	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2002	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2003	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2004	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2005	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2006	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2007	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2008	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2009	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2010	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2011	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2012	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2013	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2014	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2015	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2016	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2017	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2018	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2019	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2020	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2021	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2022	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2023	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2024	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
2025	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
38	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県の特質及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>3 竜巻の発生状況</p> <p>気象庁では平成20年から竜巻注意情報を発表している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風（以下「竜巻等」）に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表しており、発表回数は年平均約476回、実際に発生が確認された竜巻等は、年平均で約31件（平成20年～令和6年、海上竜巻を除く）に上っている。</p> <p>三重県においては、平成20年度の発表開始以降、令和6年12月までの間に18件（現象区分の不明を除く）</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第3章 三重県の特質及び風水害等の状況</p> <p>第3節 近年の気象及び災害の傾向</p> <p>第1項 近年の気象の傾向</p> <p>3 竜巻の発生状況</p> <p>気象庁では平成20年から竜巻注意情報を発表している。竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風（以下「竜巻等」）に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として発表しており、発表回数は年平均約484回、実際に発生が確認された竜巻等は、年平均で約31件（平成20年～令和7年、海上竜巻を除く）に上っている。</p> <p>三重県においては、平成20年度の発表開始以降、令和7年12月までの間に18件（現象区分の不明を除く）の</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

ページ	旧	新
-----	---	---

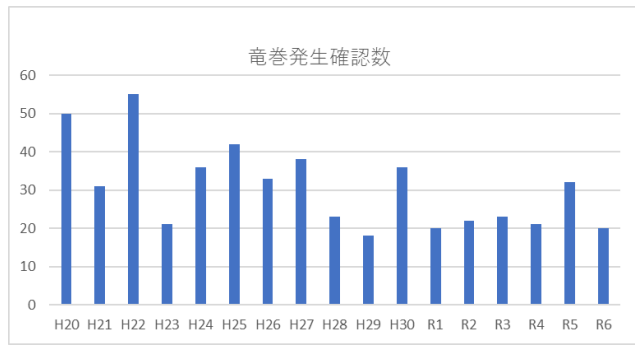
の発生が確認されている。

【図表 全国の竜巻注意情報の発表回数（平成20年～令和6年）】



※平成20年については、同年3月26日の竜巻注意情報の運用開始から同年12月31日までの約9か月間。
 ※平成22年5月27日の竜巻発生確度ナウキャストの提供開始に伴い、発表基準が変更されたため、同年前後の発表回数を単純に比較することはできない。
 ※平成28年12月15日までは県単位、それ以降は、「〇〇県南部」のように県を1から4程度に区域を分けて発表。
 （気象庁ホームページ「竜巻注意情報の精度について」を基に作成）

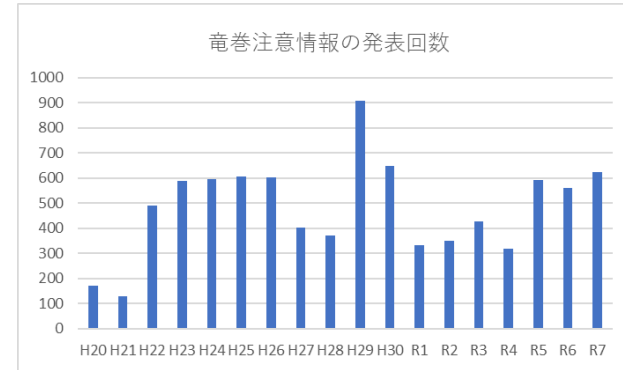
【図表 全国の竜巻発生確認数】



※集計対象は、「竜巻」及び「ダウンバースト」又は「ガストフロント」と認定した事例の年ごとの発生確認

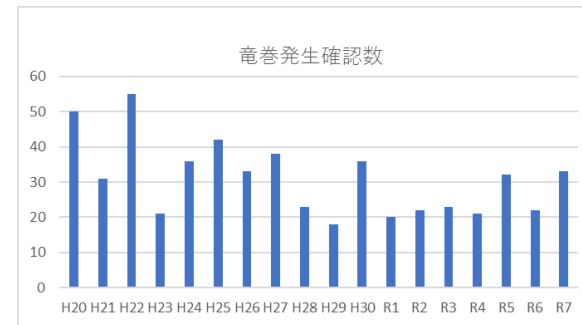
発生が確認されている。

【図表 全国の竜巻注意情報の発表回数（平成20年～令和7年）】

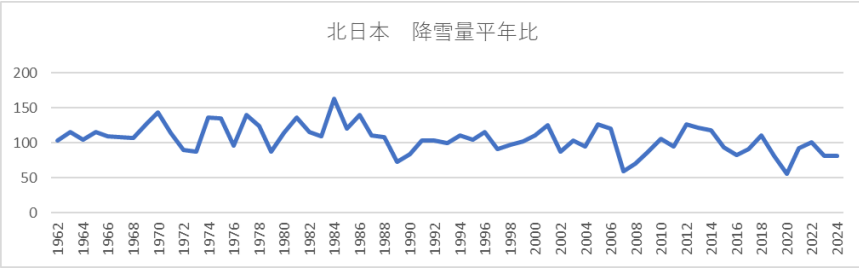
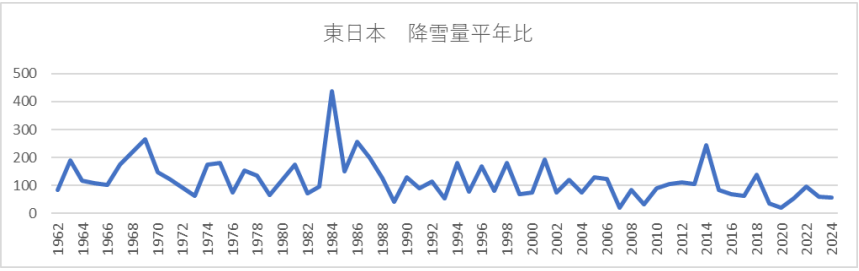
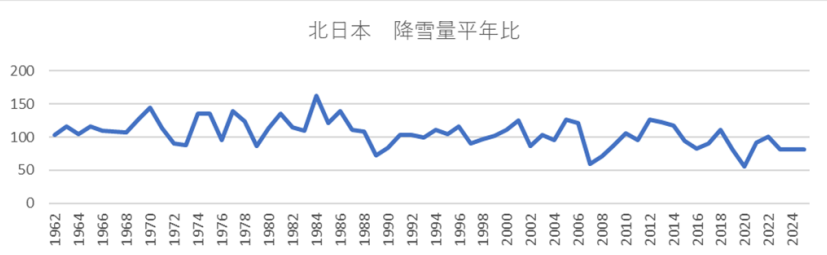
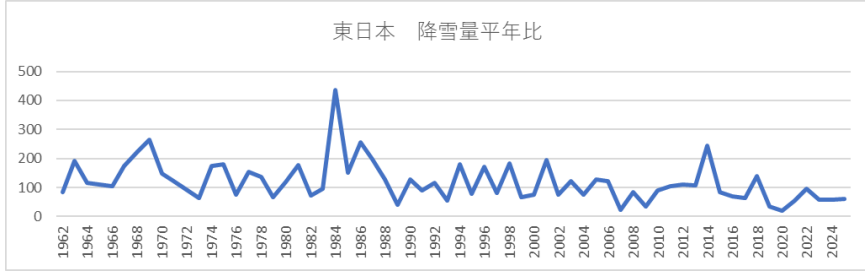


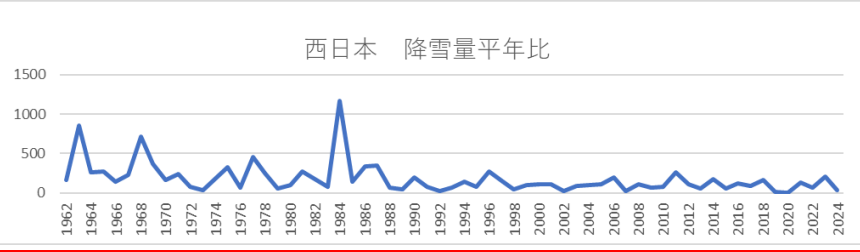
※平成20年については、同年3月26日の竜巻注意情報の運用開始から同年12月31日までの約9か月間。
 ※平成22年5月27日の竜巻発生確度ナウキャストの提供開始に伴い、発表基準が変更されたため、同年前後の発表回数を単純に比較することはできない。
 ※平成28年12月15日までは県単位、それ以降は、「〇〇県南部」のように県を1から4程度に区域を分けて発表。
 （気象庁ホームページ「竜巻注意情報の精度について」を基に作成）

【図表 全国の竜巻発生確認数】



※集計対象は、「竜巻」及び「ダウンバースト」又は「ガストフロント」と認定した事例の年ごとの発生確認数。

ページ	旧	新
	<p>数。ただし、水上で発生しその後上陸しなかった事例（いわゆる「海上竜巻」）は除外。 （気象庁ホームページ「竜巻等の突風データベース」を基に作成）</p>	<p>ただし、水上で発生しその後上陸しなかった事例（いわゆる「海上竜巻」）は除外。 （気象庁ホームページ「竜巻等の突風データベース」を基に作成）</p>
40	<p>第1部 総則 第3章 三重県の特質及び風水害等の状況 第3節 近年の気象及び災害の傾向 第1項 近年の気象の傾向 4 大雪の発生状況 【図表 降雪量の年平均比の推移】</p>  	<p>第1部 総則 第3章 三重県の特質及び風水害等の状況 第3節 近年の気象及び災害の傾向 第1項 近年の気象の傾向 4 大雪の発生状況 【図表 降雪量の年平均比の推移】</p>  

ページ	旧	新
		
69	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第2章 災害予防・減災対策</p> <p>第2節 避難対策等の推進（予防7）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 県における対策及び市町を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部）</p> <p>公園等の所有地や一定規模の所有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を推進する。</p> <p>市町が指定する指定避難所において、<u>空調設備の導入、断水時に備えた生活水の確保（防災井戸の整備等）、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）を促進する。また、市町による避難路の整備にあたっては、夜間など通常より避難が困難な状況を想定し、照明の設置等の対策を促進するほか、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化が必要であることから、防火帯、防火壁などの延焼対策を促進する。（推進計画）</u></p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第2章 災害予防・減災対策</p> <p>第2節 避難対策等の推進（予防7）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 県における対策及び市町を対象とした対策</p> <p>(1) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の整備（関係各部）</p> <p>公園等の所有地や一定規模の所有施設等について、防災上の総合的な利用計画等を策定していく中で、可能な施設等を市町の指定緊急避難場所、指定避難所として活用することを検討するとともに、これら指定緊急避難場所、指定避難所への備蓄や安全に避難するための避難路の整備を推進する。</p> <p>市町が指定する指定避難所において、<u>暑さ・寒さ対策のための空調設備などの導入、断水時に備えた生活水の確保（防災井戸の整備等）を促進するとともに、スフィア基準を踏まえて1人あたり3.5㎡以上の居住スペースの確保や、発災時からの簡易ベッドやパーティションの設置、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）、温かい食事の提供や入浴機会の確保のための体制整備を促進する。</u></p> <p>市町による避難路の整備にあたっては、夜間など通常より避難が困難な状況を想定し、照明の設置等の対策を促進するほか、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道といったエリアの不燃化が必要であることから、防火帯、防火壁などの延焼対策を促進する。（推進計画）</p>
70	<p>■県が実施する対策</p> <p>1 県における対策及び市町を対象とした対策</p> <p>(8) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、観光部）</p> <p>平常時から情報共有する場を設けるなど、観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、<u>一時休憩場所又は一時避難所として</u>利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>1 県における対策及び市町を対象とした対策</p> <p>(8) 観光客、帰宅困難者等対策（防災対策部、観光部）</p> <p>平常時から情報共有する場を設けるなど、観光関連団体等との連携を密にして啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として、旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供<u>のための一時滞在施設や待機場所</u>として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。</p>

ページ	旧	新																								
71	<p>■市町が実施する対策</p> <p>1 地域等を対象とした対策</p> <p>(2) 指定避難所、避難路の整備・周知</p> <p>被災者が一定期間滞在する避難所について、<u>一定の生活環境</u>が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。</p> <p>指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な<u>資器材</u>等の備蓄を図る。また、<u>避難所への空調設備の導入、断水時に備えた生活用水の確保（防災井戸の整備等）、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）</u>に努める。</p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>1 地域等を対象とした対策</p> <p>(2) 指定避難所、避難路の整備・周知</p> <p>被災者が一定期間滞在する避難所について、<u>スフィア基準を踏まえた良好な</u>生活環境が確保される等、内閣府令で定める基準に適合するものを、指定避難所としてあらかじめ整備及び指定するとともに、指定緊急避難場所から指定避難所までの安全な避難路(道路)を整備して、地域・住民に周知する。</p> <p>指定避難所の整備・指定にあたっては、要配慮者に十分配慮するとともに、必要な<u>資機材</u>等の備蓄を図る。また、<u>暑さ・寒さ対策のための空調設備などの導入、断水時に備えた生活用水の確保（防災井戸の整備等）を促進するとともに、スフィア基準を踏まえて1人あたり3.5㎡以上の居住スペースの確保や、発災時からの簡易ベッドやパーティションの設置、衛生的なトイレ環境の整備（簡易トイレの確保、マンホールトイレの整備等）、温かい食事の提供や入浴機会の確保のための体制整備</u>に努める。</p>																								
72	<p>■自主防災組織等が実施する対策</p> <p>1 地域の避難対策の推進</p> <p>市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定<u>及びこれらに基づく</u>防災訓練等の実施に努める。</p>	<p>■自主防災組織等が実施する対策</p> <p>1 地域の避難対策の推進</p> <p>市町が行う避難対策に協力し、地域の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の整備、地域や個人の避難計画等の策定、避難所運営マニュアルの策定や<u>避難所運営委員会の体制構築に努めるとともに、発災時に避難所運営に参画・協力できるような各種</u>防災訓練等の実施に努める。</p>																								
75	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第3章 風水害に強い県土づくりの推進</p> <p>第1節 水害・高潮被害予防対策の推進（予防8）</p> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" data-bbox="176 963 1124 1297"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策(活動)項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>県民</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>住民</td> <td>(略) (6) 要配慮者利用施設の<u>水害対策</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> <td>住民</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策(活動)項目	県	県民	(略)	市町	住民	(略) (6) 要配慮者利用施設の <u>水害対策</u> (略)	その他の防災関係機関	住民	(略)	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第3章 風水害に強い県土づくりの推進</p> <p>第1節 水害・高潮被害予防対策の推進（予防8）</p> <p>第2項 対策項目</p> <p>【公助】</p> <table border="1" data-bbox="1160 963 2130 1297"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対象</th> <th>対策(活動)項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>県民</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>住民</td> <td>(略) (6) 要配慮者利用施設<u>等</u>の<u>水害対策</u> (略)</td> </tr> <tr> <td>その他の防災関係機関</td> <td>住民</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対象	対策(活動)項目	県	県民	(略)	市町	住民	(略) (6) 要配慮者利用施設 <u>等</u> の <u>水害対策</u> (略)	その他の防災関係機関	住民	(略)
実施主体	対象	対策(活動)項目																								
県	県民	(略)																								
市町	住民	(略) (6) 要配慮者利用施設の <u>水害対策</u> (略)																								
その他の防災関係機関	住民	(略)																								
実施主体	対象	対策(活動)項目																								
県	県民	(略)																								
市町	住民	(略) (6) 要配慮者利用施設 <u>等</u> の <u>水害対策</u> (略)																								
その他の防災関係機関	住民	(略)																								

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
76	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第3章 風水害に強い県土づくりの推進</p> <p>第1節 水害・高潮被害予防対策の推進（予防8）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>6 老朽ため池対策（農林水産部）</p> <p>県内のため池は、農業用水の貴重な水源として重要な役割を果たしているが、多くは江戸時代以前に築造されたもので、堤体及び洪水吐き等の老朽化が著しく、地震や集中豪雨による決壊の危険性があるため、耐震及び老朽化対策の改修工事を実施する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第3章 風水害に強い県土づくりの推進</p> <p>第1節 水害・高潮被害予防対策の推進（予防8）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>6 防災重点農業用ため池対策（農林水産部）</p> <p>県内のため池は、農業用水の貴重な水源として重要な役割を果たしているが、多くは江戸時代以前に築造されたもので、老朽化が進行しているとともに、地震や豪雨などに対する安全性が懸念されていることから、決壊した場合にその周辺区域に人的被害等を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、防災工事等を実施する。</p>
77	<p>■市町が実施する対策</p> <p>6 要配慮者利用施設の水害対策</p> <p>水防法に基づく浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるものについて、施設の名称及び所在地、洪水予報等の伝達方法を市町地域防災計画に定める。</p> <p>また、施設管理者等が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練結果の確認を行うとともに、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。</p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>6 要配慮者利用施設等の水害対策</p> <p>(1)市町地域防災計画</p> <p>水防法に基づく浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、次の事項について定める。</p> <p>①洪水予報等の伝達方法</p> <p>②避難場所及び避難路に関する事項</p> <p>③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>④浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地</p> <p>ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの</p> <p>ウ 大規模な工場その他の施設であって市町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの</p> <p>⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>(2)避難確保計画等の確認</p> <p>施設管理者が作成する避難確保計画及びその計画に基づく避難訓練の結果や、地下街等や大規模工場等については浸水防止計画の確認を行うとともに、避難確保計画等を作成していない施設管理者等に対して作成することを求めるなどの指示を行う。</p>

ページ	旧	新
78	(新設)	<p>■事業者等が実施する対策</p> <p><u>＜地下街等の所有者又は管理者＞</u></p> <p>水防法に基づく浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</p> <p>1 計画の作成等</p> <p>単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であってその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。</p> <p>計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町長に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>計画で定めるところにより、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。</p> <p>3 自衛水防組織の設置</p> <p>国土交通省令で定めるところにより、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。</p> <p>自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。</p> <p><u>＜要配慮者利用施設の所有者又は管理者＞</u></p> <p>水防法に基づく浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の1及び2の措置をとらなければならない。また、3のとおり努めなければならない。</p> <p>1 計画の作成等</p> <p>国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</p> <p>計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</p> <p>2 訓練の実施</p> <p>計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。</p> <p>3 自衛水防組織の設置</p> <p>国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保</p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
		<p><u>を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。</u></p> <p><u>自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。</u></p> <p><u><大規模工場等の所有者又は管理者></u></p> <p><u>水防法に基づく想定区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。</u></p> <p><u>計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。</u></p>
77	<p>■市町が実施する対策</p> <p>9 防災重点農業用ため池対策</p> <p>「<県が実施する対策>6 老朽ため池対策」に準じる</p> <p>【市町地域防災計画記載検討項目】</p> <p>(6) 要配慮者利用施設の水害対策</p> <p>(9) 防災重点農業用ため池対策</p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>9 防災重点農業用ため池対策</p> <p>「<県が実施する対策>6 老朽ため池対策」に準じる</p> <p>【市町地域防災計画記載検討項目】</p> <p>(6) 要配慮者利用施設等の水害対策</p> <p>(9) 防災重点農業用ため池対策</p>
83	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第3章 風水害に強い県土づくりの推進</p> <p>第2節 地盤災害防止対策の推進</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 宅地災害の防止</p> <p><u>③ 大規模盛土造成地マップの作成・公表</u></p> <p><u>豪雨等で滑动崩落の可能性のある大規模盛土造成地について調査を行うとともに、抽出された盛土造成地について「大規模盛土造成地マップ」の作成・公表を行う。</u></p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第3章 風水害に強い県土づくりの推進</p> <p>第2節 地盤災害防止対策の推進</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 宅地災害の防止</p> <p><u>(削除)</u></p>

ページ	旧	新								
83	<p>■県が実施する対策</p> <p>3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）</p> <p>(1) 被災宅地危険度判定士の養成</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="188 292 999 379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (R6.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>1,312人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (R6.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	1,312人	<p>■県が実施する対策</p> <p>3 被災宅地危険度判定体制の整備（県土整備部）</p> <p>(1) 被災宅地危険度判定士の養成</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1167 292 1977 379"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>現状 (R7.3 末現在)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災宅地危険度判定士</td> <td>1,293人</td> </tr> </tbody> </table>	項目	現状 (R7.3 末現在)	被災宅地危険度判定士	1,293人
項目	現状 (R6.3 末現在)									
被災宅地危険度判定士	1,312人									
項目	現状 (R7.3 末現在)									
被災宅地危険度判定士	1,293人									
88	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第3章 風水害に強い県土づくりの推進</p> <p>第3節 農地・森林・漁村の防災対策の推進（予防10）</p> <p>■市町が実施する対策</p> <div data-bbox="165 560 546 794" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業基盤整備課、農産園芸課、森林・林業経営課、治山林道課、水産基盤整備課、畜産課 <p>【監修部隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会基盤対策部隊（農林水産対策班） </div>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第3章 風水害に強い県土づくりの推進</p> <p>第3節 農地・森林・漁村の防災対策の推進（予防10）</p> <p>■市町が実施する対策</p> <div data-bbox="1149 560 1529 794" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業基盤整備課、農産園芸課、森林・林業経営課、治山林道課、水産基盤整備課、家畜防疫対策課 <p>【監修部隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会基盤対策部隊（農林水産対策班） </div>								
90	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第4章 緊急輸送の確保</p> <p>第1節 第1節 輸送体制の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 陸上輸送対策</p> <p>(1)緊急輸送道路の指定（防災対策部、県土整備部）</p> <p>① 緊急輸送道路</p> <p>県は、隣接府県及び防災上の拠点となる施設を結ぶ路線等を緊急輸送道路に指定する。</p> <p>ア 第1次緊急輸送道路</p> <p>a 広域的な交通を分担することのできる高規格道路</p> <p>b 広域幹線道路である一般国道（指定区間）</p> <p>c 防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路</p> <p>d 第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記 a, b, c を連絡、補完する道路</p> <p>※ a, b のうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く</p> <p>イ 第2次緊急輸送道路</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第4章 緊急輸送の確保</p> <p>第1節 第1節 輸送体制の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 陸上輸送対策</p> <p>(1)緊急輸送道路の指定（防災対策部、県土整備部）</p> <p>ア 緊急輸送道路</p> <p>県は、<u>高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と都道府県知事が指定するもの（地方公共団体等の庁舎等の所在地、救援物資等の備蓄地点等及び広域避難地など）とを連絡し、又はそれらの拠点を相互に連絡する道路を緊急輸送道路に指定する。</u></p> <p>① 第1次緊急輸送道路</p> <p>県庁所在地、地方中心都市及び重要な港湾、空港等を連絡する道路</p> <p>a 広域的な交通を分担することのできる高規格道路</p> <p>b 広域幹線道路である一般国道（指定区間）</p> <p>c 防災拠点のうち県本庁舎、県総合庁舎、地方中心都市庁舎、国際拠点港湾管理庁舎、国際拠点港湾及び自衛隊駐屯地に接続する道路</p>								

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新																																																																							
	<p><u>第1次緊急輸送道路と市町役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、広域防災拠点等）を連絡する道路</u></p> <p><u>a 第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点を連絡する道路</u></p> <p><u>ウ 第3次緊急輸送道路</u></p> <p><u>その他の道路</u></p> <p><u>a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路</u></p> <p><u>b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点を連絡する道路</u></p> <p>イ 防災上の拠点となる施設</p> <p>ア 第1次</p> <p><u>a 県庁及び地方生活圏の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（県の拠点総合庁舎）</u></p> <p><u>b 県内の港湾のうち救援物資等の備蓄・集散上の最重要となる港湾とその管理の拠点（四日市港、国土交通省四日市港湾事務所、四日市港管理組合）</u></p> <p><u>c 地方中心都市（地域防災総合事務所所在地）の市庁舎</u></p> <p><u>d 広域救護活動等の拠点（陸上自衛隊駐屯地）</u></p> <p>イ 第2次</p> <p><u>a 市町内の救援物資等の備蓄・集散上の拠点（市町庁舎・市町分庁舎）</u></p> <p><u>b 道路管理の拠点（国土交通省、中日本高速道路株式会社の各事務所）</u></p> <p><u>c 救援物資等の備蓄・集散上の拠点（重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、広域防災拠点及びヘリポート）</u></p> <p><u>d 救援活動等の拠点（海上保安庁、警察、消防本部各庁舎）</u></p> <p><u>e 医療活動の拠点（災害拠点病院及び災害医療支援病院等）</u></p> <p>ウ 第3次</p> <p><u>a 鉄道輸送の拠点（JR、近鉄の主要駅）</u></p> <p><u>b 救助機関の活動拠点</u></p> <p><u>c 市町の地域内輸送拠点</u></p> <p><u>d 燃料供給拠点</u></p> <p><u>e 広域応援部隊の進出拠点</u></p>	<p><u>d 第1次緊急輸送道路ネットワークを形成するため上記a,b,cを連絡、補完する道路</u></p> <p><u>※ a,bのうち緊急輸送道路としてネットワーク化していない部分は除く</u></p> <p>② 第2次緊急輸送道路</p> <p><u>第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点等）を連絡する道路</u></p> <p><u>a 第1次緊急輸送道路と防災拠点である市町庁舎、市町分庁舎、道路管理庁舎、重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等、海上保安庁庁舎、警察庁舎、消防本部庁舎、広域防災拠点及びヘリポート、災害医療拠点を連絡する道路</u></p> <p>③ 第3次緊急輸送道路</p> <p><u>その他の道路</u></p> <p><u>a 第1次・第2次緊急輸送道路を補完する道路</u></p> <p><u>b 第1次緊急輸送道路または第2次緊急輸送道路と防災拠点であるJR貨物駅・特急停車駅、近鉄特急停車駅、救助活動拠点、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、製油所、進出拠点を連絡する道路</u></p> <p>イ 防災拠点</p> <p><u>防災拠点は、下表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1144 679 1995 1441"> <thead> <tr> <th rowspan="2">拠点名 (施設名)</th> <th colspan="3">緊急輸送道路区分</th> <th rowspan="2">指定理由</th> </tr> <tr> <th>1次</th> <th>2次</th> <th>3次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県本庁舎及び県総合庁舎</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">・災害対策本部が設置される庁舎及び災害応急対策活動が実施される庁舎等</td> </tr> <tr> <td>地方中心都市庁舎</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町庁舎</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町分庁舎</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td rowspan="3">・道路港湾の管理庁舎</td> </tr> <tr> <td>国際拠点港湾管理庁舎</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>道路管理庁舎</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国際拠点港湾（四日市港）</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>・援助物資等の備蓄、集散場の最重要拠点となる港湾</td> </tr> <tr> <td>重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>・援助物資等の備蓄、集散場の拠点となる港湾等</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊駐屯地</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="4">・救助関係機関の庁舎（災害時に救助活動等に従事する防災関係機関の庁舎</td> </tr> <tr> <td>海上保安庁庁舎</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警察庁舎</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防本部庁舎</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広域防災拠点及びヘリポート</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>・救援物資等の備蓄、集散上の拠点となる施設（広域防災拠点及びヘリポート）</td> </tr> <tr> <td>災害医療拠点</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>・災害拠点病院及び災害医療支援病院、</td> </tr> </tbody> </table>	拠点名 (施設名)	緊急輸送道路区分			指定理由	1次	2次	3次	県本庁舎及び県総合庁舎	○			・災害対策本部が設置される庁舎及び災害応急対策活動が実施される庁舎等	地方中心都市庁舎	○			市町庁舎		○		市町分庁舎		○		・道路港湾の管理庁舎	国際拠点港湾管理庁舎	○			道路管理庁舎		○		国際拠点港湾（四日市港）	○			・援助物資等の備蓄、集散場の最重要拠点となる港湾	重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等		○		・援助物資等の備蓄、集散場の拠点となる港湾等	陸上自衛隊駐屯地	○			・救助関係機関の庁舎（災害時に救助活動等に従事する防災関係機関の庁舎	海上保安庁庁舎		○		警察庁舎		○		消防本部庁舎		○		広域防災拠点及びヘリポート		○		・救援物資等の備蓄、集散上の拠点となる施設（広域防災拠点及びヘリポート）	災害医療拠点		○		・災害拠点病院及び災害医療支援病院、
拠点名 (施設名)	緊急輸送道路区分			指定理由																																																																					
	1次	2次	3次																																																																						
県本庁舎及び県総合庁舎	○			・災害対策本部が設置される庁舎及び災害応急対策活動が実施される庁舎等																																																																					
地方中心都市庁舎	○																																																																								
市町庁舎		○																																																																							
市町分庁舎		○		・道路港湾の管理庁舎																																																																					
国際拠点港湾管理庁舎	○																																																																								
道路管理庁舎		○																																																																							
国際拠点港湾（四日市港）	○			・援助物資等の備蓄、集散場の最重要拠点となる港湾																																																																					
重要港湾及び耐震強化岸壁整備港湾等		○		・援助物資等の備蓄、集散場の拠点となる港湾等																																																																					
陸上自衛隊駐屯地	○			・救助関係機関の庁舎（災害時に救助活動等に従事する防災関係機関の庁舎																																																																					
海上保安庁庁舎		○																																																																							
警察庁舎		○																																																																							
消防本部庁舎		○																																																																							
広域防災拠点及びヘリポート		○		・救援物資等の備蓄、集散上の拠点となる施設（広域防災拠点及びヘリポート）																																																																					
災害医療拠点		○		・災害拠点病院及び災害医療支援病院、																																																																					

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新																																			
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>SCU</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>・特急停車駅及び貨物取扱駅</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>救助機関の活動拠点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>市町の地域内輸送拠点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>燃料供給拠点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>広域応援部隊の進出拠点</td> </tr> </table>					SCU				○	・特急停車駅及び貨物取扱駅				○					○	救助機関の活動拠点				○	市町の地域内輸送拠点				○	燃料供給拠点				○	広域応援部隊の進出拠点
				SCU																																	
			○	・特急停車駅及び貨物取扱駅																																	
			○																																		
			○	救助機関の活動拠点																																	
			○	市町の地域内輸送拠点																																	
			○	燃料供給拠点																																	
			○	広域応援部隊の進出拠点																																	
91	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第4章 緊急輸送の確保</p> <p>第1節 輸送体制の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 陸上輸送対策</p> <p>(3) 輸送機能の確保(防災対策部、警察本部)</p> <p>ア 緊急通行車両等の確認</p> <p>緊急通行車両等であることの確認を行うことのできる車両について、災害対策基本法施行令、大規模地震対策特別措置法施行令、原子力災害対策特別措置法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の規程による「<u>緊急通行車両等事前確認制度</u>」に基づく確認手続を促進する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第4章 緊急輸送の確保</p> <p>第1節 輸送体制の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 陸上輸送対策</p> <p>(3) 輸送機能の確保(防災対策部、警察本部)</p> <p>ア 緊急通行車両等の確認</p> <p>緊急通行車両等であることの確認を行うことのできる車両について、災害対策基本法施行令、大規模地震対策特別措置法施行令、原子力災害対策特別措置法施行令及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の規程に基づく確認手続を促進する。</p>																																			
97	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第1節 災害対策機能の整備及び確保(予防12)</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の確立(防災対策部、地域連携・交通部)</p> <p>(1) 災害時用物資等の備蓄・調達(防災対策部)</p> <p>大規模な風水害で物資が不足する場合等を想定し、三重県備蓄・調達基本方針に基づき、県と市町の役割分担を踏まえて、災害時用物資の備蓄・調達を行う。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第1節 災害対策機能の整備及び確保(予防12)</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の確立(防災対策部、地域連携・交通部)</p> <p>(1) 災害時用物資等の備蓄・調達(防災対策部)</p> <p>大規模な風水害で物資が不足する場合等を想定し、三重県備蓄・調達基本方針に基づき、県と市町の役割分担を踏まえて、災害時用物資の備蓄・調達を行う。</p> <p><u>また、災害対策基本法に基づき、年に1回、災害時用物資等の備蓄状況を公表する。</u></p>																																			

ページ	旧	新
99	<p>■市が実施する対策</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>■市が実施する対策</p> <p><u>5 災害時用物資等の備蓄・調達・受入・供給体制の確立</u></p> <p><u>(1) 災害時用物資等の備蓄・調達</u></p> <p><u>大規模な風水害で物資が不足する場合等を想定し、三重県備蓄・調達基本方針に基づき、県と市町の役割分担を踏まえて、災害時用物資の備蓄・調達を行う。</u></p> <p><u>また、災害対策基本法に基づき、年に1回、災害時用物資等の備蓄状況を公表する。</u></p>
102	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1(2)カ 関係機関間の円滑な情報共有のための連携強化</p> <p>国、県、市町、関係機関等との情報の共有化を図るため、三重県防災情報システムによる情報共有を行うとともに、内閣府総合防災情報システム（SOBO-WEB）へのデータ連携を推進し、各機関が横断的に共有すべき防災情報の集約を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第2節 情報収集・情報伝達機能の整備及び確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1(2)カ 関係機関間の円滑な情報共有のための連携強化</p> <p>国、県、市町、関係機関等との情報の共有化を図るため、三重県防災情報システムによる情報共有を行うとともに、<u>三重県防災情報システムと内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）とのデータ連携を推進し、各機関が横断的に共有すべき防災情報の集約を図る。</u></p> <p><u>また、県・市町職員が内閣府新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用した情報収集を確実にできるよう、操作研修等によるシステムの利用について習熟を図る。</u></p>
113	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第4節 応援・受援体制の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 県災对本部に関する対策</p> <p>(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築（防災対策部）</p> <p>既に締結している「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」に基づき、国（指定地方行政機関）を含めた連携体制の整備を図るとともに、防災訓練を実施する。</p> <p>なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。（推進計画）</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第4節 応援・受援体制の整備</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 県災对本部に関する対策</p> <p>(2) 国及び県外地方公共団体との災害時連携体制の構築（防災対策部）</p> <p>既に締結している「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」<u>及び「南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプラン」</u>に基づき、国（指定地方行政機関）を含めた連携体制の整備を図るとともに、防災訓練<u>及び現地調整会議準備会</u>を実施する。</p> <p>なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。（推進計画）</p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
117	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 水道施設（県管理）を対象とした対策（企業庁）</p> <p>水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための 事前対策を実施するとともに、平常時の受水市町等との連絡、協調に努める。</p> <p>(1) 施設管理図書の整備</p> <p>被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備、保管を図る。</p> <p>(2) 応急給水・復旧のための体制整備</p> <p>(3) 浸水対策の実施</p> <p>洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第5節 ライフラインにかかる防災対策の推進（予防16）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 水道施設（県管理）を対象とした対策（企業庁）</p> <p>水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水市町等との連絡、協調に努める</p> <p>(1) 施設管理図書の整備</p> <p>被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書を整備、保管する。</p> <p>(2) 応急給水・復旧のための体制整備</p> <p>(3) 浸水対策の実施</p> <p>洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を行う。</p>
118	<p>■県が実施する対策</p> <p>3 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策（企業庁）</p> <p>工業用水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水企業等との連絡、協調に努める。</p> <p>(1) 施設管理図書の整備</p> <p>被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書の整備を図る。</p> <p>(2) 応急復旧のための体制整備</p> <p>(3) 浸水対策の実施</p> <p>洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を検討する。</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>3 工業用水道施設（県管理）を対象とした対策（企業庁）</p> <p>工業用水道施設被害を最小限にとどめ、早期復旧を図るための事前対策を実施するとともに、平常時の受水企業等との連絡、協調に努める。</p> <p>(1) 施設管理図書の整備</p> <p>被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動が行えるよう、施設管理図書を整備する。</p> <p>(2) 応急復旧のための体制整備</p> <p>(3) 浸水対策の実施</p> <p>洪水ハザードマップ等による浸水予測の結果を参考に、浸水が予想される施設・設備等の浸水対策を行う。</p>
124	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>(7) 災对本部設置訓練（防災対策部、総務部）</p> <p>県庁舎近隣に居住する職員（緊急初動対策要員）を対象とした、災对本部設置訓練を実施する。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>(7) 初動対応訓練（防災対策部、総務部）</p> <p>県庁舎近隣に居住する職員（緊急初動対策要員）を対象とした、初動対応訓練を実施する。</p>

ページ	旧	新
128	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第7節 災害廃棄物処理体制の整備（予防18）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 広域的な協力体制の整備（環境生活部）</p> <p>2 市町災害廃棄物処理計画改定支援（環境生活部）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第5章 防災体制の整備・強化</p> <p>第7節 災害廃棄物処理体制の整備（予防18）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 広域的な協力体制の整備（環境生活部）</p> <p>2 市町災害廃棄物処理計画改定支援（環境生活部）</p> <p><u>3 石綿飛散防止（環境生活部）</u></p> <p><u>災害時には、石綿使用建築物等の倒壊や解体工事によって、石綿飛散による健康被害のリスクが高まることから、県は「三重県災害時における石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき、石綿使用建築物を把握するとともに、必要な資材の確保や実施体制の整備を行う。</u></p>
129	<p>第3項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <div data-bbox="206 624 750 807" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環推進課 <p>【監修部隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊） </div>	<p>第3項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <div data-bbox="1189 624 1733 820" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【担当課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源循環推進課、<u>大気・水環境課</u> <p>【監修部隊】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会基盤対策部隊（廃棄物対策隊） ・<u>被災者支援部隊（被災者支援隊）</u> </div>
133	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 特定自然災害への備え</p> <p>第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 雪害対策</p> <p>大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立などの雪害対策について、以下のとおり予防・減災対策を講じる。</p> <p>(1) ライフライン施設等の機能の確保（環境生活部、県土整備部、企業庁、警察本部）</p> <p>ア 水道施設等（県管理）について、雪害に対する安全性の確保を図る。</p> <p>イ 信号機、<u>交通情報板</u>、交通管制センター等交通管制施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制の整備を図る。</p>	<p>第2部 災害予防・減災対策</p> <p>第6章 特定自然災害への備え</p> <p>第1節 局地的大雨・竜巻・雪害に備えるための対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 雪害対策</p> <p>大雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立などの雪害対策について、以下のとおり予防・減災対策を講じる。</p> <p>(1) ライフライン施設等の機能の確保（環境生活部、県土整備部、企業庁、警察本部）</p> <p>ア 水道施設等（県管理）について、雪害に対する安全性の確保を図る。</p> <p>イ 信号機、交通管制センター等交通管制施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制の整備を図る。</p>

ページ	旧	新
134	<p>■市が実施する対策</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>■市が実施する対策</p> <p><u>(10)要配慮者利用施設の waters 対策</u></p> <p><u>「第2部 災害予防・減災対策 第3章 風水害に強い県土づくりの推進 第1節 水害・高潮被害予防対策の推進 第3項 <市が実施する対策>6 要配慮者利用施設等の waters 対策」に準じる。</u></p>
136	<p>■県民・事業者等が実施する対策</p> <p>1 局地的大雨対策</p> <p>(3) 建築物等の地階における避難体制の整備</p> <p><u>特に不特定多数の利用が想定される地階を有する建築物の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を実施するよう努める。</u></p>	<p>■県民・事業者等が実施する対策</p> <p>1 局地的大雨対策</p> <p>(3) 建築物等の地階における避難体制の整備</p> <p><u><地下街等の所有者又は管理者></u></p> <p><u>水防法に基づく浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。</u></p> <p><u>① 計画の作成等</u></p> <p><u>単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</u></p> <p><u>計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であってその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。</u></p> <p><u>計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町長に報告するとともに、公表しなければならない。</u></p> <p><u>② 訓練の実施</u></p> <p><u>計画で定めるところにより、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。</u></p> <p><u>③ 自衛水防組織の設置</u></p> <p><u>国土交通省令で定めるところにより、地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。</u></p> <p><u>自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。</u></p> <p><u><要配慮者利用施設の所有者又は管理者></u></p> <p><u>水防法に基づく浸水想定区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の1及び2の措置をとらなければならない。また、3のとおり努めなければならない。</u></p> <p><u>① 計画の作成等</u></p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
		<p><u>国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。</u></p> <p><u>計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。</u></p> <p>② <u>訓練の実施</u></p> <p><u>計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町長に報告しなければならない。</u></p> <p>③ <u>自衛水防組織の設置</u></p> <p><u>国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。</u></p> <p><u>自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。</u></p> <p><u><大規模工場等の所有者又は管理者></u></p> <p><u>水防法に基づく想定区域内に位置し、市町地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。</u></p> <p><u>計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。</u></p>
142	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策</p> <p>第2節 三重県版タイムラインにおける事前行動項目</p> <p>1 三重県版タイムラインにおける事前行動項目</p> <p>(2) 三重県版タイムラインにおける事前行動項目</p> <p>【第3章 避難誘導体制の確保】</p> <p>(第1節 避難所の確保及び早期避難の促進 関連項目)</p> <p>①住民の早期避難に向けた支援</p> <p>【主な行動項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急派遣チームの派遣判断」(総括部隊) ・「災害情報の分析(ゼロ・アワーの設定)」(総括部隊) ・「SNS <u>(X(エックス)・LINE(ライン))</u>を活用した県民への防災気象情報の提供」(総括部隊) 	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第1章 タイムラインに基づく防災・減災対策</p> <p>第2節 三重県版タイムラインにおける事前行動項目</p> <p>第1項 三重県版タイムラインにおける事前行動項目</p> <p>(2) 三重県版タイムラインにおける事前行動項目</p> <p>【第3章 避難誘導体制の確保】</p> <p>(第1節 避難所の確保及び早期避難の促進 関連項目)</p> <p>①住民の早期避難に向けた支援</p> <p>【主な行動項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急派遣チームの派遣判断」(総括部隊) ・「災害情報の分析(ゼロ・アワーの設定)」(総括部隊) ・「SNS <u>及び防災アプリ</u>を活用した県民への防災気象情報の提供」(総括部隊)

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>(中略)</p> <p>(第3節 県民・企業等による安全確保 関連項目)</p> <p>①「防災みえ. j p」や「SNS <u>(X (エックス)・LINE (ライン))</u>」を活用した防災気象情報の提供など 台風情報や気象情報等の防災気象情報について、県民に注意喚起し早期の避難行動を促すため、「防災みえ. j p」や「SNS <u>(X (エックス)・LINE (ライン))</u>」を活用して情報発信する行動項目を整理している。</p> <p>【主な行動項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災情報プラットフォームの運用」(総括部隊) ・「SNS <u>(X (エックス)・LINE (ライン))</u>」を活用した県民への防災気象情報の提供」(総括部隊) 	<p>(中略)</p> <p>(第3節 県民・企業等による安全確保 関連項目)</p> <p>①「防災みえ. j p」や「SNS」、<u>「防災アプリ」</u>」を活用した防災気象情報の提供など 台風情報や気象情報等の防災気象情報について、県民に注意喚起し早期の避難行動を促すため、「防災みえ. j p」や「SNS」、<u>「防災アプリ」</u>」を活用して情報発信する行動項目を整理している。</p> <p>【主な行動項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災情報プラットフォームの運用」(総括部隊) ・「SNS <u>及び防災アプリ</u>」を活用した県民への防災気象情報の提供」(総括部隊)
145	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害対策のための準備体制（総括部隊<総括班>、地方部<総括班>）</p> <p>(3) 臨時庁議の開催</p> <p>台風接近等に備え、県組織の態勢整備、情報共有等を図ることを目的として、必要に応じて、臨時庁議を開催する。</p> <p>(4) 警戒体制への移行</p> <p>大雨警報等の警戒すべき気象情報が発表された場合、「初動体制（防災宿日直）マニュアル」の定める配備対象者への連絡等を行うとともに、配備基準（<u>【参考】</u>県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」参照）に基づく「警戒体制」へ移行し県災対本部を設置する。</p> <p>2 県災対本部（警戒体制）の設置</p> <p><u>(4) 災害対策統括会議の開催（総括部隊<総括班>）</u></p> <p><u>災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定や緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討等が必要と認められる場合、災害対策統括会議（<u>【参考】</u>県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要」参照）を開催する。</u></p> <p>(5) 本部会議の開催（総括部隊<総括班>）</p> <p>本部長の指示の共有や<u>災害対策統括会議において決定された方針等の承認</u>、緊急対処事案の検討結果についての<u>全庁的な</u>情報共有等が必要と認められる場合、本部会議（<u>【参考】</u>県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要」参照）を開催する。</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害対策のための準備体制（総括部隊<総括班>、地方部<総括班>）</p> <p>(3) <u>臨時庁議等</u>の開催</p> <p>台風接近等に備え、県組織の態勢整備、情報共有等を図ることを目的として、必要に応じて、臨時庁議<u>又は連絡会議</u>を開催する。</p> <p>(4) 警戒体制への移行</p> <p>大雨警報等の警戒すべき気象情報が発表された場合、「初動体制（防災宿日直）マニュアル」の定める配備対象者への連絡等を行うとともに、配備基準（「県の配備基準及び災対本部の概要 1 <u>災害対策のための</u>配備体制」参照）に基づく「警戒体制」へ移行し県災対本部を設置する。</p> <p>2 県災対本部（警戒体制）の設置</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) <u>本部会議等</u>の開催（総括部隊<総括班>）</p> <p>本部長の指示の共有や緊急対処事案の検討結果についての情報共有等が必要と認められる場合、本部会議（「県の配備基準及び災対本部の概要 4 県災対本部（本庁）の概要」参照）<u>又は災害対策統括会議</u>を開催する。</p>

ページ	旧	新																
	<p>(6) 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班、情報班＞）</p> <p>3 地方部（警戒体制）の設置（地方部＜総括部隊＞）</p> <p>(1) 警戒体制による職員配備 災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、配備基準「【参考】 県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」参照）に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、地方部を設置する。</p> <p>(2) 被害情報等の収集・とりまとめ 「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 4 被害情報等の収集・とりまとめ」に基づき、市町から被害情報等を収集するとともに、県災対本部への報告を行う。</p> <p>(3) 地方部調整会議の開催 地方統括部の編成や地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等が必要と認められる場合、地方部調整会議（【参考】 県の配備基準及び災対本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催する。</p>	<p>(5) 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班、情報班＞）</p> <p>3 地方部（警戒体制）の設置（地方部＜総括部隊＞）</p> <p>(1) 警戒体制による職員配備 災害予防及び災害応急対策活動を実施するため、配備基準「県の配備基準及び災対本部の概要 1 災害対策のための 配備体制」参照）に従い「警戒体制」要員としての職員を配備し、地方部を設置する。</p> <p>(2) 被害情報等の収集・とりまとめ 「第2節 予報・警報等の伝達及び情報収集体制の確保 <県が実施する対策> 4 被害情報等の収集・とりまとめ」に基づき、市町から被害情報等を収集するとともに、県災対本部への報告を行う。</p> <p>(3) 地方部調整会議の開催 地方統括部の編成や地方部内事務所の災害応急対策活動の調整等が必要と認められる場合、地方部調整会議（「県の配備基準及び災対本部の概要 5 地方部の概要」参照）を開催する。</p>																
150	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県の配備基準及び災対本部の概要</p> <p>1 災害対策のための配備体制</p> <table border="1" data-bbox="163 874 1032 1463"> <thead> <tr> <th>体制(※1)</th> <th>準備体制</th> <th>警戒体制</th> <th>非常体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備基準</td> <td>1 波浪警報が県内に発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。 3 その他異常な原因による災害等が発生したとき。</td> <td>1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨、大雪警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 次の特別警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪特別警報 (2) 大雨、大雪特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想される</td> <td>1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、知事が必要と認められたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制	配備基準	1 波浪警報が県内に発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。 3 その他異常な原因による災害等が発生したとき。	1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨、大雪警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 次の特別警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪特別警報 (2) 大雨、大雪特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想される	1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、知事が必要と認められたとき。	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県の配備基準及び災対本部の概要</p> <p>1 災害対策のための配備体制</p> <p>(新たな防災気象情報が運用開始されるまで)</p> <table border="1" data-bbox="1149 874 2018 1463"> <thead> <tr> <th>体制(※1)</th> <th>準備体制</th> <th>警戒体制</th> <th>非常体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配備基準</td> <td>1 波浪警報が県内に発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。 3 その他異常な原因による災害等が発生したとき。</td> <td>1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨、大雪警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 次の特別警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪特別警報 (2) 大雨、大雪特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想される</td> <td>1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、知事が必要と認められたとき。</td> </tr> </tbody> </table>	体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制	配備基準	1 波浪警報が県内に発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。 3 その他異常な原因による災害等が発生したとき。	1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨、大雪警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 次の特別警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪特別警報 (2) 大雨、大雪特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想される	1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、知事が必要と認められたとき。
体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制															
配備基準	1 波浪警報が県内に発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。 3 その他異常な原因による災害等が発生したとき。	1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨、大雪警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 次の特別警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪特別警報 (2) 大雨、大雪特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想される	1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、知事が必要と認められたとき。															
体制(※1)	準備体制	警戒体制	非常体制															
配備基準	1 波浪警報が県内に発表されたとき。 2 大雨、洪水、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。 3 その他異常な原因による災害等が発生したとき。	1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪警報 (2) 大雨、大雪警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 2 次の特別警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。 (1) 暴風、暴風雪特別警報 (2) 大雨、大雪特別警報 (3) 波浪特別警報 (4) 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想される	1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、知事が必要と認められたとき。															

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ		旧		新	
		ときで知事が必要と認めたとき。		ときで知事が必要と認めたとき。	
本部設置	—	県災対本部設置	県災対本部設置	本部設置	—
配備要員 (※2)	各組織の配備計画による	各組織の配備計画による	全職員	配備要員 (※2)	各組織の配備計画による
業務	必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報連絡活動等を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、県の総力をあげて応急対策活動にあたる。	業務	必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報連絡活動等を円滑に行う。
				(新たな防災気象情報が運用開始された以降)	
				体制(※1)	準備体制
				警戒体制	非常体制
				配備基準	1 波浪警報が県内に発表されたとき。
					2 レベル2大雨、氾濫、土砂災害、高潮注意報のいずれかが県内に発表されたとき。
					3 その他異常な原因による災害等が発生したとき。
					1 次の警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。
					(1) 暴風、暴風雪警報
					(2) 大雪警報
					(3) レベル3大雨警報
					(4) レベル3氾濫警報
					(5) レベル3土砂災害警報
					(6) レベル3高潮警報
					2 次の危険警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。
					(1) レベル4大雨危険警報
					(2) レベル4氾濫危険警報
					(3) レベル4土砂災害危険警報
					(4) レベル4高潮危険警報
					3 次の特別警報のうち、いずれかが県内に発表されたとき。
					(1) 暴風、暴風雪特別警報
					(2) 大雪特別警報
					(3) 波浪特別警報
					(4) レベル5大雨特別警報
					(5) レベル5氾濫特別警報
					(6) レベル5土砂災害特別警報
					1 県内全域にわたって風水害、その他異常な自然現象もしくは人為的原因による災害が発生又は予想されるときで、知事が必要と認めたとき。

ページ	旧	新																
	<p>※1 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。</p> <p>※2 各部局等（警察本部を除く）は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。</p> <p>※3 警察本部の配備基準及び具体的運用等については、「三重県警察災害警備計画」及び「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施するものとする。</p>	<table border="1" data-bbox="1144 129 2018 608"> <tr> <td></td> <td></td> <td>(7) レベル5 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>本部設置</td> <td>二</td> <td>県災対本部設置</td> <td>県災対本部設置</td> </tr> <tr> <td>配備要員 (※2)</td> <td>各組織の配備計画による</td> <td>各組織の配備計画による</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>業務</td> <td>必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報連絡活動を円滑に行う。</td> <td>相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に、所掌する応急対策を迅速的確に行う。</td> <td>甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、県の総力をあげて応急対策活動にあたる。</td> </tr> </table> <p>※1 災害の規模及び地域性等を考慮して、上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変に判断し迅速に配備体制を整える。</p> <p>※2 各部局等（警察本部を除く）は、配備基準に基づき、所管の班ごとに、配備計画をたてる。</p> <p>※3 警察本部の配備基準及び具体的運用等については、「三重県警察災害警備計画」及び「三重県警察災害警備本部の設置等に関する要綱」に基づき実施するものとする。</p>			(7) レベル5 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたとき。		本部設置	二	県災対本部設置	県災対本部設置	配備要員 (※2)	各組織の配備計画による	各組織の配備計画による	全職員	業務	必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報連絡活動を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、県の総力をあげて応急対策活動にあたる。
		(7) レベル5 高潮特別警報 3 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害が発生又は予想されるときで知事が必要と認めたとき。																
本部設置	二	県災対本部設置	県災対本部設置															
配備要員 (※2)	各組織の配備計画による	各組織の配備計画による	全職員															
業務	必要に応じ、速やかに警戒体制に移行するための情報連絡活動を円滑に行う。	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合に、所掌する応急対策を迅速的確に行う。	甚大な被害が発生するおそれがあり、又は発生した場合に、県の総力をあげて応急対策活動にあたる。															
151	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県の配備基準及び災対本部の概要</p> <p>3 幹部職員への連絡系統</p> <p>【県災対本部】</p> 	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県の配備基準及び災対本部の概要</p> <p>3 幹部職員への連絡系統</p> <p>【県災対本部】</p> 																

ページ	旧	新												
152	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1" data-bbox="168 368 1032 1463"> <tr> <td data-bbox="168 368 248 448">設置場所</td> <td data-bbox="248 368 1032 448">※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、講堂内にスペースと機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 448 248 528">設置基準</td> <td data-bbox="248 448 1032 528">【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="168 528 248 1463">活動</td> <td data-bbox="248 528 1032 1463"> <p><u>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p><u>本部長、災害対策統括部長（危機管理統括監）、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。</u></p> <p><u>① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定</u></p> <p><u>② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</u></p> <p><u>2 本部会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>① 本部長の指示の共有 <u>及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認</u></p> <p>② 緊急処理事案の検討結果についての <u>全庁的な</u> 情報共有</p> <p><u>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊）</u></p> <p>県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要な拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。</p> <p>また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から具有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p><u>4 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞）</u></p> <p>県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを組織し、市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p> <p><u>5 災害対策統括部調整会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> </td> </tr> </table>	設置場所	※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、講堂内にスペースと機能を確保する。	設置基準	【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。	活動	<p><u>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p><u>本部長、災害対策統括部長（危機管理統括監）、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。</u></p> <p><u>① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定</u></p> <p><u>② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</u></p> <p><u>2 本部会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>① 本部長の指示の共有 <u>及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認</u></p> <p>② 緊急処理事案の検討結果についての <u>全庁的な</u> 情報共有</p> <p><u>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊）</u></p> <p>県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要な拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。</p> <p>また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から具有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p><u>4 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞）</u></p> <p>県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを組織し、市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p> <p><u>5 災害対策統括部調整会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 県災対本部（本庁）の概要</p> <table border="1" data-bbox="1153 368 2018 1463"> <tr> <td data-bbox="1153 368 1234 448">設置場所</td> <td data-bbox="1234 368 2018 448">※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、<u>又は応援職員の増加に伴い執務スペースが不足する場合</u>、講堂内にスペースと機能を確保する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 448 1234 528">設置基準</td> <td data-bbox="1234 448 2018 528">「県の配備基準及び災対本部の概要 1 <u>災害対策のための</u> 配備体制」で定める基準による。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 528 1234 1463">活動</td> <td data-bbox="1234 528 2018 1463"> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 本部会議又は災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、副本部長、本部員（<u>災害対策統括会議の場合は関係する本部員</u>）により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>①本部長の指示の共有 <u>及び対応</u> 方針等の承認</p> <p>②緊急処理事案の検討結果についての情報共有</p> <p><u>2 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊）</u></p> <p>県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要な拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。</p> <p>また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から具有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p><u>3 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞）</u></p> <p>県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを組織し、市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p> <p><u>4 災害対策統括部調整会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> </td> </tr> </table>	設置場所	※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、 <u>又は応援職員の増加に伴い執務スペースが不足する場合</u> 、講堂内にスペースと機能を確保する。	設置基準	「県の配備基準及び災対本部の概要 1 <u>災害対策のための</u> 配備体制」で定める基準による。	活動	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 本部会議又は災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、副本部長、本部員（<u>災害対策統括会議の場合は関係する本部員</u>）により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>①本部長の指示の共有 <u>及び対応</u> 方針等の承認</p> <p>②緊急処理事案の検討結果についての情報共有</p> <p><u>2 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊）</u></p> <p>県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要な拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。</p> <p>また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から具有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p><u>3 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞）</u></p> <p>県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを組織し、市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p> <p><u>4 災害対策統括部調整会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p>
設置場所	※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、講堂内にスペースと機能を確保する。													
設置基準	【参考】県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。													
活動	<p><u>1 災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p><u>本部長、災害対策統括部長（危機管理統括監）、災害対策副統括部長（総括部隊長）、総括隊長をコアメンバーとして構成され、必要に応じ関係部隊長及び関係機関出席のもと、以下の事案に対応する。</u></p> <p><u>① 災害予防及び災害応急対策の実施にかかる方針等の決定</u></p> <p><u>② 緊急かつ迅速に対応すべき事案の検討</u></p> <p><u>2 本部会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、副本部長、本部員により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>① 本部長の指示の共有 <u>及び災害対策統括会議において決定された方針等の承認</u></p> <p>② 緊急処理事案の検討結果についての <u>全庁的な</u> 情報共有</p> <p><u>3 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊）</u></p> <p>県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要な拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。</p> <p>また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から具有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p><u>4 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞）</u></p> <p>県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを組織し、市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p> <p><u>5 災害対策統括部調整会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p>													
設置場所	※不測の事態により県庁行政棟が利用できない場合、 <u>又は応援職員の増加に伴い執務スペースが不足する場合</u> 、講堂内にスペースと機能を確保する。													
設置基準	「県の配備基準及び災対本部の概要 1 <u>災害対策のための</u> 配備体制」で定める基準による。													
活動	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>1 本部会議又は災害対策統括会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p> <p>本部長、副本部長、本部員（<u>災害対策統括会議の場合は関係する本部員</u>）により構成され、必要に応じて関係機関の出席のもと、下記の事案に対処する。</p> <p>①本部長の指示の共有 <u>及び対応</u> 方針等の承認</p> <p>②緊急処理事案の検討結果についての情報共有</p> <p><u>2 広域防災拠点等の主要活動拠点の確保・調整（総括部隊＜総括班＞・各部隊）</u></p> <p>県災対本部は、広域防災拠点等主要活動拠点における活動が必要と判断した場合、各部隊は三重県広域受援計画等に基づき、活動に必要な拠点（広域防災拠点、救助活動拠点、物資拠点、SCU、その他拠点）の被災状況の確認・機能確保調整を行うとともに、事前に定めた拠点が被災等によって利用できない場合は、他施設の利用について他部隊等と調整する。</p> <p>また、三重県広域受援計画等に定めのない拠点や他機関から具有施設等の使用の要請があった場合は、総括部隊は被災状況をふまえて災害応急対策の内容に応じた拠点等の調整を行う。</p> <p><u>3 緊急派遣チームによる市町災対本部活動支援等（総括部隊＜派遣班＞）</u></p> <p>県災対本部は、災害の状況により必要に応じて、緊急派遣チームを組織し、市町へ派遣して災害対策活動の支援等を行う。</p> <p><u>4 災害対策統括部調整会議の開催（総括部隊＜総括班＞）</u></p>													

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>総括班長は、災害の状況や各班長等の要請に応じて、全班長又は関係する部隊の班長等を招集し、災害対策本部内の災害対応に係る情報の共有、各部隊・班の間の調整を行う。</p>	<p>総括班長は、災害の状況や各班長等の要請に応じて、全班長又は関係する部隊の班長等を招集し、災害対策本部内の災害対応に係る情報の共有、各部隊・班の間の調整を行う。</p>
154	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 地方部の概要</p> <p>設置基準 「【参考】 県の配備基準及び災対本部の概要 1 配備体制」で定める基準による。</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 5 地方部の概要</p> <p>設置基準 「県の配備基準及び災対本部の概要 1 災害対策のための配備体制」で定める基準による。</p>
157	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 【別図1】三重県災害対策本部組織図 本部員会議</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保 第3項 対策 ■県が実施する対策 【別図1】三重県災害対策本部組織図 本部会議</p>
160	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1） 第3項 対策 【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1） 第3項 対策 【別表2】三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務</p>

ページ	旧	新																												
	<p>1. 総括部隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括部隊(87) ※派遣班の場合</td> <td>部隊長</td> <td>防災対策部長</td> </tr> <tr> <td>(90) ※応援・受援班の場合</td> <td>副部隊長</td> <td>政策企画部長 総務部長 デジタル推進局長 出納局長</td> </tr> <tr> <td>総括隊(66) ※派遣班の場合 (69) ※応援・受援班の場合</td> <td>隊長</td> <td>防災対策部次長 防災対策部 危機管理副統括監</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	総括部隊(87) ※派遣班の場合	部隊長	防災対策部長	(90) ※応援・受援班の場合	副部隊長	政策企画部長 総務部長 デジタル推進局長 出納局長	総括隊(66) ※派遣班の場合 (69) ※応援・受援班の場合	隊長	防災対策部次長 防災対策部 危機管理副統括監	<p>1. 総括部隊</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括部隊(87) ※派遣班の場合</td> <td>部隊長</td> <td>防災対策部長</td> </tr> <tr> <td>(89) ※応援・受援班の場合</td> <td>副部隊長</td> <td>政策企画部長 総務部長 デジタル推進局長 出納局長</td> </tr> <tr> <td>総括隊(66) ※派遣班の場合 (68) ※応援・受援班の場合</td> <td>隊長</td> <td>防災対策部次長 防災対策部 危機管理副統括監</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	総括部隊(87) ※派遣班の場合	部隊長	防災対策部長	(89) ※応援・受援班の場合	副部隊長	政策企画部長 総務部長 デジタル推進局長 出納局長	総括隊(66) ※派遣班の場合 (68) ※応援・受援班の場合	隊長	防災対策部次長 防災対策部 危機管理副統括監				
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																												
総括部隊(87) ※派遣班の場合	部隊長	防災対策部長																												
(90) ※応援・受援班の場合	副部隊長	政策企画部長 総務部長 デジタル推進局長 出納局長																												
総括隊(66) ※派遣班の場合 (69) ※応援・受援班の場合	隊長	防災対策部次長 防災対策部 危機管理副統括監																												
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																												
総括部隊(87) ※派遣班の場合	部隊長	防災対策部長																												
(89) ※応援・受援班の場合	副部隊長	政策企画部長 総務部長 デジタル推進局長 出納局長																												
総括隊(66) ※派遣班の場合 (68) ※応援・受援班の場合	隊長	防災対策部次長 防災対策部 危機管理副統括監																												
160	<table border="1"> <tr> <td>総括隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総括班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害救助法の適用の要否の決定に関すること</td> <td>地域防災推進課</td> </tr> <tr> <td>対策班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害救助法の運用に関すること</td> <td>地域防災推進課</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>応援・受援班(7)</td> <td>班長</td> <td>総務部 人事課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>班員</td> <td>防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1) 医療保健部 食品安全課(1)</td> </tr> </table>	総括隊		総括班		災害救助法の適用の要否の決定に関すること	地域防災推進課	対策班		災害救助法の運用に関すること	地域防災推進課	応援・受援班(7)	班長	総務部 人事課長		班員	防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1) 医療保健部 食品安全課(1)	<table border="1"> <tr> <td>総括隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対策班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>災害救助法の適用及び運用に関すること</td> <td>地域防災推進課</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>応援・受援班(6)</td> <td>班長</td> <td>総務部 人事課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>班員</td> <td>防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1)</td> </tr> </table>	総括隊		対策班		災害救助法の適用及び運用に関すること	地域防災推進課	応援・受援班(6)	班長	総務部 人事課長		班員	防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1)
総括隊																														
総括班																														
災害救助法の適用の要否の決定に関すること	地域防災推進課																													
対策班																														
災害救助法の運用に関すること	地域防災推進課																													
応援・受援班(7)	班長	総務部 人事課長																												
	班員	防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1) 医療保健部 食品安全課(1)																												
総括隊																														
対策班																														
災害救助法の適用及び運用に関すること	地域防災推進課																													
応援・受援班(6)	班長	総務部 人事課長																												
	班員	防災対策部 防災対策総務課(1) 防災対策部 災害即応・連携課(1) 防災対策部 災害対策推進課(1) 総務部 人事課(1) 総務部 管財課(1)																												
161	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1） 第3項 対策</p> <table border="1"> <tr> <td>応援県等の活動支援に関すること</td> <td>管財課 食品安全課 災害即応・連携課</td> </tr> </table>	応援県等の活動支援に関すること	管財課 食品安全課 災害即応・連携課	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1） 第3項 対策</p> <table border="1"> <tr> <td>応援県等の活動支援に関すること</td> <td>管財課 災害即応・連携課</td> </tr> </table>	応援県等の活動支援に関すること	管財課 災害即応・連携課																								
応援県等の活動支援に関すること	管財課 食品安全課 災害即応・連携課																													
応援県等の活動支援に関すること	管財課 災害即応・連携課																													
161	<p>第3部 発災後対策 第1章 災害対策本部機能の確保 第1節 活動態勢の整備 第3項 対策</p> <p>【別表2】 三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務</p> <p>災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関すること <u>法務・文書課</u></p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1） 第3項 対策</p> <p>【別表2】 三重県災害対策本部災害対策統括部の編成及び所掌事務</p> <p>災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関すること <u>文書・情報公開課</u></p>																												

ページ	旧	新																																																																																													
162	<p>◆ 所掌事務（社会基盤対策部隊）</p> <p>施設整備隊</p> <p>情報収集・分析班</p> <p>（略）</p> <p>統括部隊・他部隊との連絡調整に関すること</p>	<p>◆ 所掌事務（社会基盤対策部隊）</p> <p>施設整備隊</p> <p>情報収集・分析班</p> <p>（略）</p> <p>総括部隊・他部隊との連絡調整に関すること</p>																																																																																													
164	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保（接近1）</p> <p>第3項 対策</p> <p>3. 保健医療部隊</p> <table border="1" data-bbox="224 571 1059 1109"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保健医療部隊(34)</td> <td>部長</td> <td>医療保健部長</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>病院事業庁長</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">総括班(12)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(4)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 医療政策課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援・衛生班兼務 医療保健部 業務課(2) ※うち医療活動支援・衛生班兼務 1= 医療保健部 国民健康保険課(3) ※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">医療活動支援・衛生班(13)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療政策課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">班員</td> <td>医療保健部 医療政策課(5)</td> </tr> <tr> <td>病院事業庁 県立病院課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 感染症対策課(1) 医療保健部 健康推進課(2) 医療保健部 業務課(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">健康危機管理支援班(9)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療人材課 副参事</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(2)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 医療人材課(1)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 感染症対策課(2) 医療保健部 長寿介護課(1) 医療保健部 健康推進課(2)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="224 1136 1059 1364"> <thead> <tr> <th>◆ 所掌事務（保健医療部隊）</th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関すること</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>統括部隊との連絡調整に関すること</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の整理に関すること</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部長の方針決定の補佐に関すること</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>情報の収集・分析・共有に関すること</td> <td>医療政策課 健康推進課 業務課 国民健康保険課</td> </tr> <tr> <td>保健所、関係機関との連絡窓口に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小児周産期リエゾンに関すること（ロジ）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	保健医療部隊(34)	部長	医療保健部長	副部長	病院事業庁長	総括班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)	医療保健部 医療政策課(1)	医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援・衛生班兼務 医療保健部 業務課(2) ※うち医療活動支援・衛生班兼務 1= 医療保健部 国民健康保険課(3) ※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務	医療活動支援・衛生班(13)	班長	医療保健部 医療政策課長	班員	医療保健部 医療政策課(5)	病院事業庁 県立病院課(1)	医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 感染症対策課(1) 医療保健部 健康推進課(2) 医療保健部 業務課(2)	健康危機管理支援班(9)	班長	医療保健部 医療人材課 副参事	班員	医療保健部 医療保健総務課(2)	医療保健部 医療人材課(1)	医療保健部 感染症対策課(2) 医療保健部 長寿介護課(1) 医療保健部 健康推進課(2)	◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部課（※1）	総括班		部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課	統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課	部隊内の整理に関すること	医療保健総務課	部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課	部長の方針決定の補佐に関すること	医療保健総務課	情報の収集・分析・共有に関すること	医療政策課 健康推進課 業務課 国民健康保険課	保健所、関係機関との連絡窓口に関すること		小児周産期リエゾンに関すること（ロジ）		<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第1節 準備・警戒体制の確保（接近1）</p> <p>第3項 対策</p> <p>3. 保健医療部隊</p> <table border="1" data-bbox="1209 550 2125 1072"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">保健医療部隊(33)</td> <td>部長</td> <td>医療保健部長</td> </tr> <tr> <td>副部長</td> <td>医療保健部副部長</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総括班(10)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 人権・危機管理監</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(4)</td> </tr> <tr> <td>医療保健部 医療政策課(1) 医療保健部 医務・国保課(3) 医療保健部 業務課(1) ※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療活動支援・衛生班(12)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療政策課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>医療保健部 医療政策課(5) 医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 感染症対策課(1) 医療保健部 健康推進課(2) 医療保健部 業務課(2)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">健康危機管理支援班(9)</td> <td>班長</td> <td>医療保健部 医療人材課 副参事</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>医療保健部 医療保健総務課(2) 医療保健部 医療人材課(1) 医療保健部 感染症対策課(2) 医療保健部 長寿介護課(1) 医療保健部 健康推進課(2)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1209 1109 2125 1364"> <thead> <tr> <th>◆ 所掌事務（保健医療部隊）</th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総括班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関すること</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>統括部隊との連絡調整に関すること</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の整理に関すること</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>部長の方針決定の補佐に関すること</td> <td>医療保健総務課</td> </tr> <tr> <td>情報の収集・分析・共有に関すること</td> <td>医療政策課 医務・国保課 業務課</td> </tr> <tr> <td>保健所、関係機関との連絡窓口に関すること</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小児周産期リエゾンに関すること（ロジ）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	保健医療部隊(33)	部長	医療保健部長	副部長	医療保健部副部長	総括班(10)	班長	医療保健部 人権・危機管理監	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)	医療保健部 医療政策課(1) 医療保健部 医務・国保課(3) 医療保健部 業務課(1) ※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務	医療活動支援・衛生班(12)	班長	医療保健部 医療政策課長	班員	医療保健部 医療政策課(5) 医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 感染症対策課(1) 医療保健部 健康推進課(2) 医療保健部 業務課(2)	健康危機管理支援班(9)	班長	医療保健部 医療人材課 副参事	班員	医療保健部 医療保健総務課(2) 医療保健部 医療人材課(1) 医療保健部 感染症対策課(2) 医療保健部 長寿介護課(1) 医療保健部 健康推進課(2)	◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部課（※1）	総括班		部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課	統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課	部隊内の整理に関すること	医療保健総務課	部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課	部長の方針決定の補佐に関すること	医療保健総務課	情報の収集・分析・共有に関すること	医療政策課 医務・国保課 業務課	保健所、関係機関との連絡窓口に関すること		小児周産期リエゾンに関すること（ロジ）	
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																													
保健医療部隊(34)	部長	医療保健部長																																																																																													
	副部長	病院事業庁長																																																																																													
総括班(12)	班長	医療保健部 人権・危機管理監																																																																																													
	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)																																																																																													
		医療保健部 医療政策課(1)																																																																																													
		医療保健部 健康推進課(1) ※医療活動支援・衛生班兼務 医療保健部 業務課(2) ※うち医療活動支援・衛生班兼務 1= 医療保健部 国民健康保険課(3) ※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務																																																																																													
医療活動支援・衛生班(13)	班長	医療保健部 医療政策課長																																																																																													
	班員	医療保健部 医療政策課(5)																																																																																													
		病院事業庁 県立病院課(1)																																																																																													
		医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 感染症対策課(1) 医療保健部 健康推進課(2) 医療保健部 業務課(2)																																																																																													
健康危機管理支援班(9)	班長	医療保健部 医療人材課 副参事																																																																																													
	班員	医療保健部 医療保健総務課(2)																																																																																													
		医療保健部 医療人材課(1)																																																																																													
		医療保健部 感染症対策課(2) 医療保健部 長寿介護課(1) 医療保健部 健康推進課(2)																																																																																													
◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部課（※1）																																																																																														
総括班																																																																																															
部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課																																																																																														
統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課																																																																																														
部隊内の整理に関すること	医療保健総務課																																																																																														
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課																																																																																														
部長の方針決定の補佐に関すること	医療保健総務課																																																																																														
情報の収集・分析・共有に関すること	医療政策課 健康推進課 業務課 国民健康保険課																																																																																														
保健所、関係機関との連絡窓口に関すること																																																																																															
小児周産期リエゾンに関すること（ロジ）																																																																																															
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																																																																													
保健医療部隊(33)	部長	医療保健部長																																																																																													
	副部長	医療保健部副部長																																																																																													
総括班(10)	班長	医療保健部 人権・危機管理監																																																																																													
	班員	医療保健部 医療保健総務課(4)																																																																																													
		医療保健部 医療政策課(1) 医療保健部 医務・国保課(3) 医療保健部 業務課(1) ※子ども・福祉部からリエゾン1名兼務																																																																																													
医療活動支援・衛生班(12)	班長	医療保健部 医療政策課長																																																																																													
	班員	医療保健部 医療政策課(5) 医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 感染症対策課(1) 医療保健部 健康推進課(2) 医療保健部 業務課(2)																																																																																													
健康危機管理支援班(9)	班長	医療保健部 医療人材課 副参事																																																																																													
	班員	医療保健部 医療保健総務課(2) 医療保健部 医療人材課(1) 医療保健部 感染症対策課(2) 医療保健部 長寿介護課(1) 医療保健部 健康推進課(2)																																																																																													
◆ 所掌事務（保健医療部隊）	対応部課（※1）																																																																																														
総括班																																																																																															
部隊内の総合調整に関すること	医療保健総務課																																																																																														
統括部隊との連絡調整に関すること	医療保健総務課																																																																																														
部隊内の整理に関すること	医療保健総務課																																																																																														
部隊内の災害応急対策活動の把握及び提供に関すること	医療保健総務課																																																																																														
部長の方針決定の補佐に関すること	医療保健総務課																																																																																														
情報の収集・分析・共有に関すること	医療政策課 医務・国保課 業務課																																																																																														
保健所、関係機関との連絡窓口に関すること																																																																																															
小児周産期リエゾンに関すること（ロジ）																																																																																															

ページ	旧	新																																										
164	<p>◆ 所掌事務（保健医療部隊）</p> <p>総括班 （略）</p> <p>統括部隊との連絡調整に関すること</p>	<p>◆ 所掌事務（保健医療部隊）</p> <p>総括班 （略）</p> <p>統括部隊との連絡調整に関すること</p>																																										
166	<p>5. 被災者支援部隊</p> <table border="1" data-bbox="185 432 1099 874"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被災者支援部隊(49)</td> <td>部隊長</td> <td>環境生活部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>子ども・福祉部長 教育長</td> </tr> <tr> <td>被災者支援隊(26)</td> <td>隊長</td> <td>環境生活部 環境生活総務課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報収集・分析班(2)</td> <td>班長</td> <td>環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援隊隊長兼務）</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>環境生活部 環境生活総務課(1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難者支援班(9)</td> <td>班長</td> <td>子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>医療保健部 長寿介護課(1) 子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) 子ども・福祉部 障がい福祉課(1) 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1) 医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 健康推進課(1) 環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1) 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1) ※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部） にリエゾン1名兼務配置</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	被災者支援部隊(49)	部隊長	環境生活部長	副部隊長	子ども・福祉部長 教育長	被災者支援隊(26)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長	情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援隊隊長兼務）	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)	避難者支援班(9)	班長	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長	班員	医療保健部 長寿介護課(1) 子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) 子ども・福祉部 障がい福祉課(1) 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1) 医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 健康推進課(1) 環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1) 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1) ※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部） にリエゾン1名兼務配置	<p>5. 被災者支援部隊</p> <table border="1" data-bbox="1160 421 2107 847"> <thead> <tr> <th>部、部隊、隊及び班名</th> <th>職名</th> <th>平時の職名（必要職員数）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">被災者支援部隊(48)</td> <td>部隊長</td> <td>環境生活部長</td> </tr> <tr> <td>副部隊長</td> <td>子ども・福祉部長 教育長</td> </tr> <tr> <td>被災者支援隊(25)</td> <td>隊長</td> <td>環境生活部 環境生活総務課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報収集・分析班(2)</td> <td>班長</td> <td>環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援隊隊長兼務）</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>環境生活部 環境生活総務課(1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難者支援班(8)</td> <td>班長</td> <td>子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長</td> </tr> <tr> <td>班員</td> <td>医療保健部 長寿介護課(1) 子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) 子ども・福祉部 障がい福祉課(1) 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1) 医療保健部 食品安全課(1) 環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1) 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1) ※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部） にリエゾン1名兼務配置</td> </tr> </tbody> </table>	部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）	被災者支援部隊(48)	部隊長	環境生活部長	副部隊長	子ども・福祉部長 教育長	被災者支援隊(25)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長	情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援隊隊長兼務）	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)	避難者支援班(8)	班長	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長	班員	医療保健部 長寿介護課(1) 子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) 子ども・福祉部 障がい福祉課(1) 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1) 医療保健部 食品安全課(1) 環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1) 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1) ※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部） にリエゾン1名兼務配置
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																										
被災者支援部隊(49)	部隊長	環境生活部長																																										
	副部隊長	子ども・福祉部長 教育長																																										
被災者支援隊(26)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長																																										
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援隊隊長兼務）																																										
	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)																																										
避難者支援班(9)	班長	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長																																										
	班員	医療保健部 長寿介護課(1) 子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) 子ども・福祉部 障がい福祉課(1) 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1) 医療保健部 食品安全課(1) 医療保健部 健康推進課(1) 環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1) 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1) ※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部） にリエゾン1名兼務配置																																										
部、部隊、隊及び班名	職名	平時の職名（必要職員数）																																										
被災者支援部隊(48)	部隊長	環境生活部長																																										
	副部隊長	子ども・福祉部長 教育長																																										
被災者支援隊(25)	隊長	環境生活部 環境生活総務課長																																										
情報収集・分析班(2)	班長	環境生活部 環境生活総務課長（被災者支援隊隊長兼務）																																										
	班員	環境生活部 環境生活総務課(1)																																										
避難者支援班(8)	班長	子ども・福祉部 子ども・福祉総務課長																																										
	班員	医療保健部 長寿介護課(1) 子ども・福祉部 子ども・福祉総務課(1) 子ども・福祉部 障がい福祉課(1) 子ども・福祉部 家庭福祉・施設整備課(1) 医療保健部 食品安全課(1) 環境生活部 環境共生局 大気・水環境課(1) 環境生活部 ダイバーシティ社会推進課(1) ※子ども・福祉部から保健医療部隊（保健医療福祉調整本部） にリエゾン1名兼務配置																																										
167	<table border="1" data-bbox="165 911 1115 1043"> <thead> <tr> <th>◆ 所掌事務（被災者支援部隊）</th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者支援隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報収集・分析班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関すること</td> <td>環境生活総務課</td> </tr> <tr> <td>統括部隊との連絡調整に関すること</td> <td>環境生活総務課</td> </tr> </tbody> </table>	◆ 所掌事務（被災者支援部隊）	対応部課（※1）	被災者支援隊		情報収集・分析班		部隊内の総合調整に関すること	環境生活総務課	統括部隊との連絡調整に関すること	環境生活総務課	<table border="1" data-bbox="1151 911 2101 1043"> <thead> <tr> <th>◆ 所掌事務（被災者支援部隊）</th> <th>対応部課（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被災者支援隊</td> <td></td> </tr> <tr> <td>情報収集・分析班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関すること</td> <td>環境生活総務課</td> </tr> <tr> <td>統括部隊との連絡調整に関すること</td> <td>環境生活総務課</td> </tr> </tbody> </table>	◆ 所掌事務（被災者支援部隊）	対応部課（※1）	被災者支援隊		情報収集・分析班		部隊内の総合調整に関すること	環境生活総務課	統括部隊との連絡調整に関すること	環境生活総務課																						
◆ 所掌事務（被災者支援部隊）	対応部課（※1）																																											
被災者支援隊																																												
情報収集・分析班																																												
部隊内の総合調整に関すること	環境生活総務課																																											
統括部隊との連絡調整に関すること	環境生活総務課																																											
◆ 所掌事務（被災者支援部隊）	対応部課（※1）																																											
被災者支援隊																																												
情報収集・分析班																																												
部隊内の総合調整に関すること	環境生活総務課																																											
統括部隊との連絡調整に関すること	環境生活総務課																																											
167	<table border="1" data-bbox="165 1094 1115 1473"> <tbody> <tr> <td>避難者支援班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設の災害対策に関すること</td> <td>地域福祉課 長寿介護課 障がい福祉課 子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課</td> </tr> <tr> <td>保健医療部隊（保健医療福祉調整本部）との連絡調整に関すること</td> <td>子ども・福祉総務課 障がい福祉課 家庭福祉・施設整備課</td> </tr> <tr> <td>児童及び母子世帯の援護対策に関すること</td> <td>子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課</td> </tr> <tr> <td>高齢者・障がい者の援護対策に関すること</td> <td>長寿介護課 障がい福祉課</td> </tr> <tr> <td>透析患者、難病患者の援護対策に関すること</td> <td>健康推進課</td> </tr> </tbody> </table>	避難者支援班		社会福祉施設の災害対策に関すること	地域福祉課 長寿介護課 障がい福祉課 子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課	保健医療部隊（保健医療福祉調整本部）との連絡調整に関すること	子ども・福祉総務課 障がい福祉課 家庭福祉・施設整備課	児童及び母子世帯の援護対策に関すること	子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課	高齢者・障がい者の援護対策に関すること	長寿介護課 障がい福祉課	透析患者、難病患者の援護対策に関すること	健康推進課	<table border="1" data-bbox="1151 1094 2101 1473"> <tbody> <tr> <td>避難者支援班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設の災害対策に関すること</td> <td>地域福祉課 長寿介護課 障がい福祉課 子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課</td> </tr> <tr> <td>保健医療部隊（保健医療福祉調整本部）との連絡調整に関すること</td> <td>子ども・福祉総務課 障がい福祉課 家庭福祉・施設整備課</td> </tr> <tr> <td>児童及び母子世帯の援護対策に関すること</td> <td>子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課</td> </tr> <tr> <td>高齢者・障がい者の援護対策に関すること</td> <td>長寿介護課 障がい福祉課</td> </tr> </tbody> </table>	避難者支援班		社会福祉施設の災害対策に関すること	地域福祉課 長寿介護課 障がい福祉課 子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課	保健医療部隊（保健医療福祉調整本部）との連絡調整に関すること	子ども・福祉総務課 障がい福祉課 家庭福祉・施設整備課	児童及び母子世帯の援護対策に関すること	子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課	高齢者・障がい者の援護対策に関すること	長寿介護課 障がい福祉課																				
避難者支援班																																												
社会福祉施設の災害対策に関すること	地域福祉課 長寿介護課 障がい福祉課 子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課																																											
保健医療部隊（保健医療福祉調整本部）との連絡調整に関すること	子ども・福祉総務課 障がい福祉課 家庭福祉・施設整備課																																											
児童及び母子世帯の援護対策に関すること	子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課																																											
高齢者・障がい者の援護対策に関すること	長寿介護課 障がい福祉課																																											
透析患者、難病患者の援護対策に関すること	健康推進課																																											
避難者支援班																																												
社会福祉施設の災害対策に関すること	地域福祉課 長寿介護課 障がい福祉課 子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課																																											
保健医療部隊（保健医療福祉調整本部）との連絡調整に関すること	子ども・福祉総務課 障がい福祉課 家庭福祉・施設整備課																																											
児童及び母子世帯の援護対策に関すること	子どもの育ち支援課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課																																											
高齢者・障がい者の援護対策に関すること	長寿介護課 障がい福祉課																																											

ページ	旧	新																								
169	<p>◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）</p> <table border="1"> <tr> <td>情報収集・分析班</td> <td>対応部課（※1）</td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> <tr> <td>総括部隊との連絡調整に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> </table>	情報収集・分析班	対応部課（※1）	部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課	総括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課	<p>◆ 所掌事務（生活・経済再建支援部隊）</p> <table border="1"> <tr> <td>情報収集・分析班</td> <td>対応部課（※1）</td> </tr> <tr> <td>部隊内の総合調整に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> <tr> <td>総括部隊との連絡調整に関すること</td> <td>雇用経済総務課</td> </tr> </table>	情報収集・分析班	対応部課（※1）	部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課	総括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課												
情報収集・分析班	対応部課（※1）																									
部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課																									
総括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課																									
情報収集・分析班	対応部課（※1）																									
部隊内の総合調整に関すること	雇用経済総務課																									
総括部隊との連絡調整に関すること	雇用経済総務課																									
172	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1） 第3項 対策</p> <p>【別表4】地方部の所掌事務（標準例）</p> <table border="1"> <tr> <td>保健所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること 食品衛生に関する啓発・指導に関すること 防疫、感染症に関すること 保健師の派遣に関すること 毒物劇物取扱い施設に関すること 食生活指導の支援に関すること </td> </tr> <tr> <td>保健所（一部 福祉事務所）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関すること 医療救護班派遣に関すること SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関すること 患者搬送にかかる情報収集・調整に関すること </td> </tr> <tr> <td>福祉事務所（一部 保健所）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 日赤備蓄品に関すること 社会福祉施設の被害情報把握に関すること </td> </tr> </table>	保健所	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること 食品衛生に関する啓発・指導に関すること 防疫、感染症に関すること 保健師の派遣に関すること 毒物劇物取扱い施設に関すること 食生活指導の支援に関すること 	保健所（一部 福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関すること 医療救護班派遣に関すること SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関すること 患者搬送にかかる情報収集・調整に関すること 	福祉事務所（一部 保健所）	<ul style="list-style-type: none"> 日赤備蓄品に関すること 社会福祉施設の被害情報把握に関すること 	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第1節 準備・警戒体制の確保（接近1） 第3項 対策</p> <p>【別表4】地方部の所掌事務（標準例）</p> <table border="1"> <tr> <td>保健所</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること 食品衛生に関する啓発・指導に関すること 防疫、感染症に関すること 保健師の派遣に関すること 毒物劇物取扱い施設に関すること 食生活指導の支援に関すること </td> </tr> <tr> <td>保健所（四日市地域は北勢福祉事務所）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関すること 医療救護班派遣に関すること SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関すること 患者搬送にかかる情報収集・調整に関すること 管内の被災状況にかかる情報収集に関すること </td> </tr> <tr> <td>福祉事務所（一部 保健所）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 日赤備蓄品に関すること 社会福祉施設の被害情報把握に関すること </td> </tr> </table>	保健所	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること 食品衛生に関する啓発・指導に関すること 防疫、感染症に関すること 保健師の派遣に関すること 毒物劇物取扱い施設に関すること 食生活指導の支援に関すること 	保健所（四日市地域は北勢福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関すること 医療救護班派遣に関すること SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関すること 患者搬送にかかる情報収集・調整に関すること 管内の被災状況にかかる情報収集に関すること 	福祉事務所（一部 保健所）	<ul style="list-style-type: none"> 日赤備蓄品に関すること 社会福祉施設の被害情報把握に関すること 												
保健所	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること 食品衛生に関する啓発・指導に関すること 防疫、感染症に関すること 保健師の派遣に関すること 毒物劇物取扱い施設に関すること 食生活指導の支援に関すること 																									
保健所（一部 福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関すること 医療救護班派遣に関すること SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関すること 患者搬送にかかる情報収集・調整に関すること 																									
福祉事務所（一部 保健所）	<ul style="list-style-type: none"> 日赤備蓄品に関すること 社会福祉施設の被害情報把握に関すること 																									
保健所	<ul style="list-style-type: none"> 医薬品、衛生材料及び防疫薬品等の供給に関すること 食品衛生に関する啓発・指導に関すること 防疫、感染症に関すること 保健師の派遣に関すること 毒物劇物取扱い施設に関すること 食生活指導の支援に関すること 																									
保健所（四日市地域は北勢福祉事務所）	<ul style="list-style-type: none"> 災害拠点病院等の情報収集、災害医療コーディネーターに関すること 医療救護班派遣に関すること SCU候補地の情報収集、SCUの設置、運営に関すること 患者搬送にかかる情報収集・調整に関すること 管内の被災状況にかかる情報収集に関すること 																									
福祉事務所（一部 保健所）	<ul style="list-style-type: none"> 日赤備蓄品に関すること 社会福祉施設の被害情報把握に関すること 																									
175	<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第2節 予報・警戒等の伝達及び情報収集体制の確保 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策（活動）項目</th> <th>担当当部隊（班）</th> <th>活動開始（準備）時期等</th> <th>重要な収集情報（収集先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象情報・予警報の収集・伝達</td> <td>総括部隊 (総括班、総務班、情報班、広聴広報班)</td> <td>台風当気象情報・予警報発表後速やかに</td> <td>・台風等気象情報・予警報 (津地方気象台)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目	担当当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）	気象情報・予警報の収集・伝達	総括部隊 (総括班、総務班、情報班、広聴広報班)	台風当気象情報・予警報発表後速やかに	・台風等気象情報・予警報 (津地方気象台)	(省略)				<p>第3部 台風接近時等の減災対策 第2章 災害対策本部機能の確保 第2節 予報・警戒等の伝達及び情報収集体制の確保 第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策（活動）項目</th> <th>担当当部隊（班）</th> <th>活動開始（準備）時期等</th> <th>重要な収集情報（収集先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象情報・予警報の収集・伝達</td> <td>総括部隊 (総括班、情報班、広聴広報班)</td> <td>台風当気象情報・予警報発表後速やかに</td> <td>・台風等気象情報・予警報 (津地方気象台)</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目	担当当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）	気象情報・予警報の収集・伝達	総括部隊 (総括班、情報班、広聴広報班)	台風当気象情報・予警報発表後速やかに	・台風等気象情報・予警報 (津地方気象台)	(省略)			
対策（活動）項目	担当当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）																							
気象情報・予警報の収集・伝達	総括部隊 (総括班、総務班、情報班、広聴広報班)	台風当気象情報・予警報発表後速やかに	・台風等気象情報・予警報 (津地方気象台)																							
(省略)																										
対策（活動）項目	担当当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）																							
気象情報・予警報の収集・伝達	総括部隊 (総括班、情報班、広聴広報班)	台風当気象情報・予警報発表後速やかに	・台風等気象情報・予警報 (津地方気象台)																							
(省略)																										

ページ	旧	新
177	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 気象情報・予警報の収集・伝達</p> <p>(1) 台風・気象情報等に関する情報の収集等(総括部隊<総括班>)</p> <p>三重県に影響を与える可能性のある台風が発生した場合や大雨が予想される場合などには、気象庁等台風・気象関係機関のホームページやテレビ等から今後の進路や降雨予測等の情報を収集する。</p> <p>(2) 気象予警報等の伝達(総括部隊<総務班>)</p> <p>気象台等から気象予警報や気象情報等を受信した場合は、三重県防災通信ネットワークを使用して地方部及び市町へその情報文を伝達するとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。</p> <p>(3) ホームページ等での情報提供(総括部隊<総括班、総務班>)</p> <p>三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」ホームページ、メール配信サービス及びSNS等により情報を提供する。</p> <p>(中略)</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 気象情報・予警報の収集・伝達</p> <p>(1) 台風・気象情報等に関する情報の収集等(総括部隊<総括班>)</p> <p>三重県に影響を与える可能性のある台風が発生した場合や大雨が予想される場合などには、気象庁等台風・気象関係機関のホームページやテレビ等から今後の進路や降雨予測等の情報を収集する。</p> <p>(2) 気象予警報等の伝達(総括部隊<総括班>)</p> <p>気象台等から気象予警報や気象情報等を受信した場合は、三重県防災通信ネットワークを使用して地方部及び市町へその情報文を伝達するとともに、庁内放送により県庁内への周知を図る。</p> <p>(3) ホームページ等での情報提供(総括部隊<情報班>)</p> <p>三重県の防災情報ポータルサイト「防災みえ.jp」ホームページ、メール配信サービス及びSNS・防災アプリ等により情報を提供する。</p> <p>(中略)</p>
179	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 被害情報等の収集・とりまとめ</p> <p>(1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供</p> <p>②ライフライン・公共交通機関に関わる情報収集(総括部隊<情報班>)</p> <p>NTT回線等を通じて、公共機関(鉄道、バス、定期船等)の運行状況や高速道路の通行情報、NTT、電気、ガス会社からの情報等を定期的に収集する。</p> <p>(中略)</p> <p>⑤その他の情報収集(各部隊、各部局等)</p> <p>各部隊(各部局等)が所管する施設や関係団体等に関する被害状況は、各部隊(各部局等)が情報を収集し、総括部隊(総括班)に報告するものとする。</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 被害情報等の収集・とりまとめ</p> <p>(1) 市町、防災関係機関等からの情報収集と提供</p> <p>②ライフライン・公共交通機関に関わる情報収集(総括部隊<情報班>)</p> <p>NTT回線等を通じて、公共機関(鉄道、バス、定期船等)の運行状況や高速道路の通行情報、NTT、電気、ガス会社からの情報等を定期的に収集する。</p> <p>(中略)</p> <p>⑤その他の情報収集(各部隊、各部局等)</p> <p>各部隊(各部局等)が所管する施設や関係団体等に関する被害状況は、各部隊(各部局等)が情報を収集し、総括部隊(情報班)に報告するものとする。</p>

ページ	旧	新																																																								
180	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 被害情報等の収集・とりまとめ</p> <p>【防災関係機関等から収集する情報の内容】</p> <table border="1" data-bbox="165 368 1032 730"> <thead> <tr> <th>情報・連絡内容</th> <th>部隊・班名</th> <th>情報収集先</th> <th>主な情報収集手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害・復旧の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> <tr> <td>高速道路</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>公共交通機関</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>公共交通事業者</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> <tr> <td>県営水道</td> <td>社会基盤対策部隊 (水道・工業用水道班)</td> <td>地方部(水道事務所)</td> <td>電話(衛星携帯電話含む)、業務用無線、MCA無線</td> </tr> </tbody> </table>	情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段	1. 被害・復旧の状況				(省略)				高速道路	総括部隊(情報班)	中日本高速道路株式会社	電話	公共交通機関	総括部隊(情報班)	公共交通事業者	電話	(省略)				県営水道	社会基盤対策部隊 (水道・工業用水道班)	地方部(水道事務所)	電話(衛星携帯電話含む)、業務用無線、MCA無線	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第2章 災害対策本部機能の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 被害情報等の収集・とりまとめ</p> <p>【防災関係機関等から収集する情報の内容】</p> <table border="1" data-bbox="1151 368 2018 847"> <thead> <tr> <th>情報・連絡内容</th> <th>部隊・班名</th> <th>情報収集先</th> <th>主な情報収集手段</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被害・復旧の状況</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> <tr> <td>高速道路</td> <td>社会基盤対策部隊</td> <td>中日本高速道路株式会社</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td>公共交通機関</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>公共交通事業者</td> <td>電話</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> <tr> <td>県営水道</td> <td>社会基盤対策部隊 (水道・工業用水道班)</td> <td>地方部(水道事務所)</td> <td>電話(衛星携帯電話含む)、業務用無線、MCA無線、<u>三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系)</u></td> </tr> </tbody> </table>	情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段	1. 被害・復旧の状況				(省略)				高速道路	社会基盤対策部隊	中日本高速道路株式会社	電話	公共交通機関	総括部隊(情報班)	公共交通事業者	電話	(省略)				県営水道	社会基盤対策部隊 (水道・工業用水道班)	地方部(水道事務所)	電話(衛星携帯電話含む)、業務用無線、MCA無線、 <u>三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系)</u>
情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段																																																							
1. 被害・復旧の状況																																																										
(省略)																																																										
高速道路	総括部隊(情報班)	中日本高速道路株式会社	電話																																																							
公共交通機関	総括部隊(情報班)	公共交通事業者	電話																																																							
(省略)																																																										
県営水道	社会基盤対策部隊 (水道・工業用水道班)	地方部(水道事務所)	電話(衛星携帯電話含む)、業務用無線、MCA無線																																																							
情報・連絡内容	部隊・班名	情報収集先	主な情報収集手段																																																							
1. 被害・復旧の状況																																																										
(省略)																																																										
高速道路	社会基盤対策部隊	中日本高速道路株式会社	電話																																																							
公共交通機関	総括部隊(情報班)	公共交通事業者	電話																																																							
(省略)																																																										
県営水道	社会基盤対策部隊 (水道・工業用水道班)	地方部(水道事務所)	電話(衛星携帯電話含む)、業務用無線、MCA無線、 <u>三重県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系)</u>																																																							
199	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第3章 避難誘導体制の確保</p> <p>第1節 避難所の確保及び早期避難の促進</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 避難者の大規模移送支援(総括部隊<対策班>)</p> <p>【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】</p> <p>1 住民の早期避難に向けた支援</p> <p>【主な行動項目】</p> <p>・「SNS(X(エックス)・LINE(ライン))を活用した県民への防災気象情報の提供」(総括部隊)</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第3章 避難誘導体制の確保</p> <p>第1節 避難所の確保及び早期避難の促進</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 避難者の大規模移送支援(総括部隊<対策班>)</p> <p>【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】</p> <p>1 住民の早期避難に向けた支援</p> <p>【主な行動項目】</p> <p>・「SNS及び防災アプリを活用した県民への防災気象情報の提供」(総括部隊)</p>																																																								

ページ	旧	新																																
203	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第4章 災害未然防止活動</p> <p>第3節 県民・企業等による安全確保</p> <p>【主担当部隊】：総括部隊（総括班、総務班、広聴広報班）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="165 331 1032 647"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「防災みえ.jp」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達</td> <td>総括部隊（総務班、広聴広報班）</td> <td>台風発生後速やかに</td> <td>・台風情報・気象予警報等（気象台）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>Lアラート（災害情報共有システム）を活用した情報提供</td> <td>総括部隊（総務班）</td> <td>県災対本部設置後</td> <td>・避難情報、被害情報等（市町、関係防災機関）</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	「防災みえ.jp」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達	総括部隊（総務班、広聴広報班）	台風発生後速やかに	・台風情報・気象予警報等（気象台）	(省略)				Lアラート（災害情報共有システム）を活用した情報提供	総括部隊（総務班）	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等（市町、関係防災機関）	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第4章 災害未然防止活動</p> <p>第3節 県民・企業等による安全確保</p> <p>【主担当部隊】：総括部隊（総括班、情報班、広聴広報班）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="1151 331 2018 647"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「みえ防災ナビ」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達</td> <td>総括部隊（情報班、広聴広報班）</td> <td>台風発生後速やかに</td> <td>・台風情報・気象予警報等（気象台）</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> <tr> <td>Lアラート（災害情報共有システム）を活用した情報提供</td> <td>総括部隊（情報班）</td> <td>県災対本部設置後</td> <td>・避難情報、被害情報等（市町、関係防災機関）</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	「 みえ防災ナビ 」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達	総括部隊（ 情報班 、広聴広報班）	台風発生後速やかに	・台風情報・気象予警報等（気象台）	(省略)				Lアラート（災害情報共有システム）を活用した情報提供	総括部隊（ 情報班 ）	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等（市町、関係防災機関）
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																															
「防災みえ.jp」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達	総括部隊（総務班、広聴広報班）	台風発生後速やかに	・台風情報・気象予警報等（気象台）																															
(省略)																																		
Lアラート（災害情報共有システム）を活用した情報提供	総括部隊（総務班）	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等（市町、関係防災機関）																															
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																															
「 みえ防災ナビ 」および「メール配信サービス」による災害情報等の提供・伝達	総括部隊（ 情報班 、広聴広報班）	台風発生後速やかに	・台風情報・気象予警報等（気象台）																															
(省略)																																		
Lアラート（災害情報共有システム）を活用した情報提供	総括部隊（ 情報班 ）	県災対本部設置後	・避難情報、被害情報等（市町、関係防災機関）																															
203	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第4章 災害未然防止活動</p> <p>第3節 県民・企業等による安全確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「防災みえ.jp」ホームページ、「メール配信サービス」及びSNS等による災害情報等の提供・伝達（総括部隊<総務班、広聴広報班</p> <p>(中略)</p> <p>3 Lアラート（災害情報共有システム）を活用した情報提供（総括部隊<総務班>）</p> <p>災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「Lアラート（災害情報共有システム）」を活用し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の多様なメディアを通じた住民への情報提供を図る。</p> <p>【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】</p> <p>① 「防災みえ.jp」や「SNS（X（エックス）・LINE（ライン）」を活用した防災気象情報の提供など</p> <p>台風情報や気象情報等の防災気象情報について、県民に注意喚起し早期の避難行動を促すため、「防災みえ.jp」や「SNS（X（エックス）・LINE（ライン）」を活用して情報発信する行動項目を整理している。</p>	<p>第3部 台風接近時等の減災対策</p> <p>第4章 災害未然防止活動</p> <p>第3節 県民・企業等による安全確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 「防災みえ.jp」ホームページ、「メール配信サービス」及びSNS・防災アプリ等による災害情報等の提供・伝達（総括部隊<情報班、広聴広報班</p> <p>(中略)</p> <p>3 Lアラート（災害情報共有システム）を活用した情報提供（総括部隊<情報班>）</p> <p>災害発生時やその復興局面等において、公共情報を発信する自治体・ライフライン事業者などと、それを伝える放送事業者・通信事業者を結ぶ共通基盤である「Lアラート（災害情報共有システム）」を活用し、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の多様なメディアを通じた住民への情報提供を図る。</p> <p>【三重県版タイムライン策定に伴い整理・検討した事前行動項目】</p> <p>① 「防災みえ.jp」や「SNS（X（エックス）・LINE（ライン）」及び「みえ防災ナビ」を活用した防災気象情報の提供など</p> <p>台風情報や気象情報等の防災気象情報について、県民に注意喚起し早期の避難行動を促すため、「防災みえ.jp」や「SNS（X（エックス）・LINE（ライン）」及び「みえ防災ナビ」を活用して情報発信する行動項目を整理している。</p>																																

ページ	旧	新																																								
	<p>【主な行動項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災情報プラットフォームの運用」（総括部隊） ・「SNS（X（エックス）・LINE（ライン））を活用した県民への防災気象情報の提供」（総括部隊） 	<p>【主な行動項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「防災情報プラットフォームの運用」（総括部隊<情報班>） ・「SNS（X（エックス）・LINE（ライン））<u>及び「みえ防災ナビ」</u>を活用した県民への防災気象情報の提供」（総括部隊<情報班>） 																																								
209	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第1節 災害対策活動の実施体制の確保</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="163 558 1032 916"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策のための準備体制</td> <td><u>総括部隊(総括班)</u> <u>地方統括部(総括班)</u></td> <td>配備基準に基づき速やかに</td> <td>・気象予警報等(気象台)</td> </tr> <tr> <td>県災対本部(警戒体制)の設置</td> <td><u>総括部統括隊(総括班)</u></td> <td>設置基準に基づき速やかに</td> <td>・気象予警報等(気象台)</td> </tr> <tr> <td>地方部(警戒体制)の設置</td> <td><u>地方部(総括班)</u></td> <td>設置基準に基づき速やかに</td> <td>・気象予警報等(気象台)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害対策のための準備体制	<u>総括部隊(総括班)</u> <u>地方統括部(総括班)</u>	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)	県災対本部(警戒体制)の設置	<u>総括部統括隊(総括班)</u>	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)	地方部(警戒体制)の設置	<u>地方部(総括班)</u>	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)	(省略)				<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第1節 災害対策活動の実施体制の確保</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="1149 558 2018 916"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害対策のための準備体制</td> <td><u>(削除)</u></td> <td>配備基準に基づき速やかに</td> <td>・気象予警報等(気象台)</td> </tr> <tr> <td>県災対本部(警戒体制)の設置</td> <td><u>総括部隊</u></td> <td>設置基準に基づき速やかに</td> <td>・気象予警報等(気象台)</td> </tr> <tr> <td>地方部(警戒体制)の設置</td> <td><u>地方部</u></td> <td>設置基準に基づき速やかに</td> <td>・気象予警報等(気象台)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害対策のための準備体制	<u>(削除)</u>	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)	県災対本部(警戒体制)の設置	<u>総括部隊</u>	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)	地方部(警戒体制)の設置	<u>地方部</u>	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)	(省略)			
対策(活動)項目	担当当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
災害対策のための準備体制	<u>総括部隊(総括班)</u> <u>地方統括部(総括班)</u>	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)																																							
県災対本部(警戒体制)の設置	<u>総括部統括隊(総括班)</u>	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)																																							
地方部(警戒体制)の設置	<u>地方部(総括班)</u>	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)																																							
(省略)																																										
対策(活動)項目	担当当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
災害対策のための準備体制	<u>(削除)</u>	配備基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)																																							
県災対本部(警戒体制)の設置	<u>総括部隊</u>	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)																																							
地方部(警戒体制)の設置	<u>地方部</u>	設置基準に基づき速やかに	・気象予警報等(気象台)																																							
(省略)																																										
210	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第1節 災害対策活動の実施体制の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害対策のための準備体制 <u>(総括部隊<総括班>、地方部<総括班>)</u></p> <p>「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保 <県が実施する対策> 1 災害対策のための準備体制」に基づき実施する。</p> <p>2 県災対本部(警戒体制)の設置 <u>(総括部隊<総括班>)</u></p> <p>「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保 <県が実施する対策> 2 県災対本部(警戒体制)の設置」に基づき実施する。</p> <p>3 地方部(警戒体制)の設置 <u>(地方部<総括班>)</u></p> <p>「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保 <県が実施する対策> 3 地方部(警戒体制)の設置」に基づき実施する。</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第1節 災害対策活動の実施体制の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害対策のための準備体制</p> <p>「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保 <県が実施する対策> 1 災害対策のための準備体制」に基づき実施する。</p> <p>2 県災対本部(警戒体制)の設置 <u>(総括部隊)</u></p> <p>「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保 <県が実施する対策> 2 県災対本部(警戒体制)の設置」に基づき実施する。</p> <p>3 地方部(警戒体制)の設置 <u>(地方部)</u></p> <p>「第3部 第2章 第1節 準備・警戒体制の確保 <県が実施する対策> 3 地方部(警戒体制)の設置」に基づき実施する。</p>																																								

へーじ	旧	新																																																																																																																																																																																				
	<p>(中略)</p> <p>5 災害応急対策に係る対応方針の決定</p> <p>(4) 災害応急対策実施方針の伝達（総括部隊＜総括班、総務班＞）</p> <p>本部員会議を開催し、各本部門員に対し、決定した災害応急対策に係る対応方針の指示・伝達を行う。</p>	<p>(中略)</p> <p>5 災害応急対策に係る対応方針の決定</p> <p>(4) 災害応急対策実施方針の伝達（総括部隊＜総括班、総務班＞）</p> <p>本部会議を開催し、各本部門員に対し、決定した災害応急対策に係る対応方針の指示・伝達を行う。</p>																																																																																																																																																																																				
218	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第2節 通信機能の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <p style="text-align: right;">(令和7年3月現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別等</th> <th>設置箇所数</th> <th>設置場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中継所</td> <td>24</td> <td>多度、青山、朝熊、鹿坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、園弘、多良、湯田、行野浦、碧島、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊青田(中継塔)</td> </tr> <tr> <td>県庁舎等</td> <td>13</td> <td>県庁、県庁舎(0)、消防学校、防災AVIQA-管理事務所</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>42</td> <td>全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>15</td> <td>全消防本部</td> </tr> <tr> <td>警察関係</td> <td>19</td> <td>県警本部、全警署</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>21</td> <td>総合医療センター、このころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いわへ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、美名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部(県庁内ch.使用)</td> </tr> <tr> <td>報道関係</td> <td>3</td> <td>NHK津、三重テレビ、三重エフエム</td> </tr> <tr> <td>地域域機関関係</td> <td>19</td> <td>君ヶ野ダム、富川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、みえ県民交流センター、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、下水道(北勢北部、北勢南部、中津路金山、中津路松阪、中津路宮川)</td> </tr> <tr> <td>国関係</td> <td>7</td> <td>津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海救助局三重県拠点</td> </tr> <tr> <td>ライフライン関係</td> <td>5</td> <td>三重県ラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT西日本三重支店、東明ガス(長谷山中継所内ch.通し)</td> </tr> <tr> <td>携帯型及び重載型</td> <td>13</td> <td>県庁、県庁舎(0)、防災AVIQA-管理事務所、三重大学(勢水丸)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>181</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県庁舎等</td> <td>12</td> <td>県庁、県庁舎(志摩以外9)、防災AVIQA-管理事務所、消防学校</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>31</td> <td>全市町役場(防災担当課)、伊勢市防災センター、南伊勢病院</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>15</td> <td>全消防本部</td> </tr> <tr> <td>警察関係</td> <td>1</td> <td>県警本部</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>7</td> <td>総合医療センター、このころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部(県庁内ch.使用)</td> </tr> <tr> <td>地域域機関関係</td> <td>5</td> <td>君ヶ野ダム、富川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道</td> </tr> <tr> <td>国関係</td> <td>3</td> <td>久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>可搬型</td> <td>24</td> <td>県庁(2)、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、防災AVIQA-管理事務所、消防本部(16)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>98</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県庁舎等</td> <td>13</td> <td>県庁、県庁舎(0)、消防学校、防災AVIQA-管理事務所</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>38</td> <td>全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり、)</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>16</td> <td>全消防本部、三重北消防指令センター</td> </tr> <tr> <td>警察関係</td> <td>1</td> <td>県警本部</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>1</td> <td>日本赤十字社三重県支部(県庁内ch.使用)</td> </tr> <tr> <td>地域域機関関係</td> <td>12</td> <td>君ヶ野ダム、富川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、四</td> </tr> <tr> <td>国関係</td> <td>2</td> <td>久居自衛隊、明野自衛隊航空学校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>83</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別等	設置箇所数	設置場所等	中継所	24	多度、青山、朝熊、鹿坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、園弘、多良、湯田、行野浦、碧島、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊青田(中継塔)	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(0)、消防学校、防災AVIQA-管理事務所	市町	42	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)	消防本部	15	全消防本部	警察関係	19	県警本部、全警署	医療関係	21	総合医療センター、このころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いわへ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、美名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部(県庁内ch.使用)	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム	地域域機関関係	19	君ヶ野ダム、富川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、みえ県民交流センター、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、下水道(北勢北部、北勢南部、中津路金山、中津路松阪、中津路宮川)	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海救助局三重県拠点	ライフライン関係	5	三重県ラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT西日本三重支店、東明ガス(長谷山中継所内ch.通し)	携帯型及び重載型	13	県庁、県庁舎(0)、防災AVIQA-管理事務所、三重大学(勢水丸)	計	181		県庁舎等	12	県庁、県庁舎(志摩以外9)、防災AVIQA-管理事務所、消防学校	市町	31	全市町役場(防災担当課)、伊勢市防災センター、南伊勢病院	消防本部	15	全消防本部	警察関係	1	県警本部	医療関係	7	総合医療センター、このころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部(県庁内ch.使用)	地域域機関関係	5	君ヶ野ダム、富川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部	可搬型	24	県庁(2)、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、防災AVIQA-管理事務所、消防本部(16)	計	98		県庁舎等	13	県庁、県庁舎(0)、消防学校、防災AVIQA-管理事務所	市町	38	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり、)	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター	警察関係	1	県警本部	医療関係	1	日本赤十字社三重県支部(県庁内ch.使用)	地域域機関関係	12	君ヶ野ダム、富川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、四	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校	計	83		<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第2節 通信機能の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <p style="text-align: right;">(令和8年3月現在)</p> <p style="text-align: center;">防災通信ネットワーク設置箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別等</th> <th>設置箇所数</th> <th>設置場所等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中継所</td> <td>24</td> <td>多度、青山、朝熊、鹿坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、園弘、多良、湯田、行野浦、碧島、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊青田(中継塔)</td> </tr> <tr> <td>県庁舎等</td> <td>13</td> <td>県庁、県庁舎(0)、消防学校、防災AVIQA-管理事務所</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>42</td> <td>全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>15</td> <td>全消防本部</td> </tr> <tr> <td>警察関係</td> <td>19</td> <td>県警本部、全警署</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>21</td> <td>総合医療センター、このころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いわへ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、美名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部</td> </tr> <tr> <td>報道関係</td> <td>3</td> <td>NHK津、三重テレビ、三重エフエム</td> </tr> <tr> <td>地域域機関関係</td> <td>20</td> <td>君ヶ野ダム、富川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、みえ県民交流センター、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、下水道(北勢北部、北勢南部、中津路金山、中津路松阪、中津路宮川)</td> </tr> <tr> <td>国関係</td> <td>7</td> <td>津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海救助局三重県拠点</td> </tr> <tr> <td>ライフライン関係</td> <td>5</td> <td>三重県ラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT西日本三重支店、東明ガス(長谷山中継所内ch.通し)</td> </tr> <tr> <td>携帯型及び重載型</td> <td>13</td> <td>県庁、県庁舎(0)、防災AVIQA-管理事務所、三重大学(勢水丸)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>182</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県庁舎等</td> <td>12</td> <td>県庁、県庁舎(志摩以外9)、防災AVIQA-管理事務所、消防学校</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>30</td> <td>市町(南伊勢町を除く38)、伊勢市防災センター、南伊勢病院</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>15</td> <td>全消防本部</td> </tr> <tr> <td>警察関係</td> <td>1</td> <td>県警本部</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>7</td> <td>総合医療センター、このころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部</td> </tr> <tr> <td>地域域機関関係</td> <td>10</td> <td>君ヶ野ダム、富川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)</td> </tr> <tr> <td>国関係</td> <td>3</td> <td>久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>可搬型</td> <td>12</td> <td>県庁(1)、消防本部(11名倉、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、鳥羽、志摩、紀宝、三重紀北、紀和)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>90</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県庁舎等</td> <td>13</td> <td>県庁、県庁舎(0)、消防学校、防災AVIQA-管理事務所</td> </tr> <tr> <td>市町</td> <td>38</td> <td>全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり、)</td> </tr> <tr> <td>消防本部</td> <td>16</td> <td>全消防本部、三重北消防指令センター</td> </tr> <tr> <td>警察関係</td> <td>1</td> <td>県警本部</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>1</td> <td>日本赤十字社三重県支部(県庁内ch.使用)</td> </tr> <tr> <td>地域域機関関係</td> <td>12</td> <td>君ヶ野ダム、富川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、四</td> </tr> <tr> <td>国関係</td> <td>2</td> <td>久居自衛隊、明野自衛隊航空学校</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>82</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別等	設置箇所数	設置場所等	中継所	24	多度、青山、朝熊、鹿坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、園弘、多良、湯田、行野浦、碧島、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊青田(中継塔)	県庁舎等	13	県庁、県庁舎(0)、消防学校、防災AVIQA-管理事務所	市町	42	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)	消防本部	15	全消防本部	警察関係	19	県警本部、全警署	医療関係	21	総合医療センター、このころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いわへ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、美名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部	報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム	地域域機関関係	20	君ヶ野ダム、富川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、みえ県民交流センター、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、下水道(北勢北部、北勢南部、中津路金山、中津路松阪、中津路宮川)	国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海救助局三重県拠点	ライフライン関係	5	三重県ラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT西日本三重支店、東明ガス(長谷山中継所内ch.通し)	携帯型及び重載型	13	県庁、県庁舎(0)、防災AVIQA-管理事務所、三重大学(勢水丸)	計	182		県庁舎等	12	県庁、県庁舎(志摩以外9)、防災AVIQA-管理事務所、消防学校	市町	30	市町(南伊勢町を除く38)、伊勢市防災センター、南伊勢病院	消防本部	15	全消防本部	警察関係	1	県警本部	医療関係	7	総合医療センター、このころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部	地域域機関関係	10	君ヶ野ダム、富川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)	国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部	可搬型	12	県庁(1)、消防本部(11名倉、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、鳥羽、志摩、紀宝、三重紀北、紀和)	計	90		県庁舎等	13	県庁、県庁舎(0)、消防学校、防災AVIQA-管理事務所	市町	38	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり、)	消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター	警察関係	1	県警本部	医療関係	1	日本赤十字社三重県支部(県庁内ch.使用)	地域域機関関係	12	君ヶ野ダム、富川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、四	国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校	計	82	
種別等	設置箇所数	設置場所等																																																																																																																																																																																				
中継所	24	多度、青山、朝熊、鹿坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、園弘、多良、湯田、行野浦、碧島、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊青田(中継塔)																																																																																																																																																																																				
県庁舎等	13	県庁、県庁舎(0)、消防学校、防災AVIQA-管理事務所																																																																																																																																																																																				
市町	42	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)																																																																																																																																																																																				
消防本部	15	全消防本部																																																																																																																																																																																				
警察関係	19	県警本部、全警署																																																																																																																																																																																				
医療関係	21	総合医療センター、このころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いわへ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、美名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部(県庁内ch.使用)																																																																																																																																																																																				
報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム																																																																																																																																																																																				
地域域機関関係	19	君ヶ野ダム、富川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、みえ県民交流センター、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、下水道(北勢北部、北勢南部、中津路金山、中津路松阪、中津路宮川)																																																																																																																																																																																				
国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海救助局三重県拠点																																																																																																																																																																																				
ライフライン関係	5	三重県ラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT西日本三重支店、東明ガス(長谷山中継所内ch.通し)																																																																																																																																																																																				
携帯型及び重載型	13	県庁、県庁舎(0)、防災AVIQA-管理事務所、三重大学(勢水丸)																																																																																																																																																																																				
計	181																																																																																																																																																																																					
県庁舎等	12	県庁、県庁舎(志摩以外9)、防災AVIQA-管理事務所、消防学校																																																																																																																																																																																				
市町	31	全市町役場(防災担当課)、伊勢市防災センター、南伊勢病院																																																																																																																																																																																				
消防本部	15	全消防本部																																																																																																																																																																																				
警察関係	1	県警本部																																																																																																																																																																																				
医療関係	7	総合医療センター、このころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部(県庁内ch.使用)																																																																																																																																																																																				
地域域機関関係	5	君ヶ野ダム、富川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道																																																																																																																																																																																				
国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部																																																																																																																																																																																				
可搬型	24	県庁(2)、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、防災AVIQA-管理事務所、消防本部(16)																																																																																																																																																																																				
計	98																																																																																																																																																																																					
県庁舎等	13	県庁、県庁舎(0)、消防学校、防災AVIQA-管理事務所																																																																																																																																																																																				
市町	38	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり、)																																																																																																																																																																																				
消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター																																																																																																																																																																																				
警察関係	1	県警本部																																																																																																																																																																																				
医療関係	1	日本赤十字社三重県支部(県庁内ch.使用)																																																																																																																																																																																				
地域域機関関係	12	君ヶ野ダム、富川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、四																																																																																																																																																																																				
国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校																																																																																																																																																																																				
計	83																																																																																																																																																																																					
種別等	設置箇所数	設置場所等																																																																																																																																																																																				
中継所	24	多度、青山、朝熊、鹿坂、三木、谷の山、長尾、長谷山、天花寺、園弘、多良、湯田、行野浦、碧島、伊賀、名張、鳥羽、磯部、南勢、飯高、名倉、紀宝、紀和、朝熊青田(中継塔)																																																																																																																																																																																				
県庁舎等	13	県庁、県庁舎(0)、消防学校、防災AVIQA-管理事務所																																																																																																																																																																																				
市町	42	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり)																																																																																																																																																																																				
消防本部	15	全消防本部																																																																																																																																																																																				
警察関係	19	県警本部、全警署																																																																																																																																																																																				
医療関係	21	総合医療センター、このころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、松阪市民病院、鈴鹿中央総合病院、伊勢赤十字病院、尾鷲総合病院、上野総合市民病院、紀南病院、三重県医師会、市立四日市病院、いわへ総合病院、松阪中央総合病院、済生会松阪総合病院、名張市立病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、美名市総合医療センター、日本赤十字社三重県支部																																																																																																																																																																																				
報道関係	3	NHK津、三重テレビ、三重エフエム																																																																																																																																																																																				
地域域機関関係	20	君ヶ野ダム、富川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、みえ県民交流センター、動物愛護センター、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、下水道(北勢北部、北勢南部、中津路金山、中津路松阪、中津路宮川)																																																																																																																																																																																				
国関係	7	津地方気象台、久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、四日市海上保安部、鳥羽海上保安部、尾鷲海上保安部、東海救助局三重県拠点																																																																																																																																																																																				
ライフライン関係	5	三重県ラック協会、三重交通、中部電力パワーグリッド三重支社、NTT西日本三重支店、東明ガス(長谷山中継所内ch.通し)																																																																																																																																																																																				
携帯型及び重載型	13	県庁、県庁舎(0)、防災AVIQA-管理事務所、三重大学(勢水丸)																																																																																																																																																																																				
計	182																																																																																																																																																																																					
県庁舎等	12	県庁、県庁舎(志摩以外9)、防災AVIQA-管理事務所、消防学校																																																																																																																																																																																				
市町	30	市町(南伊勢町を除く38)、伊勢市防災センター、南伊勢病院																																																																																																																																																																																				
消防本部	15	全消防本部																																																																																																																																																																																				
警察関係	1	県警本部																																																																																																																																																																																				
医療関係	7	総合医療センター、このころの医療センター、一志病院、志摩病院、三重大学附属病院、伊勢赤十字病院、日本赤十字社三重県支部																																																																																																																																																																																				
地域域機関関係	10	君ヶ野ダム、富川ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)																																																																																																																																																																																				
国関係	3	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校、第四管区海上保安本部																																																																																																																																																																																				
可搬型	12	県庁(1)、消防本部(11名倉、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、鳥羽、志摩、紀宝、三重紀北、紀和)																																																																																																																																																																																				
計	90																																																																																																																																																																																					
県庁舎等	13	県庁、県庁舎(0)、消防学校、防災AVIQA-管理事務所																																																																																																																																																																																				
市町	38	全市町(支所(旧市町村役場)に設置している市町あり、)																																																																																																																																																																																				
消防本部	16	全消防本部、三重北消防指令センター																																																																																																																																																																																				
警察関係	1	県警本部																																																																																																																																																																																				
医療関係	1	日本赤十字社三重県支部(県庁内ch.使用)																																																																																																																																																																																				
地域域機関関係	12	君ヶ野ダム、富川ダム、安濃ダム、北勢水道、中勢水道、南勢水道、四日市港管理組合、広域防災拠点(紀北、紀南、伊勢志摩、伊賀、北勢)、四																																																																																																																																																																																				
国関係	2	久居自衛隊、明野自衛隊航空学校																																																																																																																																																																																				
計	82																																																																																																																																																																																					

ページ	旧	新																								
219	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>（別表1）</p> <table border="1" data-bbox="163 328 1032 1426"> <thead> <tr> <th>関係機関等名</th> <th>情報共有手段</th> <th>代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災対本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム 三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td>地方部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器（伊勢、尾鷲、熊野） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td> 県単独庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> 消防学校 航空隊事務所 東京事務所 県管理ダム 企業庁水道事務所 ダイバーシティ社会推進課 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、下水道事務所、東京事務所除く）） インターネットメール </td> <td> その他県単独庁舎等 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	情報共有手段	代替手段等	県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム 三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 	地方部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器（伊勢、尾鷲、熊野） 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 	県単独庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> 消防学校 航空隊事務所 東京事務所 県管理ダム 企業庁水道事務所 ダイバーシティ社会推進課 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、下水道事務所、東京事務所除く）） インターネットメール 	その他県単独庁舎等	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>（別表1）</p> <table border="1" data-bbox="1144 328 2013 1426"> <thead> <tr> <th>関係機関等名</th> <th>情報共有手段</th> <th>代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県災対本部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム 広域災害・救急医療情報システム（EMIS） インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td>地方部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器（10地域庁舎） </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td> 県単独庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> 消防学校 航空隊事務所 東京事務所 県管理ダム 企業庁水道事務所 ダイバーシティ社会推進課 流域下水処理場 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系（ダイバーシティ社会推進課、流域下水処理場除く）、有線系（ダイバーシティ社会推進課、流域下水処理場除く）） インターネットメール 衛星インターネット通信機器（航空隊事務所） </td> <td> その他県単独庁舎等 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	情報共有手段	代替手段等	県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム 広域災害・救急医療情報システム（EMIS） インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 	地方部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器（10地域庁舎） 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 	県単独庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> 消防学校 航空隊事務所 東京事務所 県管理ダム 企業庁水道事務所 ダイバーシティ社会推進課 流域下水処理場 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系（ダイバーシティ社会推進課、流域下水処理場除く）、有線系（ダイバーシティ社会推進課、流域下水処理場除く）） インターネットメール 衛星インターネット通信機器（航空隊事務所） 	その他県単独庁舎等
関係機関等名	情報共有手段	代替手段等																								
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム 三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 																								
地方部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器（伊勢、尾鷲、熊野） 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 																								
県単独庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> 消防学校 航空隊事務所 東京事務所 県管理ダム 企業庁水道事務所 ダイバーシティ社会推進課 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系（東京事務所除く）、衛星系（航空隊（可搬型）、東京事務所）、有線系（NPO、下水道事務所、東京事務所除く）） インターネットメール 	その他県単独庁舎等																								
関係機関等名	情報共有手段	代替手段等																								
県災対本部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム 広域災害・救急医療情報システム（EMIS） インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 可搬型衛星通信設備 連絡員派遣 																								
地方部	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系、有線系） 三重県防災情報システム インターネットメール 衛星携帯電話 衛星インターネット通信機器（10地域庁舎） 	<ul style="list-style-type: none"> 携帯型無線機 連絡員派遣 																								
県単独庁舎等 <ul style="list-style-type: none"> 消防学校 航空隊事務所 東京事務所 県管理ダム 企業庁水道事務所 ダイバーシティ社会推進課 流域下水処理場 	<ul style="list-style-type: none"> 固定通信網、移動体通信網等 三重県行政WAN 三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系（ダイバーシティ社会推進課、流域下水処理場除く）、有線系（ダイバーシティ社会推進課、流域下水処理場除く）） インターネットメール 衛星インターネット通信機器（航空隊事務所） 	その他県単独庁舎等																								

ページ	旧	新																																				
220	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>別表1</p> <p>関係機関等名「消防本部」の「代替手段等」の欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型衛星通信設備 	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>別表1</p> <p>関係機関等名「消防本部」の「代替手段等」の欄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型衛星通信設備 【11 消防本部（桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、鳥羽、志摩、紀勢、三重紀北、熊野）】 																																				
221	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>（別表1）</p> <table border="1" data-bbox="163 643 1032 1468"> <thead> <tr> <th>関係機関等名</th> <th>情報共有手段</th> <th>代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県医師会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td>三重県歯科医師会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td>三重県薬剤師会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網・移動体通信網 ・インターネットメール </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td>三重県看護協会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網・移動体通信網 ・インターネットメール </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社三重県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	情報共有手段	代替手段等	三重県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 	三重県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 	三重県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網・移動体通信網 ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 	三重県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網・移動体通信網 ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 	日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第2節 通信機能の確保（発災2）</p> <p>第3項 対策</p> <p>（別表1）</p> <table border="1" data-bbox="1149 643 2018 1468"> <thead> <tr> <th>関係機関等名</th> <th>情報共有手段</th> <th>代替手段等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三重県医師会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td>三重県歯科医師会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td>三重県薬剤師会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網・移動体通信網 ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td>三重県看護協会</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網・移動体通信網 ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 </td> </tr> <tr> <td>日本赤十字社三重県支部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 </td> </tr> </tbody> </table>	関係機関等名	情報共有手段	代替手段等	三重県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 	三重県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 	三重県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網・移動体通信網 ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 	三重県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網・移動体通信網 ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 	日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣
関係機関等名	情報共有手段	代替手段等																																				
三重県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 																																				
三重県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 																																				
三重県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網・移動体通信網 ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 																																				
三重県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網・移動体通信網 ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 																																				
日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 																																				
関係機関等名	情報共有手段	代替手段等																																				
三重県医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（地上系） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 																																				
三重県歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 																																				
三重県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網・移動体通信網 ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 																																				
三重県看護協会	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網・移動体通信網 ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 																																				
日本赤十字社三重県支部	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系、地上 	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡員派遣 																																				

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧			新		
	系) ・インターネットメール			系) <u>・広域災害・救急医療情報システム（EMIS）</u> ・インターネットメール		
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	医療機関 (略)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕） （地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院。松阪市民病院。尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、総合医療センター、済生会松阪総合病院、厚生連松阪中央総合病院、志摩病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター〕） ・<u>三重県</u>広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	—	医療機関 (略)	<ul style="list-style-type: none"> ・固定通信網、移動体通信網等 ・三重県防災通信ネットワーク（衛星系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、総合医療センター〕） （地上系〔三重大病院、伊勢赤十字病院、鈴鹿中央総合病院。松阪市民病院。尾鷲総合病院、紀南病院、上野総合市民病院、市立四日市病院、いなべ総合病院、総合医療センター、<u>志摩病院</u>、済生会松阪総合病院、厚生連松阪中央総合病院、志摩病院、三重中央医療センター、伊勢市立伊勢総合病院、桑名市総合医療センター〕） ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS） ・インターネットメール 	—
				<u>医療機関（県営病院）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>固定通信網、移動体通信網等</u> ・<u>三重県防災通信ネットワーク（地上系、衛星系）</u> ・<u>インターネットメール</u> 	—
222	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第2節 通信機能の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <p>(1) ② 本庁、<u>防災ヘリコプター管理事務所、県広域防災拠点及び各消防本部</u>に配備している衛星系可搬型防災行政無線機器</p>			<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第2節 通信機能の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>1 災害時に用いる通信手段の概要</p> <p>(1) ② 本庁及び <u>11消防本部（桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、鳥羽、志摩、紀勢、三重紀北、熊野）</u>に配備している衛星系可搬型防災行政無線機器</p>		

ページ	旧	新																																								
226	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 自衛隊災害派遣要請</p> <p>知事は、市町長から別紙1などによる派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、別紙2により陸上自衛隊第33普通科連隊長へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。</p> <p>○ 派遣要請窓口：陸上自衛隊第33普通科連隊 第3科</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 自衛隊災害派遣要請</p> <p>知事は、市町長から別紙1などによる派遣要請の要求を受け、その派遣要請の事由を適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、<u>派遣を希望する活動内容を考慮し</u>、自衛隊法第83条の規定に基づき、別紙2により陸上自衛隊第33普通科連隊長<u>等</u>へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話又は無線をもって要請し、事後に文書を送付する。</p> <p>○ 派遣要請<u>連絡</u>窓口：</p> <table border="1" data-bbox="1205 563 1973 922"> <thead> <tr> <th></th> <th>連絡窓口</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>陸上自衛隊</td> <td>第33普通科連隊長 <u>(第3科)</u></td> <td>〒514-1118 三重県津市久居新町975</td> <td>(059)255-3133 内線 256 <u>(当直 462)</u></td> </tr> <tr> <td>海上自衛隊</td> <td>横須賀地方総監 <u>(第3幕僚室)</u></td> <td>〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町1丁目無番地</td> <td>(046)822-3500 内線 2543 <u>(当直 2222)</u></td> </tr> <tr> <td>航空自衛隊</td> <td>中部航空方面隊司令官 <u>(防衛部)</u></td> <td>〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山 2-3</td> <td>(04)2953-6131 内線 2233 <u>(当直 2204)</u></td> </tr> </tbody> </table>		連絡窓口	所在地	電話番号	陸上自衛隊	第33普通科連隊長 <u>(第3科)</u>	〒514-1118 三重県津市久居新町975	(059)255-3133 内線 256 <u>(当直 462)</u>	海上自衛隊	横須賀地方総監 <u>(第3幕僚室)</u>	〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町1丁目無番地	(046)822-3500 内線 2543 <u>(当直 2222)</u>	航空自衛隊	中部航空方面隊司令官 <u>(防衛部)</u>	〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山 2-3	(04)2953-6131 内線 2233 <u>(当直 2204)</u>																								
	連絡窓口	所在地	電話番号																																							
陸上自衛隊	第33普通科連隊長 <u>(第3科)</u>	〒514-1118 三重県津市久居新町975	(059)255-3133 内線 256 <u>(当直 462)</u>																																							
海上自衛隊	横須賀地方総監 <u>(第3幕僚室)</u>	〒238-0046 神奈川県横須賀市西 逸見町1丁目無番地	(046)822-3500 内線 2543 <u>(当直 2222)</u>																																							
航空自衛隊	中部航空方面隊司令官 <u>(防衛部)</u>	〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山 2-3	(04)2953-6131 内線 2233 <u>(当直 2204)</u>																																							
239	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="165 1078 1032 1398"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害情報の収集</td> <td>総括部隊(情報班、派遣班、対策班)</td> <td>【発災直後】災害発生の情報を得た後速やかに</td> <td>・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)</td> </tr> <tr> <td>災害情報の分析</td> <td>総括部隊(情報班)</td> <td>【発災直後】災害情報を収集次第</td> <td>・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)</td> </tr> <tr> <td>情報の伝達</td> <td>総括部隊(<u>総括班</u>)</td> <td>【発災後3時間以内】災害情報の整理ができ次第</td> <td>・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害情報の収集	総括部隊(情報班、派遣班、対策班)	【発災直後】災害発生の情報を得た後速やかに	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)	災害情報の分析	総括部隊(情報班)	【発災直後】災害情報を収集次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)	情報の伝達	総括部隊(<u>総括班</u>)	【発災後3時間以内】災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)	(省略)				<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="1151 1078 2018 1474"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害情報の収集</td> <td>総括部隊(<u>総括班</u>、情報班、派遣班、対策班)、<u>各部隊(各部局等)</u></td> <td>【発災直後】災害発生の情報を得た後速やかに</td> <td>・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)</td> </tr> <tr> <td>災害情報の分析</td> <td>総括部隊(情報班)、<u>各部隊(各部局等)</u></td> <td>【発災直後】災害情報を収集次第</td> <td>・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)</td> </tr> <tr> <td>情報の伝達</td> <td>総括部隊(<u>情報班</u>)、<u>各部隊(各部局等)</u></td> <td>【発災後3時間以内】災害情報の整理ができ次第</td> <td>・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">(省略)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	災害情報の収集	総括部隊(<u>総括班</u> 、情報班、派遣班、対策班)、 <u>各部隊(各部局等)</u>	【発災直後】災害発生の情報を得た後速やかに	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)	災害情報の分析	総括部隊(情報班)、 <u>各部隊(各部局等)</u>	【発災直後】災害情報を収集次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)	情報の伝達	総括部隊(<u>情報班</u>)、 <u>各部隊(各部局等)</u>	【発災後3時間以内】災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)	(省略)			
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
災害情報の収集	総括部隊(情報班、派遣班、対策班)	【発災直後】災害発生の情報を得た後速やかに	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)																																							
災害情報の分析	総括部隊(情報班)	【発災直後】災害情報を収集次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)																																							
情報の伝達	総括部隊(<u>総括班</u>)	【発災後3時間以内】災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)																																							
(省略)																																										
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
災害情報の収集	総括部隊(<u>総括班</u> 、情報班、派遣班、対策班)、 <u>各部隊(各部局等)</u>	【発災直後】災害発生の情報を得た後速やかに	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)																																							
災害情報の分析	総括部隊(情報班)、 <u>各部隊(各部局等)</u>	【発災直後】災害情報を収集次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)																																							
情報の伝達	総括部隊(<u>情報班</u>)、 <u>各部隊(各部局等)</u>	【発災後3時間以内】災害情報の整理ができ次第	・災害関連情報全般(市町、防災関係機関)																																							
(省略)																																										

ページ	旧	新
239	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害情報の収集、分析、伝達</p> <p>(1) 災害情報の収集</p> <p>①災害発生情報の収集（総括部隊<総括班、情報班>）</p> <p>洪水や高潮、土砂災害等の災害が発生したとの情報を得た場合は、速やかに災害の種類、場所、規模及び人的被害の有無等について、地方部を通じ被災市町からの情報収集に努める。</p> <p>また、被災地域に避難指示等が発令されているかを確認し、発令されていない場合は、必要に応じ当該市町に対し、発令を促す。</p> <p>さらに、各部隊（各部局等）が所管する施設や関係団体等に関する被害状況は、各部隊（各部局等）が情報収集し、総括部隊（総括班）に報告するものとする。</p> <p>なお、災害情報等の収集は、防災情報システムによることを原則とするものの、必要に応じメールやFAX、電話や防災行政無線等を活用し、迅速な情報収集に努める。</p> <p>②安否情報の収集（総括部隊）</p> <p>（中略）</p> <p>③市町からの情報収集が困難な時の対応（総括部隊<総括班、派遣班>）</p> <p>（中略）</p> <p>④その他の機関の情報の活用（総括部隊<対策班、情報班>）</p> <p>（中略）</p> <p>(2) 災害情報の分析（総括部隊<情報班>）</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 情報の伝達（総括部隊<総括班>）</p> <p>（中略）</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第4節 災害情報等の収集・伝達及び広報体制の確保と運用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害情報の収集、分析、伝達</p> <p>(1) 災害情報の収集</p> <p>①災害発生情報の収集（総括部隊<情報班>、各部隊（各部局等））</p> <p>洪水や高潮、土砂災害等の災害が発生したとの情報を得た場合は、速やかに災害の種類、場所、規模及び人的被害の有無等について、地方部を通じ被災市町からの情報収集に努める。</p> <p>また、災害が発生するおそれがある地域に高齢者等避難や避難指示が、災害が発生した若しくはその発生が切迫している地域に緊急安全確保が発令されているかを確認し、発令されていない場合は、必要に応じ当該市町に対し、発令を促す。</p> <p>さらに、各部隊（各部局等）が所管する施設や関係団体等に関する被害状況は、各部隊（各部局等）が情報収集し、総括部隊（情報班）に報告するものとする。</p> <p>なお、災害情報等の収集は、防災情報システムによることを原則とするものの、必要に応じメールやFAX、電話や防災行政無線等を活用し、迅速な情報収集に努める。</p> <p>②安否情報の収集（総括部隊<情報班>）</p> <p>（中略）</p> <p>③市町からの情報収集が困難な時の対応（総括部隊<情報班、派遣班>）</p> <p>（中略）</p> <p>④その他の機関の情報の活用（総括部隊<対策班、情報班>、各部隊（各部局等））</p> <p>（中略）</p> <p>(2) 災害情報の分析（総括部隊<情報班>、各部隊（各部局等））</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 情報の伝達（総括部隊<情報班>、各部隊（各部局等））</p> <p>（中略）</p>
250	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策委員の派遣要請等</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>(4) 応援職員確保現地調整会議</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動の実施</p> <p>第6節 国・その他の地方公共団体への災害対策委員の派遣要請等</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 国及びその他の地方公共団体への職員の派遣要請等（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>(4) 応援職員確保現地調整会議</p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>大規模災害時には、県内に「応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック幹事都道府県等）が設置され、被害の状況等を考慮しつつ、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(5) その他の地方公共団体職員の派遣要請</p> <p>その他の都道府県職員の派遣要請は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づいて行う。</p>	<p>大規模災害時には、県内に「応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック幹事都道府県等）が設置され、被害の状況等を考慮しつつ、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。</p> <p><u>(5) 内閣府調査チーム等の派遣</u></p> <p><u>大規模災害が発生した場合、被害情報の収集及び対応状況の把握のため、内閣府から「内閣府調査チーム」が派遣される他、被害状況に応じて、災害現地対策本部等が設置される。</u></p> <p>(6) その他の地方公共団体職員の派遣要請</p> <p>その他の都道府県職員の派遣要請は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づいて行う。</p>
250	<p>■県が実施する対策</p> <p>2 従事命令等（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>（中略）</p> <p>なお、知事は、基本法第 71 条第 1 項の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を市町長が行うこととすることができるが、その場合は、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町長に通知するものとし、またこの通知をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 費用</p> <p>知事が基本法第 71 条並びに救助法第 7 条の規定に基づいて発した従事命令により、災害応急対策並びに救助に従事した者に対しては、救助法施行細則第 10 条に<u>規定するところ</u>によりそれぞれ実費を弁償する。</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>2 従事命令等（総括部隊<応援・受援班>）</p> <p>（中略）</p> <p>なお、知事は、基本法第 71 条第 2 項の規定に基づき、その権限に属する事務の一部を市町長が行うこととすることができるが、その場合は、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町長に通知するものとし、またこの通知をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。</p> <p>（中略）</p> <p>(3) 費用</p> <p>知事が基本法第 71 条並びに救助法第 7 条の規定に基づいて発した従事命令により、救助に従事した者に対しては、救助法施行細則第 10 条の<u>例</u>によりそれぞれ実費を弁償する。</p>
251	<p>【参考 2】基本法第 71 条第 1 項の規定による知事の権限</p> <p>1 従事命令（救助法第 7 条関係）</p> <p>従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第 4 条）</p> <p>① 医師、歯科医師又は薬剤師</p> <p>② 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>③ 土木技術者又は建築技術者</p> <p>④ 大工、左官又はとび職</p> <p>⑤ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者</p> <p>⑥ 鉄道業事業者及びその従事者</p> <p>⑦ 軌道経営者及びその従事者</p> <p>⑧ 自動車運送事業者及びその従事者</p> <p>⑨ 船舶運航事業者及びその従事者</p> <p>⑩ 港湾運送事業者及びその従事者</p> <p>2 協力命令（救助法第 8 条関係）</p> <p>協力命令は、<u>救助を要する者及びその近隣の者</u>に対して発することができる。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>【参考 2】基本法第 71 条第 1 項の規定による知事の権限</p> <p>1 従事命令（救助法第 7 条関係）</p> <p>従事命令は、次に掲げる範囲の者に対し発することができる（救助法施行令第 4 条）</p> <p>① 医師、歯科医師又は薬剤師</p> <p>② <u>栄養士、管理栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、救急救命士、言語聴覚士、歯科衛生士又は歯科技工士</u></p> <p>③ <u>保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者</u></p> <p>④ 土木技術者又は建築技術者</p> <p>⑤ 大工、左官又はとび職</p> <p>⑥ 土木業者、建築業者及びこれらの従事者</p> <p>⑦ 鉄道業事業者及びその従事者</p> <p>⑧ 軌道経営者及びその従事者</p> <p>⑨ 自動車運送事業者及びその従事者</p> <p>⑩ 船舶運航事業者及びその従事者</p> <p>⑪ 港湾運送事業者及びその従事者</p> <p>2 協力命令（救助法第 8 条関係）</p> <p>協力命令は、<u>次の者</u>に対して発することができる。</p> <p>① <u>救助を要する者及びその近隣の者</u></p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
		<p><u>② 登録被災者援護協力団体（基本法第23条7に規定）</u></p>
272	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</p> <p>第1節 ヘリコプターの活用</p> <p>第1項 活動方針</p> <p>○ 風水害の発生により、県内で甚大な被害が発生し、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集、救出、救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動等を行う。</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</p> <p>第1節 ヘリコプターの活用</p> <p>第1項 活動方針</p> <p>○ 風水害の発生により、県内で甚大な被害が発生し、陸上及び海上での災害応急対策活動に支障が生じた場合には、ヘリコプターを活用した上空からの情報収集<u>活動</u>、救出救助活動、人員搬送活動、物資輸送活動（以下「<u>支援活動</u>」という。）等を行う。</p>
273	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</p> <p>第1節 ヘリコプターの活用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>県が保有するヘリコプターによる活動が行えない場合、又は活動体制が不足する場合は、次の機関等に各ヘリコプターの応援要請を行う。</p> <p>(1) 緊急消防援助隊</p> <p>県は、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を通じ、総務省消防庁へ緊急消防援助隊航空部隊を要請する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関への要請</p> <p>県は、(1)(2)における消防防災ヘリコプター以外に、必要に応じて指定地方行政機関（中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部）が保有するヘリコプターの活用について要請を行う。</p> <p><u>また、中部空港事務所を通じて航空輸送の要請を行う。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(5) 自衛隊への要請</p> <p>上記(1)から(4)による活動が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し航空輸送の支援要請を行う。</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</p> <p>第1節 ヘリコプターの活用</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>県が保有するヘリコプターによる支援活動が行えない場合、又は支援活動体制に不足が生じる場合は、次の機関等にヘリコプターの応援要請を行う。</p> <p>(1) 緊急消防援助隊</p> <p>県は、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、消防応援活動調整本部を通じ、総務省消防庁に対して緊急消防援助隊航空部隊の応援を要請する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関への要請</p> <p>県は、(1)(2)における消防防災ヘリコプター及びドクターヘリ以外に、必要に応じて指定地方行政機関（中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部）が保有するヘリコプターによる支援活動の要請を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 自衛隊への要請</p> <p>上記(1)から(4)による支援活動が困難なとき、又は急を要するときは、「第1章 第3節 自衛隊及び海上保安庁への災害派遣要請等」に基づき、自衛隊に対し航空輸送の支援要請を行う。</p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>(中略)</p> <p>3 活動拠点の確保（総括部隊<対策班>）</p> <p>(1) ヘリベース（HB）の確保</p> <p>航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重交通 G スポーツの杜鈴鹿を代替ヘリベースとして設定する。</p> <p>ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者を おく。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) ランディングポイント（LP）の確保</p> <p>上記(1)(2)(3)以外で、災害救助活動のための離着陸を行う地点を確保する。</p> <p>(中略)</p> <p>4 航空運用調整担当の設置（総括部隊<対策班>）</p> <p>航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の 各種活動のための 航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部に航空運用調整担当を設置する。</p> <p>5 ヘリコプター等の航空運用調整（総括部隊<対策班>）</p> <p>ヘリコプターの特性を十分活用できるよう、情報収集に努め、空路からの支援の必要性が認められる場合に運用する。</p> <p>ヘリコプターの運用にあたり、県災害対策本部に設置した航空運用調整担当は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整を行う。</p>	<p>(中略)</p> <p>3 活動拠点の確保（総括部隊<対策班>）</p> <p>(1) ヘリベース（HB）の確保</p> <p>航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮を実施し、航空部隊の進出・集結拠点となるヘリベースを確保する。ヘリベースは、原則、津市伊勢湾ヘリポートとするが、被災状況に照らし、三重交通 G スポーツの杜鈴鹿を代替ヘリベースとして設定する。</p> <p>ヘリベースには航空部隊のヘリコプター運用に関する指揮者を 配置する。</p> <p>(中略)</p> <p>(4) ランディングポイント（LP）の確保</p> <p>上記(1)(2)(3)以外で、支援活動のための離着陸を行う地点を確保する。</p> <p>(中略)</p> <p>4 航空運用調整担当の設置（総括部隊<対策班>）</p> <p>航空機情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種 支援活動を最も有効適切に実施するため、航空機及び無人航空機 (以下、「航空機等」という。)の運用に関し、県災害対策本部に航空運用調整担当を設置する。</p> <p>5 航空機等の航空運用調整（総括部隊<対策班>）</p> <p>航空機等の特性を十分活用できるよう、情報収集に努め、空路からの支援の必要性が認められる場合に運用する。航空機等の運用にあたり、県災害対策本部に設置した航空運用調整担当は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部等の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整を行う。</p>
273	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊<対策班>）</p> <p>(2) 相互応援協定に基づく応援要請</p> <p>県は、必要に応じて次にある相互応援協定に基づく応援要請を行う。</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊<対策班>）</p> <p>(2) 相互応援協定に基づく応援要請</p> <p>県は、必要に応じて次にある相互応援協定に基づく応援要請を行う。</p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧		新	
	協定名称	締結先団体	協定名称	締結先団体
	紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	奈良県、和歌山県	紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	奈良県、和歌山県
	三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定	滋賀県	三重県・滋賀県航空消防防災相互応援協定	滋賀県
	四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県 名古屋市	四県一市航空消防防災相互応援協定	岐阜県、静岡県、愛知県 名古屋市
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>大規模災害時におけるドクターヘリ広域連携に関する基本協定</u>	<u>富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県及び各県の基地病院</u>
273	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>(3) 指定地方行政機関への要請</p> <p>県は、(1)(2)における<u>消防防災ヘリコプター</u>以外に、必要に応じて指定地方行政機関（中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部）が保有するヘリコプターの活用について要請を行う。また、中部空港事務所を通じて航空輸送の要請を行う。</p>		<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 ヘリコプターの応援要請（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>(3) 指定地方行政機関への要請</p> <p>県は、(1)(2)における<u>消防防災ヘリコプター及びドクターヘリ</u>以外に、必要に応じて指定地方行政機関（中部地方整備局、海上保安庁第四管区海上保安本部）が保有するヘリコプターの活用について要請を行う。また、中部空港事務所を通じて航空輸送の要請を行う。</p>	
274	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 <u>航空運用調整担当</u>の設置（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部に<u>航空運用調整担当</u>を設置する。</p>		<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 <u>航空運用調整班</u>の設置（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、県災害対策本部に<u>航空運用調整班</u>を設置する。</p>	
274	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 ヘリコプター等の航空運用調整（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>ヘリコプターの特性を十分活用できるよう、情報収集に努め、空路からの支援の必要性が認められる場合に運用</p>		<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第2章 緊急輸送機能の確保及び社会基盤施設等の応急対策</p> <p>第5節 ヘリコプターの活用（発災11）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 ヘリコプター等の航空運用調整（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>ヘリコプターの特性を十分活用できるよう、情報収集に努め、空路からの支援の必要性が認められる場合に運用す</p>	

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>する。</p> <p>ヘリコプターの運用にあたり、県災害対策本部に設置した航空運用調整担当は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整を行う。</p>	<p>る。</p> <p>ヘリコプターの運用にあたり、県災害対策本部に設置した航空運用調整班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整を行う。</p>
278	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第1節 救助・救急活動</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 重機・資機材の調達等(総括部隊<対策班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班>)</p> <p>救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。</p> <p>ただし、活動機関による調達・携行が困難と思われる特殊な重機・資機材については、関係機関等と調整のうえ調達する。</p> <p>また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓等からの消火用水供給について、情報提供を行う。</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第1節 救助・救急活動</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 重機・資機材の調達等(総括部隊<対策班>、警察部隊、三重県消防応援活動調整本部、社会基盤対策部隊<水道・工業用水道班>)</p> <p>救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。</p> <p>ただし、活動機関による調達・携行が困難と思われる特殊な重機・資機材については、関係機関等と調整のうえ調達する。</p> <p>また、必要に応じ、工業用水道配水管に設置された消火栓等からの消火に必要な水の供給について、情報提供を行う。</p>
281	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(1) DMAT派遣（保健医療部隊<医療活動支援・衛生班>）</p> <p>ウ DMATの活動調整</p> <p>県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に設置したDMAT調整本部において、統括DMAT等がDMATの活動調整を行う。</p> <p>また、ドクターヘリ調整部を設置し、対策班にリエゾンを派遣し調整を行う。</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(1) DMAT派遣（保健医療部隊<医療活動支援・衛生班>）</p> <p>ウ DMATの活動調整</p> <p>県災対本部保健医療部隊（県保健医療福祉調整本部）に設置したDMAT調整本部において、統括DMAT等がDMATの活動調整を行う。</p> <p>また、航空医療調整担当を設置し、対策班にリエゾンを派遣し調整を行う。</p>
282	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(4) SCUの設置及び運営（総括部隊<対策班>、保健医療部隊<医療活動支援・衛生班><地方部保健所 (保健所)</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(4) SCUの設置及び運営（総括部隊<対策班>、保健医療部隊<医療活動支援・衛生班><地方部保健所>）</p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p><u>一部福祉事務所</u> >)</p> <p>(5) 透析患者の対応（保健医療部隊<医療活動支援・衛生班>）</p> <p>透析医療の情報については、「<県が実施する対策> 1. 医療情報の収集・共有」に加えて日本透析医会の災害時情報ネットワークの情報も活用し、透析施設の被災状況や稼働状況等を把握し、市町等を通じて情報提供を行う。</p> <p>また、必要に応じて、移送及び宿泊施設の確保を行う。</p> <p>それでもなお、受入が困難な透析患者等については、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受入可能な地域への移送及び一時避難先の確保を行う。</p>	<p>(5) 透析患者の対応（保健医療部隊<医療活動支援・衛生班>）</p> <p>透析医療の情報については、「<県が実施する対策> 1. 医療情報の収集・共有」に加えて日本透析医会の災害時情報ネットワークの情報も活用し、透析施設の被災状況や稼働状況等を把握し、市町等を通じて情報提供を行う。また、必要に応じて、<u>総括部隊や市町と調整のうえ</u>移送及び宿泊施設の確保を行う。</p> <p>それでもなお、受入が困難な透析患者等については、他都道府県に対し、患者の一時避難先及び透析施設の確保を要請し、受入可能な地域への移送及び一時避難先の確保を行う。</p>
283	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(9) 三重県災害時小児周産期リエゾンの招聘</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 医療・救護活動</p> <p>(9) 三重県災害時小児周産期リエゾンの招聘 <u>（保健医療部隊<医療活動支援・衛生班>）</u></p>
288	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第4章 緊急避難対策</p> <p>第1節 避難の指示等及び避難場所・避難所の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>5 避難所の開設及び運営支援</p> <p>■県が実施する対策</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第3章 救助・救急及び医療・救護活動</p> <p>第2節 医療・救護活動（発災13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>5 避難所の開設及び運営支援</p> <p>■県が実施する対策</p> <p><u>（9）ホテル・旅館等宿泊施設の避難所利用（被災者生活再建部隊<避難者支援班>）</u></p> <p><u>市町から要請があった場合、県対本部は、三重県生活衛生協同組合を通じて、避難所として利用可能なホテル・旅館等宿泊施設の調査を行う。</u></p>
291	<p>■市町が実施する対策</p> <p>4 避難所の開設及び運営</p> <p>(2) 避難所に収容する対象者</p> <p><u>住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため避難した者、交通機関の停滞などにより帰宅困難となった者を、一時的に避難所に収容する。</u></p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>4 避難所の開設及び運営</p> <p>(2) 避難所に収容する<u>避難者</u></p> <p><u>災害により、住居が全壊（焼）、流失、半壊（焼）等となったり、交通機関の停滞などにより帰宅困難となったりするなど災害によって現に被害を受けた者や、避難指示の対象となる者など被害を受けるおそれがあるため避難した者を収容する。</u></p>

ページ	旧	新
295	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第4章 緊急避難対策</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）</p> <p>(4) 市町を越える福祉避難所等への受入調整</p> <p>市町を越えて、要配慮者を、福祉避難所又は被災を免れた社会福祉施設等へ緊急入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。</p> <p>また、重度在宅難病患者で入院等の調整が必要な場合、保健所保健師、難病医療<u>専門員</u>等の調整により、県内又は他都道府県の施設への受入を要請する。</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第4章 緊急避難対策</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 避難行動要支援者・要配慮者関連施設等の被災状況の把握・受入調整等（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）</p> <p>(4) 市町を越える福祉避難所等への受入調整</p> <p>市町を越えて、要配慮者を、福祉避難所又は被災を免れた社会福祉施設等へ緊急入所させる必要がある場合は、市町・社会福祉施設と連携して受入等の調整を行う。</p> <p>また、重度在宅難病患者で入院等の調整が必要な場合、保健所保健師、難病医療<u>コーディネーター</u>等の調整により、県内又は他都道府県の施設への受入を要請する。</p>
295	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第4章 緊急避難対策</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊＜避難者支援班＞、総括部隊＜広聴広報班＞）</p> <p>(2) 在宅の要配慮者への情報提供</p> <p>① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。</p> <p>② 保健所保健師等、<u>難病相談支援センター職員</u>等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第4章 緊急避難対策</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 要配慮者への応急対策情報等の提供（被災者支援部隊＜避難者支援班＞、総括部隊＜広聴広報班＞）</p> <p>(2) 在宅の要配慮者への情報提供</p> <p>① 応急対策情報の提供に際しては、要配慮者に配慮した分かりやすい情報の提供に努める。</p> <p>② 保健所保健師等が在宅の要配慮者宅等を巡回し、必要な情報の提供等を行う。</p>
296	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第4章 緊急避難対策</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 避難所等へのその他の専門職員等の派遣（被災者支援部隊＜避難者支援班、<u>ボランティア班</u>＞）</p> <p>(2) 災害ボランティアの派遣</p> <p><u>要配慮者を支援するため、介護、通訳など、専門的な資格や技術を活かした活動を行う専門ボランティアを募集し、派遣する。</u></p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第4章 緊急避難対策</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 避難所等へのその他の専門職員等の派遣（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）</p> <p><u>(削除)</u></p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新																
298	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第4章 緊急避難対策</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</p> <p>【主担当部隊】：保健医療部隊（健康危機管理支援班） 被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班、<u>ボランティア班</u>）</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第4章 緊急避難対策</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</p> <p>【主担当部隊】：保健医療部隊（健康危機管理支援班） 被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班）</p>																
298	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第4章 緊急避難対策</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <p>対策（活動）項目：避難所への専門職員等の派遣 主担当部隊（班）：保健医療部隊（健康危機管理支援班） 被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班、<u>ボランティア班</u>）</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第4章 緊急避難対策</p> <p>第2節 避難行動要支援者・要配慮者対策（発災15）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <p>対策（活動）項目：避難所への専門職員等の派遣 主担当部隊（班）：保健医療部隊（健康危機管理支援班） 被災者支援部隊（避難者支援班、応急住宅班）</p>																
303	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第5章 特定自然災害対策</p> <p>第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 雪害</p> <p>(2) 適切な道路管理と交通対策（社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、警察部隊）</p> <p>道路管理者、県警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。</p> <p>車両滞留が発生した場合には、基本法第76条の6の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。</p>	<p>第4部 発災後の応急対策</p> <p>第5章 特定自然災害対策</p> <p>第1節 局地的大雨・竜巻・雪害の対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 雪害</p> <p>(2) 適切な道路管理と交通対策（<u>総括部隊</u>、社会基盤対策部隊<公共土木対策班>、警察部隊）</p> <p>道路管理者、県警察その他の関係機関は、大雪による車両滞留を防止するため、情報の共有に努め、必要に応じて通行止めの区間やタイミング等について調整を図る。</p> <p>車両滞留が発生した場合には、基本法第76条の6の規定に基づき、直ちに放置車両対策を行うなど、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するための必要な措置を講ずる。</p> <p><u>また、大規模な車両滞留が発生し、かつ滞留車両の開放に長時間を要する場合には、「三重県における雪害時の乗員保護計画」に基づき、関係機関と連携し、滞留車両の乗員保護を実施する。</u></p>																
312	<p>【主担当部隊】：総括部隊（<u>総括班</u>、<u>対策班</u>）</p> <table border="1" data-bbox="165 1225 1037 1305"> <thead> <tr> <th data-bbox="165 1225 320 1305">対策（活動）項目</th> <th data-bbox="320 1225 510 1305">主担当部隊（班）</th> <th data-bbox="510 1225 719 1305">活動開始（準備）時期等</th> <th data-bbox="719 1225 1037 1305">重要な収集情報（収集先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）					<p>【主担当部隊】：総括部隊（<u>対策班</u>）</p> <table border="1" data-bbox="1146 1225 2018 1305"> <thead> <tr> <th data-bbox="1146 1225 1301 1305">対策（活動）項目</th> <th data-bbox="1301 1225 1491 1305">主担当部隊（班）</th> <th data-bbox="1491 1225 1700 1305">活動開始（準備）時期等</th> <th data-bbox="1700 1225 2018 1305">重要な収集情報（収集先）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）				
対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）															
対策（活動）項目	主担当部隊（班）	活動開始（準備）時期等	重要な収集情報（収集先）															

ページ	旧		新	
	災害救助法の適用	総括部隊（ <u>総括班</u> ）	<p><u>多数の者が危険を受けるおそれが生じた時点又は被害状況判明後</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災情報等（気象台） ・<u>住居</u>の被害状況（市町） ・<u>法適用に関する市町の意向</u>（市町） ・基準への該当（内閣府） ・4号適用に必要な情報
	災害救助法の運用	総括部隊（ <u>対策班</u> ）	災害救助法適用決定後	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況及び救助実施状況（関係部隊、市町）
<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動体制の確保</p> <p>第1節 災害対策本部の継続・廃止（復旧1）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害救助法の適用（総括部隊<<u>総括班</u>>）</p> <p>(1) 適用可能性についての迅速な判断</p> <p>災害発生後又は災害発生のおそれがある場合、速やかに防災情報や被害状況等の収集、市町の<u>意向確認、内閣府に対し適用基準への該当の有無にかかる確認</u>・協議等を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。</p> <p>なお、適用時機を逃さないよう<u>4号適用（(4)適用基準、イ適用基準④）による適用</u>を積極的に検討する。</p> <p>そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p> <p>(2) 適用の決定</p> <p>知事は、<u>市町長からの被害状況等の報告もしくは要請を受け、「参考 市町別適用基準」に示す救助法の適用基準に基づき法を適用する必要がある</u>と認めるときは、当該市町長に対し、<u>直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間</u>を示して通知する。</p>				
	災害救助法の適用	総括部隊（ <u>対策班</u> ）	災害救助法適用決定後	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>住家被害状況判明後</u> ・<u>多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合</u> ・<u>国に災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき</u>
	災害救助法の運用	総括部隊（ <u>対策班</u> ）	災害救助法適用決定後	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況及び救助実施状況（関係部隊、市町）
				<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第1章 災害対策本部活動体制の確保</p> <p>第1節 災害対策本部の継続・廃止（復旧1）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害救助法の適用（総括部隊<<u>対策班</u>>）</p> <p>(1) 適用可能性についての迅速な判断</p> <p>災害発生後又は災害発生のおそれがある場合、速やかに防災情報や被害状況等を収集し、市町へ<u>要請に関する意向を確認するとともに、内閣府と協議等</u>を行い、救助法の適用可能性について迅速な判断を行う。</p> <p>なお、適用時機を逃さないよう<u>施行令第1条第4号による適用（4号適用）</u>を積極的に検討する。</p> <p>そのために、災害救助法にかかる県・市町関係職員の対応力向上を図る。</p> <p>(2) 適用の決定</p> <p>知事は、<u>市町長からの要請を受けて適用基準（参考 市町別適用基準）に該当する</u>と認めるときは、当該市町長に対して<u>直ちに適用を通知し、法13条第1項に基づく委任事務について救助の種類と期間</u>を示して通知する。</p>

ページ	旧	新
	<p>(3) 適用の手続き（フロー図）</p>	<p>(3) 適用の手順（フロー図）</p>
313	<p>(4) 適用基準</p> <p>救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによるが、<u>県における具体的適用基準はおおむね次のとおりとする。</u></p> <p>ア 適用の要件</p> <p>① <u>災害のため一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。</u></p> <p>② <u>救助法による救助の要否は、市町単位で判定すること。</u></p> <p>③ <u>原則として同一の原因による災害であること。</u></p> <p>イ 適用基準</p> <p>① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。</p>	<p>(4) 適用基準</p> <p>救助法の適用基準は、災害救助法施行令（本節において、以下「施行令」という。）第1条に定めるところによる。<u>（削除）</u></p> <p>① 当該市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第1号）。</p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>② 県の区域内において、1,500 世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。</p> <p>③ 県の区域内において 7,000 世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。</p> <p>④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること（施行令第1条第1項第4号）。</p> <p>※内閣府令で定める基準：内閣府令第2条第1項、第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 <p>⑤ 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき（法第2条第2項）。</p> <p>(5) 被災世帯の算定基準</p> <p><u>ア 住家の滅失等の認定</u></p> <p><u>「災害の認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。</u></p> <p><u>イ 住家の滅失等の算定</u></p> <p><u>住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするものであるが、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。</u></p>	<p>② 県の区域内において、1,500 世帯以上の住家が滅失し、市町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町別適用基準」に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第2号）。</p> <p>③ 県の区域内において 7,000 世帯以上の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生する等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令に定める特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと（施行令第1条第1項第3号）。</p> <p>④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること（施行令第1条第1項第4号）。</p> <p>※内閣府令で定める基準：内閣府令第2条第1項、第2項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。 ・被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。 <p>⑤ 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域として三重県が告示されたとき（法第2条第2項）。</p> <p>(5) 被災世帯の算定基準</p> <p>① <u>住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とする。</u></p> <p>② <u>住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって滅失した一の世帯とみなす。</u></p> <p>③ <u>住家が床上浸水した世帯は3世帯をもって滅失した一の世帯とみなす。</u></p> <p><u>※住家の滅失等の認定には、「災害の認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に基づく被害認定方法を用いる。</u></p>
314	<p>■県が実施する対策</p> <p>2 災害救助法の運用（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>（1）救助法による救助の種類</p> <p>（中略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>⑥ 被災した住宅の応急修理</p> <p>⑦ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>⑧ 学用品の給与</p> <p>⑨ 埋葬</p> <p>⑩ 死体の搜索及び処理</p> <p>⑪ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>2 災害救助法の運用（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>（1）救助法による救助の種類</p> <p>（中略）</p> <p>⑥ <u>福祉サービスの提供</u></p> <p>⑦ 被災した住宅の応急修理</p> <p>⑧ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</p> <p>⑨ 学用品の給与</p> <p>⑩ 埋葬</p> <p>⑪ 死体の搜索及び処理</p> <p>⑫ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>

ページ	旧	新
	<p>(2) 実施責任者</p> <p>災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市町長がこれを補助する。</p> <p>なお<u>迅速な救助の実施するため、原則として医療・助産、応急仮設住宅の建設以外の救助については市町に</u>事務委任する。</p> <p><u>また、局地災害の場合については、医療・助産、応急仮設住宅の建設についても事務委任する場合がある。</u></p>	<p>(2) 実施責任者</p> <p>災害救助法による救助は、国からの法定受託事務として知事が行い、市町長がこれを補助する。</p> <p>なお、<u>迅速な救助実施のため、原則として災害救助法による救助の実施に関する事務の一部を市町に</u>委任する。</p>
315	<p>■市町が実施する対策</p> <p>1 災害救助法の適用<u>手続</u></p> <p>(1) 被害状況等の報告・適用要請</p> <p>市町長は、災害が「<u>参考 市町別適用基準</u>」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の<u>適用を要請する。</u></p> <p>また、<u>市町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、</u>自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、<u>その後の</u>処置に関して知事に協議する。</p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>1 災害救助法の適用<u>要請</u></p> <p>(1) 被害状況等の報告・適用要請</p> <p>市町長は、「<u>(4) 適用基準</u>」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、あわせて災害救助法の<u>適用要請に向けて協議する。</u></p>
317	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第1節 避難所の運営</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 県内市町への広域避難の受入要請（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>地方部を通じて市町から県内市町への避難者の受入要請を受けた場合、他市町への受入を要請する。</p> <p>また、災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、他市町への被災者の受入要請が必要と認められたときは、市町の要請を待たず他市町への受入を要請する。</p> <p>4 県外市町村への広域避難の受入要請（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>広域災害に伴い、地方部を通じて市町から県外の市町村への避難者の受入要請を受けた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、県外市町村への避難者受入要請が必要と認められたときは、<u>市町の要請を待たず、他府県と被災者の受入について要請、協議する。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第1節 避難所の運営</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 県内市町への広域避難の受入要請（総括部隊＜対策班＞）</p> <p><u>三重県市町災害時応援協定に基づき、</u>地方部を通じて市町から県内市町への避難者の受入要請を受けた場合、他市町への受入を要請する。</p> <p>また、災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、他市町への被災者の受入要請が必要と認められたときは、<u>災害対策基本法第86条の10に基づき、</u>市町の要請を待たず他市町への受入を要請する。</p> <p>4 県外市町村への広域避難の受入要請（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>広域災害に伴い、地方部を通じて市町から県外の市町村への避難者の受入要請を受けた場合、又は災害の発生により市町の行政機能が著しく低下し、県外市町村への避難者受入要請が必要と認められたときは、<u>災害対策基本法第86条の9に基づき、</u>市町の要請を待たず、他府県と被災者の受入について要請、協議する<u>とともに、内閣総理大臣へ報告する。</u></p> <p>(中略)</p>

ページ	旧	新																						
	<p>■市町が実施する対策</p> <p>2 隣接市町への避難受入要請</p> <p>災害の様相が深刻で、市町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、<u>県</u>を通じ、隣接市町に住民の受入を要請する。</p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>2 隣接市町への避難受入要請</p> <p>災害の様相が深刻で、市町内に避難所を設置することができないとき、又は避難所が不足等するときには、<u>災害対策基本法第86条の8、及び三重県市町災害時応援協定に基づき、県</u>を通じ、隣接市町に住民の受入を要請する。</p>																						
319	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第1節 避難所の運営</p> <p>第3項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>4 避難所の運営</p> <p>① <u>外国人</u>向けに避難所において多言語<u>標記</u>または「やさしい日本語」の活用に努める。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第1節 避難所の運営</p> <p>第3項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>4 避難所の運営</p> <p>① <u>外国人住民</u>向けに避難所において多言語<u>表記</u>または「やさしい日本語」の活用に努める。</p>																						
321	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第2節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 輸送手段の確保（総括部隊＜対策班＞、救援物資部隊＜物資活動班＞）</p> <p>(2) 海上輸送手段の協力要請</p> <p>ア 協定事業者への要請</p> <p>①協定締結団体</p> <p>【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】</p> <table border="1" data-bbox="190 1066 996 1425"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>締結相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船舶による輸送等に関する協定</td> <td>中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部</td> </tr> <tr> <td>旅客船による災害時の輸送等に関する協定</td> <td>東海北陸旅客船協会</td> </tr> <tr> <td>船舶による輸送等災害応急対策に関する協定</td> <td>三重県水難救済会</td> </tr> <tr> <td>三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)</td> <td>国立大学法人三重大学</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	締結相手方	船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部	旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会	三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)	国立大学法人三重大学	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第2節 緊急輸送手段の確保</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 輸送手段の確保</p> <p>(2) 海上輸送手段の協力要請</p> <p>ア 協定事業者への要請</p> <p>①協定締結団体</p> <p>【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】</p> <table border="1" data-bbox="1176 1066 1982 1463"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>締結相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船舶による輸送等に関する協定</td> <td>中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部</td> </tr> <tr> <td>旅客船による災害時の輸送等に関する協定</td> <td>東海北陸旅客船協会</td> </tr> <tr> <td>船舶による輸送等災害応急対策に関する協定</td> <td>三重県水難救済会</td> </tr> <tr> <td><u>船舶による海上輸送等災害応急対策に関する協定</u></td> <td><u>公益社団法人中部小型船安全協会</u></td> </tr> <tr> <td>三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)</td> <td>国立大学法人三重大学</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	締結相手方	船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部	旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会	<u>船舶による海上輸送等災害応急対策に関する協定</u>	<u>公益社団法人中部小型船安全協会</u>	三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)	国立大学法人三重大学
協定名	締結相手方																							
船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部																							
旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会																							
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会																							
三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)	国立大学法人三重大学																							
協定名	締結相手方																							
船舶による輸送等に関する協定	中部沿海海運組合 東海内航海運組合 全国内航タンカー海運組合東海支部																							
旅客船による災害時の輸送等に関する協定	東海北陸旅客船協会																							
船舶による輸送等災害応急対策に関する協定	三重県水難救済会																							
<u>船舶による海上輸送等災害応急対策に関する協定</u>	<u>公益社団法人中部小型船安全協会</u>																							
三重県と三重大学との災害対策相互協力協定 (三重大学練習船勢水丸による輸送等災害応急対策に関する覚書)	国立大学法人三重大学																							

ページ	旧	新																		
	<p>② 協定事業者への要請 <協定締結団体> 【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】</p> <table border="1" data-bbox="163 475 1111 687"> <thead> <tr> <th>協定名</th> <th>締結相手方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における物資等の緊急輸送に関する協定</td> <td>一般社団法人三重県トラック協会</td> </tr> <tr> <td>災害時における物資等の緊急輸送に関する協定</td> <td>赤帽三重県軽自動車運送協同組合</td> </tr> <tr> <td>緊急・救援輸送に関する協定</td> <td>公益社団法人三重県バス協会</td> </tr> </tbody> </table>	協定名	締結相手方	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人三重県トラック協会	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合	緊急・救援輸送に関する協定	公益社団法人三重県バス協会	<p>② 協定事業者への要請 <協定締結団体> 【緊急輸送の確保にかかる協定及び締結相手方】</p> <table border="1" data-bbox="1151 467 2002 759"> <thead> <tr> <th>情報・連絡内容</th> <th>部隊・班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害時における物資等の緊急輸送に関する協定</td> <td>一般社団法人三重県トラック協会</td> </tr> <tr> <td>災害時における物資等の緊急輸送に関する協定</td> <td>赤帽三重県軽自動車運送協同組合</td> </tr> <tr> <td>災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定</td> <td>一般社団法人A7-COMネットワーク</td> </tr> <tr> <td>緊急・救援輸送に関する協定</td> <td>公益社団法人三重県バス協会</td> </tr> </tbody> </table>	情報・連絡内容	部隊・班名	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人三重県トラック協会	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合	災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定	一般社団法人A7-COMネットワーク	緊急・救援輸送に関する協定	公益社団法人三重県バス協会
協定名	締結相手方																			
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人三重県トラック協会																			
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合																			
緊急・救援輸送に関する協定	公益社団法人三重県バス協会																			
情報・連絡内容	部隊・班名																			
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	一般社団法人三重県トラック協会																			
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽三重県軽自動車運送協同組合																			
災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定	一般社団法人A7-COMネットワーク																			
緊急・救援輸送に関する協定	公益社団法人三重県バス協会																			
324	<p>第5部 被災者支援・復旧支援 第2章 避難者支援等の活動 第3節 救援物資等の供給（復旧5） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 支援物資の受入（救援物資部隊<物資支援班>） 国（海外含む）及び他都道府県、NPO団体等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は、物資供給計画の検討をふまえ、受入体制を整えたうえで支援物資を受け入れる。支援物資は、基本的には広域物資輸送拠点において受け入れる。なお、プッシュ型支援の受け入れ及びプル型支援要請は、「<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>」により調達・輸送を行う。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧支援 第2章 避難者支援等の活動 第3節 救援物資等の供給（復旧5） 第3項 対策 ■県が実施する対策 2 支援物資の受入（救援物資部隊<物資支援班>） 国（海外含む）及び他都道府県、NPO団体等から支援物資の提供の申し入れがあった場合は、物資供給計画の検討をふまえ、受入体制を整えたうえで支援物資を受け入れる。支援物資は、基本的には広域物資輸送拠点において受け入れる。なお、プッシュ型支援の受け入れ及びプル型支援要請は、「<u>新物資システム（B-PLo）</u>」により調達・輸送を行う。</p>																		

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
325	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 被災者支援等の活動</p> <p>第3節 救援物資等の供給</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 燃料の確保（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努める。</p> <p>なお、燃料不足となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合は、総括部隊（対策班）を通じて燃料の供給について要請を行う。</p> <p>(1) 燃料の供給</p> <p>災害応急対策活動に必要となる車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合には、三重県石油商業組合、（一社）三重県L Pガス協会等に対し燃料供給の要請を行う。</p> <p>(2) 燃料の確保</p> <p>県は、三重県石油商業組合、（一社）三重県L Pガス協会等からの情報に基づき、燃料供給が困難となることが予想される場合、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。</p> <p>(3) 燃料の優先供給</p> <p>災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の業務継続のために、必要な燃料を確保し、優先的に供給する。</p> <p>(4) 県民への広報</p> <p>県は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、県民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供しよう努める。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 被災者支援等の活動</p> <p>第3節 救援物資等の供給</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>5 燃料の確保（総括部隊＜対策班＞）</p> <p>災害応急対策活動を実施する各部隊及び関係機関は、災害時における燃料の確保に努める。</p> <p>なお、燃料不足<u>または不足する見込み</u>となり、通常の燃料供給体制による燃料確保が困難となった場合は、<u>三重県広域受援計画に基づき</u>、総括部隊（対策班）を通じて燃料の供給について要請を行う。</p> <p>(1) 燃料の供給</p> <p>災害応急対策活動に必要となる車両や自家発電設備、及び災害拠点病院等重要拠点における燃料が不足する場合は、<u>または不足が見込まれる</u>場合には、三重県石油商業組合、（一社）三重県L Pガス協会等に対し燃料供給の要請を行う。</p> <p>(2) 燃料の確保</p> <p>県は、三重県石油商業組合、（一社）三重県L Pガス協会等からの情報に基づき、<u>県内における</u>燃料供給が困難となることが予想される場合、国に対して燃料の確保と県内への供給を要請する。</p> <p>(3) 燃料の優先供給</p> <p>災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設の業務継続のために、必要な燃料を確保し、優先的に供給する。<u>ただし、必要な燃料を全て確保できない場合を想定し、各施設において燃料以外の代替手段を検討し確保する。</u></p> <p>(4) 県民への広報</p> <p>県は、<u>「住民拠点サービスステーション」（住民拠点SS：自家発電設備を備え、災害などが原因の停電時にも継続して地域の住民の方々に給油できるガソリンスタンド）の営業状況等を中部経済産業局と連携し把握し県民へ周知する。</u><u>また、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、県民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供しよう努める。</u></p>
338	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第5節 ボランティア活動の支援（復旧7）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）</p> <p>(3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえN P O ネットワークセンター、三重県ボランティア連絡協議会等）</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第5節 ボランティア活動の支援（復旧7）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■その他の防災関係機関が実施する対策</p> <p>1 ボランティアの受入体制の整備及び支援（日本赤十字社三重県支部、三重県社会福祉協議会、災害支援団体等）</p> <p>(3) 災害支援団体等（特定非営利活動法人みえ防災市民会議、特定非営利活動法人みえN P O ネットワークセンター、<u>三重県ボランティア連絡協議会、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会</u>等）</p>

ページ	旧	新																																								
339	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第6節 防疫・保健衛生活動（復旧8）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="165 405 1019 874"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防疫活動の実施</td> <td>保健医療部隊 (保健衛生班)</td> <td>【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後</td> <td>・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)</td> </tr> <tr> <td>防疫活動の支援</td> <td>保健医療部隊 (保健衛生班)</td> <td>【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後</td> <td>・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)</td> </tr> <tr> <td>食品衛生監視</td> <td>保健医療部隊 (保健衛生班)</td> <td>【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに</td> <td>・被害状況及び給食施設等の設置状況(市町、地方部) ・活動要請(市町)</td> </tr> <tr> <td>健康管理(保健活動)の実施・調整</td> <td>保健医療部隊 (保健衛生班)</td> <td>【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後</td> <td>・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	防疫活動の実施	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)	防疫活動の支援	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)	食品衛生監視	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに	・被害状況及び給食施設等の設置状況(市町、地方部) ・活動要請(市町)	健康管理(保健活動)の実施・調整	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第6節 防疫・保健衛生活動（復旧8）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="1149 418 2114 935"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防疫活動の実施</td> <td>保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班)</td> <td>【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後</td> <td>・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)</td> </tr> <tr> <td>防疫活動の支援</td> <td>保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班)</td> <td>【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後</td> <td>・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)</td> </tr> <tr> <td>食品衛生監視</td> <td>保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班)</td> <td>【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに</td> <td>・被害状況及び給食施設等の設置状況(市町、地方部) ・活動要請(市町)</td> </tr> <tr> <td>健康管理(保健活動)の実施・調整</td> <td>保健医療部隊 (健康危機管理支援班)</td> <td>【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後</td> <td>・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	防疫活動の実施	保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)	防疫活動の支援	保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)	食品衛生監視	保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班)	【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに	・被害状況及び給食施設等の設置状況(市町、地方部) ・活動要請(市町)	健康管理(保健活動)の実施・調整	保健医療部隊 (健康危機管理支援班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)
対策(活動)項目	担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
防疫活動の実施	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)																																							
防疫活動の支援	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)																																							
食品衛生監視	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに	・被害状況及び給食施設等の設置状況(市町、地方部) ・活動要請(市町)																																							
健康管理(保健活動)の実施・調整	保健医療部隊 (保健衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)																																							
対策(活動)項目	担当部(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
防疫活動の実施	保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部)																																							
防疫活動の支援	保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)																																							
食品衛生監視	保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班)	【発災後3日以内】 救護所・避難所設置後等速やかに	・被害状況及び給食施設等の設置状況(市町、地方部) ・活動要請(市町)																																							
健康管理(保健活動)の実施・調整	保健医療部隊 (健康危機管理支援班)	【発災後24時間以内】 発災情報入手後、被害状況把握後	・被害状況及び支援活動の状況(市町・地方部) ・応援要請(市町)																																							
340	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第6節 防疫・保健衛生活動（復旧8）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 防疫活動の支援（保健医療部隊<保健衛生班>）</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第6節 防疫・保健衛生活動（復旧8）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 防疫活動の支援（保健医療部隊<医療活動支援・衛生班>）</p>																																								

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
340	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第6節 防疫・保健衛生活動（復旧8）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 食品衛生監視（保健医療部隊＜保健衛生班＞）</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第6節 防疫・保健衛生活動（復旧8）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 食品衛生監視（保健医療部隊＜健康危機管理支援班＞）</p>
341	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第6節 防疫・保健衛生活動（復旧8）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 健康管理（保健活動）の実施・調整（保健医療部隊＜保健衛生班＞）</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第6節 防疫・保健衛生活動（復旧8）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>4 健康管理（保健活動）の実施・調整（保健医療部隊＜医療活動支援・衛生班＞）</p>
342	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第6節 防疫・保健衛生活動（復旧8）</p> <p>第3項 対策</p> <p>1 防疫活動の実施（保健医療部隊＜保健衛生班＞）</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第6節 防疫・保健衛生活動（復旧8）</p> <p>第3項 対策</p> <p>1 防疫活動の実施（保健医療部隊＜医療活動支援・衛生班＞）</p>
346	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第8節 遺体の取扱い（復旧10）</p> <p>【主担当部隊】：総括部隊（対策班）</p> <p>保健医療部隊（情報収集・分析班、医療活動支援班、保健衛生班）</p> <p>警察部隊</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第8節 遺体の取扱い（復旧10）</p> <p>【主担当部隊】：総括部隊（対策班）</p> <p>保健医療部隊（総括班、医療活動支援・衛生班）</p> <p>警察部隊</p>
346	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第8節 遺体の取扱い（復旧10）</p> <p>第2項 主要対策項目</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第8節 遺体の取扱い（復旧10）</p> <p>第2項 主要対策項目</p>

ページ	旧	新																																								
	<p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の設置場所の調整</td> <td>総括部隊(対策班) 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)・応接要請(県、市町)</td> </tr> <tr> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡し</td> <td>保健医療部隊 (情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>遺体保存用資材等の支援</td> <td>保健医療部隊 (保健衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>広域火葬体制の確立</td> <td>保健医療部隊 (保健衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに</td> <td>市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(対策班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)・応接要請(県、市町)	遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊 (情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊 (保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	広域火葬体制の確立	保健医療部隊 (保健衛生班) 警察部隊	【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに	市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)	<p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検視場所・遺体安置所の設置場所の調整</td> <td>総括部隊(対策班) 警察部隊</td> <td>【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに</td> <td>・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)・応接要請(県、市町)</td> </tr> <tr> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡し</td> <td>保健医療部隊 (総括班、医療活動支援・衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>遺体保存用資材等の支援</td> <td>保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき</td> <td>遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> <tr> <td>広域火葬体制の確立</td> <td>保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班) 警察部隊</td> <td>【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに</td> <td>市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(対策班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)・応接要請(県、市町)	遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊 (総括班、医療活動支援・衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)	広域火葬体制の確立	保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班) 警察部隊	【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに	市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(対策班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)・応接要請(県、市町)																																							
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊 (情報収集・分析班、医療活動支援班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																																							
遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊 (保健衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																																							
広域火葬体制の確立	保健医療部隊 (保健衛生班) 警察部隊	【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに	市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)																																							
対策(活動)項目	担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																																							
検視場所・遺体安置所の設置場所の調整	総括部隊(対策班) 警察部隊	【発災3時間以内】 県災対本部設置後速やかに	・被害状況、救助活動の状況(県、市町、自衛隊、海上保安庁、警察、消防)・応接要請(県、市町)																																							
遺体の検視・検案・身元確認、引渡し	保健医療部隊 (総括班、医療活動支援・衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後速やかに	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																																							
遺体保存用資材等の支援	保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班) 警察部隊	【発災後24時間以内】 検視場所・遺体安置所開設後市町の要請に基づき	遺体の検視・検案・身元確認、引渡しの実施状況(市町、防災関係機関等)																																							
広域火葬体制の確立	保健医療部隊 (医療活動支援・衛生班) 警察部隊	【発災後3日以内】 市町内での火葬が不可能となったことを把握後速やかに	市町内での火葬の可否 火葬場の被害状況(市町、防災関係機関等)																																							
347	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第8節 遺体の取扱い(復旧10)</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し(保健医療部隊<総括班、医療活動支援・衛生班>、警察部隊)</p> <p>遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。</p> <p>遺体の検案については、警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、(公社)三重県医師会、三重大学大学院医学系研究科法医学科学分野等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、(公社)三重県歯科医師会等に要請する。この場合、円滑な検視・検案・身元確認が行えるよう、必要に応じて関係機関との連携を図る。</p> <p>検案応援の医師等については、災害医療コーディネーターの助言を受け、各市町等に対する派遣の調整を行う。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第2章 避難者支援等の活動</p> <p>第8節 遺体の取扱い(復旧10)</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>2 遺体の検視・検案・身元確認、引渡し(保健医療部隊<総括班、医療活動支援・衛生班>、警察部隊)</p> <p>遺体の検視については、指定された検視場所において警察部隊が行う。</p> <p>遺体の検案については、警察部隊が被災市町及び警察等と連携をとりながら、(公社)三重県医師会、三重大学大学院医学系研究科法医学科学分野(警察庁、日本法医学会経由)等に要請し、歯科所見からの身元確認作業については、(公社)三重県歯科医師会等に要請する。この場合、円滑な検視・検案・身元確認が行えるよう、必要に応じて関係機関との連携を図る。</p> <p>検案応援の医師等については、災害医療コーディネーターの助言を受け、各市町等に対する派遣の調整を行う。</p>																																								

ページ	旧	新
349	<p>遺体検視・検案に係る連携、情報連絡体制図</p>	<p>遺体検視・検案に係る連携、情報連絡体制図</p>
361	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第3章 社会基盤施設等の復旧・保全</p> <p>第3節 ライフライン施設の応急復旧・保全（復旧 13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 施設の応急対策活動</p> <p>(2) 水道施設の復旧</p> <p>水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など、重要施設から優先的に実施する。</p> <p>管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。</p> <p>また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。</p>	<p>第5部 被災者支援・復旧対策</p> <p>第3章 社会基盤施設等の復旧・保全</p> <p>第3節 ライフライン施設の応急復旧・保全（復旧 13）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>2 施設の応急対策活動</p> <p>(2) 水道施設の復旧</p> <p>水道施設の復旧作業において、浄水場などの基幹施設、主要な幹線管路及び医療施設等緊急を要する施設に接続する配水管など、重要施設から優先的に実施する<u>とともに、上下水道一体の復旧に留意する。</u></p> <p>管路の破損に伴う漏水などによる二次災害の発生や被害拡大を防止するため、仕切弁の閉栓や配水ポンプ停止などの応急措置を実施する。</p> <p>また、被災の状況により、必要に応じ、仮設管を布設する等により早期復旧に努める。</p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新																																
367	<p>第5部 発災後の応急・復旧対策</p> <p>第4章 復旧に向けた対策</p> <p>第1節 廃棄物対策活動（復旧15）</p> <p>【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（施設整備隊、廃棄物対策隊）</p>	<p>第5部 発災後の応急・復旧対策</p> <p>第4章 復旧に向けた対策</p> <p>第1節 廃棄物対策活動（復旧15）</p> <p>【主担当部隊】：社会基盤対策部隊（施設整備隊、廃棄物対策隊）</p> <p><u>被災者支援部隊（避難者支援班）</u></p>																																
367	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 障害物の除去（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班・廃棄物対策隊＞）</p> <p>2 し尿処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）</p> <p>3 生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）</p> <p>4 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）</p>	<p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 障害物の除去（社会基盤対策部隊＜公共土木対策班・廃棄物対策隊＞）</p> <p><u>2 石綿飛散防止（被災者支援部隊＜避難者支援班＞）</u></p> <p><u>災害時には、石綿使用建築物等の倒壊や解体工事によって、石綿飛散による健康被害のリスクが高まることから、県は建築物等の所有者及び解体工事業者に対し、「三重県災害時における石綿飛散防止対策マニュアル」に基づき適切に石綿飛散防止対策等を実施するよう指導する。</u></p> <p>3 し尿処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）</p> <p>4 生活ごみ等処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）</p> <p>5 災害廃棄物処理（社会基盤対策部隊＜廃棄物対策隊＞）</p>																																
371	<p>第5部 発災後の応急・復旧対策</p> <p>第4章 復旧に向けた対策</p> <p>第2節 住宅の保全・確保（復旧16）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="165 962 1032 1473"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅関連情報の受発信</td> <td>被災者支援部隊 (応急住宅班)</td> <td>【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第</td> <td>・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)</td> </tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定の実施</td> <td>被災者支援部隊 (応急住宅班)</td> <td>【発災24時間以内】 市町から支援要請があり、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに</td> <td>・危険度判定対象宅地に関する情報(市町)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅等の確保</td> <td>被災者支援部隊 (応急住宅班)</td> <td>【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに</td> <td>・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)	被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町から支援要請があり、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象宅地に関する情報(市町)	応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県)	<p>第5部 発災後の応急・復旧対策</p> <p>第4章 復旧に向けた対策</p> <p>第2節 住宅の保全・確保（復旧16）</p> <p>第2項 主要対策項目</p> <table border="1" data-bbox="1151 962 2018 1473"> <thead> <tr> <th>対策(活動)項目</th> <th>主担当部隊(班)</th> <th>活動開始(準備)時期等</th> <th>重要な収集情報(収集先)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅関連情報の受発信</td> <td>被災者支援部隊 (応急住宅班)</td> <td>【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第</td> <td>・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)</td> </tr> <tr> <td>被災宅地危険度判定の実施</td> <td>被災者支援部隊 (応急住宅班)</td> <td>【発災24時間以内】 市町から支援要請があり、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに</td> <td>・危険度判定対象宅地に関する情報(市町)</td> </tr> <tr> <td>応急仮設住宅等の確保</td> <td>被災者支援部隊 (応急住宅班)</td> <td>【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに</td> <td>・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県)</td> </tr> </tbody> </table>	対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)	住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)	被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町から支援要請があり、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象宅地に関する情報(市町)	応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県)
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																															
住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)																															
被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町から支援要請があり、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象宅地に関する情報(市町)																															
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県)																															
対策(活動)項目	主担当部隊(班)	活動開始(準備)時期等	重要な収集情報(収集先)																															
住宅関連情報の受発信	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後24時間以内】 市町庁舎や避難所等において住宅相談窓口等が設置され、情報収集が可能になり次第	・住宅や宅地の被災状況 ・応急仮設住宅等のニーズ (市町、住宅相談窓口)																															
被災宅地危険度判定の実施	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災24時間以内】 市町から支援要請があり、被災宅地危険度判定実施本部を設置次第、速やかに	・危険度判定対象宅地に関する情報(市町)																															
応急仮設住宅等の確保	被災者支援部隊 (応急住宅班)	【発災後3日以内】 市町からの要請があり次第速やかに	・市町からの支援要請情報 ・建設資材の確保状況 (市町、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県)																															

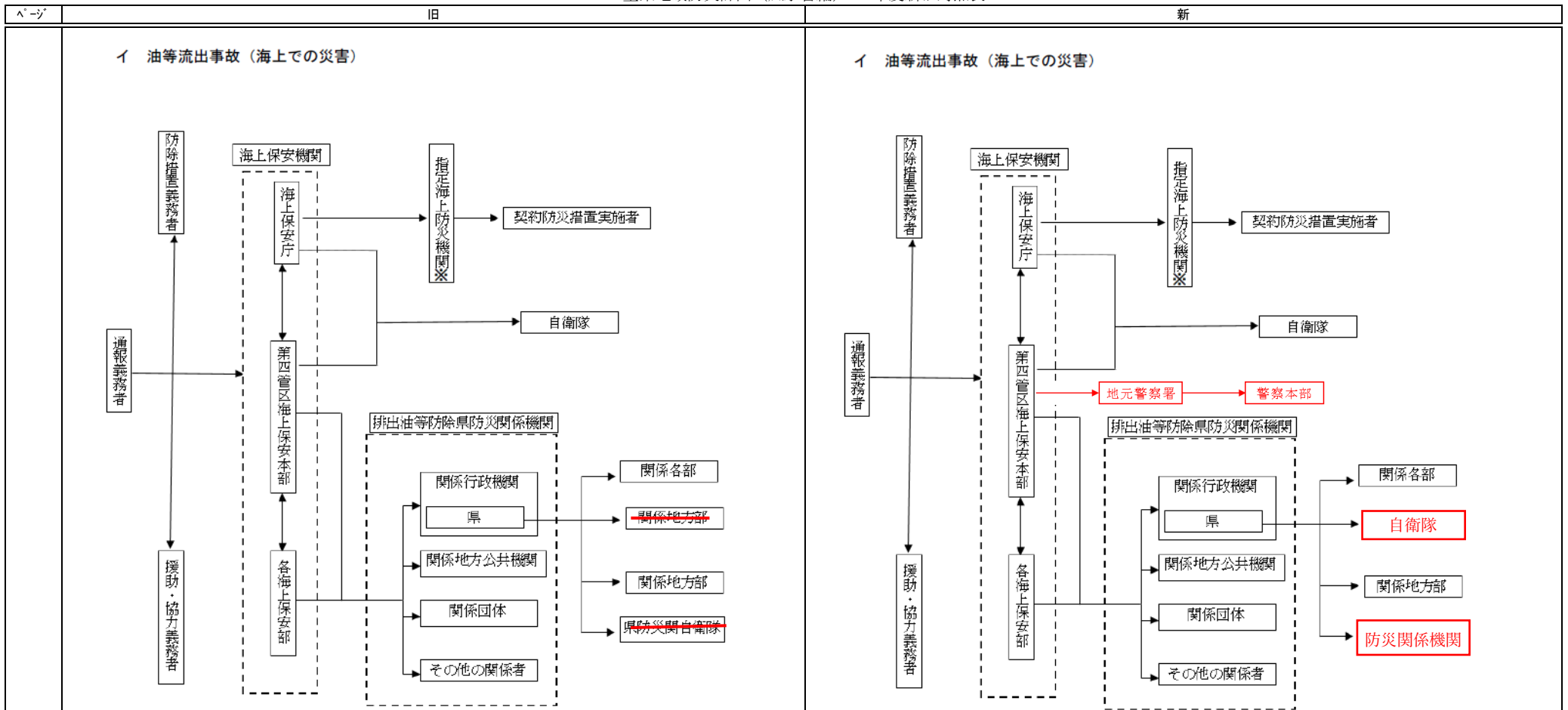
三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧				新					
				建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会)	※「活動開始(準備)時期等」の期間は、対策(活				建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会、 <u>日本ログハウス協会</u>)	※「活動開始(準備)時期等」の期間は、対策(活動)を開始する時期の
372	<p>第5部 発災後の応急・復旧対策</p> <p>第4章 復旧に向けた対策</p> <p>第2節 住宅の保全・確保 (新旧16)</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 応急仮設住宅等の確保</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）</p> <p>自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合には、市町が行う応急仮設住宅の建設を支援する。</p> <p>応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、浸水等の災害リスクの可能性のある建設場所にも注意しながら、適地の把握に努める。</p> <p>応急仮設住宅への入居者は、被災地域の住民の意向にも配慮しながら、市町において決定する。</p> <p>なお、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させることとし、建設にあたってはユニバーサルデザインに配慮する。</p> <p>また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット飼育者と非飼育者で居住区域を区分するなどの環境整備や、ペットと同居する場合のルール等についてあらかじめ検討するなど、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。</p>				<p>第5部 発災後の応急・復旧対策</p> <p>第4章 復旧に向けた対策</p> <p>第2節 住宅の保全・確保 (新旧16)</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>3 応急仮設住宅等の確保</p> <p>(3) 応急仮設住宅の建設（被災者支援部隊＜応急住宅班＞）</p> <p>自らの資力では住宅を確保することができない避難者等に対しては、プレハブ建築協会、全国木造建設事業協会、県建設業協会、県木材協同組合連合会、県電業協会、県管工事業協会、日本木造住宅産業協会、日本ムービングハウス協会、<u>日本ログハウス協会</u>と連携し、応急仮設住宅による一時的な居住の安定を図る。市町に事務委任した場合には、市町が行う応急仮設住宅の建設を支援する。</p> <p>応急仮設住宅の建設場所については、市町において決定するものとし、市町は、中期的な災害対応を見通す中で、あらかじめ、応急仮設住宅の建設予定地を調査し、浸水等の災害リスクの可能性のある建設場所にも注意しながら、適地の把握に努める。</p> <p>応急仮設住宅への入居者は、被災地域の住民の意向にも配慮しながら、市町において決定する。</p> <p>なお、要配慮者等の特別な配慮を要する避難者を優先させることとし、建設にあたってはユニバーサルデザインに配慮する。</p> <p>また、ペット対策として、市町は、飼い主責任を基本とした同行避難を想定し、ペット飼育者と非飼育者で居住区域を区分するなどの環境整備や、ペットと同居する場合のルール等についてあらかじめ検討するなど、応急仮設住宅における犬や猫などのペット同行の避難者の受入に配慮する。</p>					

ページ	旧	新
389	<p>第5部 発災後の応急・復旧対策</p> <p>第5章 復旧に向けた対策</p> <p>第2節 被災者の生活再建に向けた支援</p> <p>第2項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 被災者情報の収集と対応</p> <p>(2) 住家被害認定調査の実施</p> <p>・・・デジタル技術を活用した住家額認定調査の実施について検討する。</p>	<p>第5部 発災後の応急・復旧対策</p> <p>第5章 復旧に向けた対策</p> <p>第2節 被災者の生活再建に向けた支援</p> <p>第2項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 被災者情報の収集と対応</p> <p>(2) 住家被害認定調査の実施</p> <p>・・・デジタル技術を活用した住家被害認定調査の実施について検討する。</p>
394	<p>■その他防災関係機関が実施する対策</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>■その他防災関係機関が実施する対策</p> <p><u>4 特別行政相談活動（中部管区行政評価局（三重行政監視行政相談センター））</u></p> <p><u>中部管区行政評価局（三重行政監視行政相談センター）は、被災者等の困りごとを解決に結び付けるため、県、市町等と連携・協力して、特別行政相談活動（被災者への生活支援情報の提供、専用電話を備えた相談窓口の開設、特別行政相談所の開設等）を現地の情勢を踏まえながら実施する。</u></p>
414	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第1章 重大事故等対策</p> <p>第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 平素からの防災体制の整備（防災対策部）</p> <p>航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等、突発的事故災害が発生した場合に備え、被害拡大の抑止に向けた活動体制を整備するとともに、平素から防災機関との協力体制の確立に努める。</p> <p>また、過去の事故事例の収集と分析を行い、発生時に迅速的確に対応できる体制づくりを行う。</p> <p>2 事故等災害時の対応</p> <p>(1) 警察による初動措置（警察本部）</p> <p>事故等災害が発生した場合は、次の初動措置を行う。</p> <p>ア 情報収集</p> <p>イ 救出救護</p> <p>ウ 事態の收拾</p> <p>エ 交通対策</p> <p>オ 初動捜査</p> <p>カ その他の必要な初動措置</p>	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第1章 重大事故等対策</p> <p>第2節 航空機・列車事故等突発的災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 平素からの防災体制の整備（防災対策部）</p> <p>航空機の墜落炎上や列車の追突及び脱線事故等、突発的事故災害が発生した場合に備え、被害拡大の抑止に向けた活動体制を整備するとともに、平素から防災機関との協力体制の確立に努める。</p> <p>また、過去の事故事例の収集と分析を行い、発生時に迅速的確に対応できる体制の構築を図る。</p> <p>2 事故等災害時の対応</p> <p>(1) 警察による初動措置（警察本部）</p> <p>事故等災害が発生した場合は、次の初動措置を行う。</p> <p>① 情報収集</p> <p>② 救出救護</p> <p>③ 事態の收拾</p> <p>④ 交通対策</p> <p>⑤ 初動捜査</p> <p>⑥ その他の必要な初動措置</p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>(中略)</p> <p>(3) 応急対策活動</p> <p>① 災害情報の収集及び伝達（防災対策部、警察本部）</p> <p>県は、迅速的確な応急対策を実施するため、関係事業者や国土交通省大阪航空局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、市町（消防本部）などから、災害状況の早期把握に努めることとし、必要に応じてヘリコプター（県防災ヘリ、県警ヘリ）、無人航空機による情報収集を行う。</p> <p>なお、収集した情報は国（消防庁）へ報告<u>を行う</u>。</p>	<p>(中略)</p> <p>(3) 応急対策活動</p> <p>① 災害情報の収集及び伝達（防災対策部、警察本部）</p> <p>県は、迅速的確な応急対策を実施するため、関係事業者や国土交通省大阪航空局、中部運輸局、第四管区海上保安本部、市町（消防本部）などから、災害状況の早期把握に努めることとし、必要に応じてヘリコプター（県防災ヘリ、県警ヘリ）、無人航空機による情報収集を行う。</p> <p>なお、収集した情報は国（消防庁）へ報告<u>する</u>。</p>
417	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第1章 重大事故等対策</p> <p>第3節 海上災害への対策</p> <p>第1項 活動方針</p> <p>○ 船舶の火災、衝突、沈没<u>など</u>の海難事故により多数の遭難者が発生した場合における遭難者の救出・救助活動並びに油（<u>危険物を除く</u>）及び有害液体物質の流出事故が発生した場合における周辺地域の人命、財産等を災害から保護する。</p>	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第1章 重大事故等対策</p> <p>第3節 海上災害への対策</p> <p>第1項 活動方針</p> <p>○ 船舶の火災、衝突、沈没<u>等</u>の海難事故により多数の遭難者が発生した場合における遭難者の救出・救助活動並びに油及び有害液体物質（<u>以下「油等」という。</u>）の流出事故が発生した場合における周辺地域の人命、財産等を災害から保護する。</p>
420	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第1章 重大事故等対策</p> <p>第3節 海上災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 情報の伝達</p> <p>(1) 関係機関への連絡</p>	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第1章 重大事故等対策</p> <p>第3節 海上災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 情報の伝達</p> <p>(1) 関係機関への連絡</p>



ページ	旧	新
421	<p>ウ 油等流出事故（陸上での災害）</p> <p>※指定海上防災機関は、事故原因者から委託、又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する</p>	<p>ウ 油等流出事故（陸上での災害）</p> <p>※指定海上防災機関は、事故原因者から委託、又は海上保安庁長官からの指示があった場合に活動する</p>
422	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第1章 重大事故等対策</p> <p>第3節 海上災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>2 応急対策活動</p> <p>防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①総合的応急対策の実施並びに災害救助活動の総合調整並びに統制 ②災害情報の収集 ③関係機関に対する協力要請 ④油吸着材、油処理剤及び油回収船による油処理 ⑤オイルフェンス展張による拡散防止 ⑥消火 	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第1章 重大事故等対策</p> <p>第3節 海上災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■計画関係者共通事項等</p> <p>2 応急対策活動</p> <p>防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により応急対策を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①総合的応急対策の実施並びに災害救助活動の総合調整並びに統制 ②災害情報の収集 ③関係機関に対する協力要請 ④油吸着材、油処理剤及び油回収船による油処理 ⑤オイルフェンス展張による拡散防止 ⑥消火

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>⑦防除資機材の輸送</p> <p><u>また、油等流出事故においては、必要に応じて「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。</u></p> <p>3 事故等発生時の対応</p> <p>(2) <u>救助救助</u>並びに防除活動の分担</p> <p>海難船舶等は、第四管区海上保安本部への通報を行ったうえで、<u>救助救助</u>活動を実施するとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対して災害派遣要請を行う。</p> <p>4 流出油等防除応急対策活動</p> <p>船舶又は海洋施設及び陸上施設等から、<u>石油等及び有害液体物質</u>が流出又は流出のおそれのある場合(以下「流出油等」という。)の防除活動について、次により実施する。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>流出油防除等の活動にあたっては、県及び市町、第四管区海上保安本部、指定海上防災機関、港湾管理者等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。</p> <p>なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。</p> <p>また、県及び第四管区海上保安本部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整本部を海上保安庁、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置する。</p> <p>なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は、原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡本部に包括される。</p> <p>連絡調整本部の設置場所は、海上保安部もしくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整本部に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防除活動の分担</p> <p>① 海上における防除活動の分担</p> <p>流出油等があった船舶等は、第四管区海上保安本部への通報を行うとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認められるときは、指定海上防災機関に、防除措置を依頼する。</p> <p>第四管区海上保安本部は、流出油等の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に、防除措置の指示、命令を行い、さらに、海上での火気使用禁止、危険海域の設定及び海上安全等に必要な指示、措置を行う。なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、</p>	<p>⑦防除資機材の輸送</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3 事故等発生時の対応</p> <p>(2) <u>救助救助</u>並びに防除活動の分担</p> <p>海難船舶等は、第四管区海上保安本部への通報を行ったうえで、<u>乗客及び乗員の救助救助</u>活動を実施するとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。<u>県等は、第四管区海上保安本部から乗客及び乗員の救助救助活動又は船舶等から流出した油等(以下「流出油等」という。)の防除活動に関する協力要請があった場合、所属する船舶・航空機等の勢力の投入に関し、調整又は検討を行う。</u>また、必要に応じ、第四管区海上保安本部長を通じて自衛隊に対する災害派遣要請を行う。</p> <p>4 流出油等防除応急対策活動</p> <p>船舶、海洋施設又は陸上施設等から、<u>油等</u>が流出又は流出のおそれのある場合(以下「流出油等」という。)の防除活動について、次により実施する。</p> <p>(1) 実施機関</p> <p>流出油等の防除活動にあたっては、県及び市町、第四管区海上保安本部、指定海上防災機関、港湾管理者等は、それぞれ必要に応じ、必要な協力を行う。</p> <p>なお、必要に応じ「伊勢湾排出油等防除協議会」、「四日市港湾災害対策協議会」、「鳥羽地区排出油等防除協議会」、「尾鷲湾排出油等防除協議会」等の組織の効果的な運営を図る。</p> <p>また、県及び第四管区海上保安本部は、各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ応急対策全般に係わる連絡調整を行う連絡調整会議を海上保安部、県、沿岸市町、警察、消防、自衛隊、その他関係機関で協議のうえ設置する。</p> <p>なお、この連絡調整会議は、国に警戒本部が設置された場合は、原則として第四管区海上保安本部に設けられる連絡調整本部に包括される。</p> <p>連絡調整会議の設置場所は、海上保安部若しくは災害現場又は災害現場付近の公共施設等とし、各防災関係機関は連絡調整会議に職員を派遣し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。</p> <p>(2) 防除活動の分担</p> <p>① 海上における防除活動の分担</p> <p>流出油等を生じさせた船舶等は、第四管区海上保安本部への通報を行うとともに、流出油等の拡大防止及び回収作業を実施する。また、必要があると認めるときは指定海上防災機関に防除措置を依頼する。</p> <p>第四管区海上保安本部は、流出油等の拡大防止措置を講ずるとともに、船舶所有者等に<u>対する</u>防除措置の指示、命令を行い、更に海上における火気の使用禁止及び危険海域の設定等、海上交通の安全等に関する必要な指示、措置を行う。なお、緊急に防除措置を講ずる必要がある場合において、防除措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認</p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>又はその措置を講ずることを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずべきことを、指定海上防災機関に対し指示することができる。また、必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。</p> <p>② 陸上における防除活動の分担</p> <p>消防機関は、防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油等の状況を第四管区海上保安本部に連絡する。また、第四管区海上保安本部は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。</p>	<p>められるとき又はその措置を講ずべきことを命令するいとまがないと認められるときは、必要と認める防除措置を講ずべきことを指定海上防災機関に対し指示することができる。また必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。</p> <p>② 陸上における防除活動の分担</p> <p>消防機関は、<u>施設から流出油等を生じさせた者に対して</u>防除活動を指示するとともに、必要に応じ流出油等の状況を第四管区海上保安本部に連絡する。また、第四管区海上保安本部は、消防機関との連携を密にし、必要に応じ海上警戒を行う。</p>
423	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第1章 重大事故等対策</p> <p>第3節 海上災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 平時の対策</p> <p>(1) 防災体制の整備（防災対策部）</p> <p>船舶の火災、衝突、沈没等船舶海難その他原因（<u>大型客船による原因不明の傷病者発生事案</u>）により多数の死者、行方不明者等の発生、船舶又は陸上施設からの<u>油、有害物資の流出が発生した場合に</u>備え、乗船者の救出救助並びに沿岸地域の住民等に対する被害の拡大抑止に向けた活動体制を整備するとともに、平素から防災機関との協力体制の確立に努める。</p> <p>また、過去の事故事例の収集と分析を行い、発生時に迅速的確に対応できる体制づくりを行う。</p> <p>① 発災時に安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し明確にしておくよう努めるものとする。</p> <p>② 救助関係機関等の保有する救助用資機材の保有状況を把握するとともに、平時からの情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の活用を図るものとする。</p> <p>③ 第四管区海上保安本部や消防等救助関係機関と医療機関、事業者等と医療機関及び医療関係機関相互の<u>連絡体制等救助機関と医療機関の</u>連絡・連携体制の整備を図る。</p> <p>④ 中部運輸局（<u>海運事務所</u>）、大型客船、遊覧船、遊漁船等を運航する事業者との情報交換を行い、多数の乗客等を乗船している船舶の把握に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>2 多数の遭難者を伴う船舶事故等発生時の県の措置</p> <p>(3) 海難事故等対策本部との連携（防災対策部）</p> <p>第四管区海上保安本部に海難事故対策本部等が設置されたとの連絡があった場合、各防災関係機関の<u>応急対策を円滑に進めるため、同本部に連絡員を派遣し、密接な連携のもとに防除活動の実施を図る。</u></p>	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第1章 重大事故等対策</p> <p>第3節 海上災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 平時の対策</p> <p>(1) 防災体制の整備（防災対策部）</p> <p>船舶の火災、衝突、沈没等船舶海難その他原因による多数の死者、行方不明者等の発生、船舶又は陸上施設からの<u>流出油等の発生に</u>備え、乗船者の救出救助並びに沿岸地域の住民等に対する被害の拡大抑止に向けた活動体制を整備するとともに、平素から防災機関との協力体制の確立に努める。</p> <p>また、過去の事故事例の収集と分析を行い、発生時に<u>おいて</u>迅速的確な対応ができる体制の構築を図る。</p> <p>① 発災時に<u>沿岸地域の住民等に関する</u>安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町と連携の上、あらかじめ一連の手続き等について整理し明確にしておくよう努めるものとする。</p> <p>② 救助関係機関等の保有する救助用資機材の保有状況を把握するとともに、平時からの情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の活用を図るものとする。</p> <p>③ 第四管区海上保安本部、消防等救助関係機関及び医療機関並びに事業者等及び医療機関、<u>更には</u>医療関係機関相互の連絡・連携体制の整備を図る。</p> <p>④ 部運輸局（<u>支局、海事事務所</u>）、大型客船、遊覧船、遊漁船等を運航する事業者との情報交換を行い、多数の乗客等を乗船させることができる船舶の把握に努める。</p> <p>(中略)</p> <p>2 多数の遭難者を伴う船舶事故等発生時の県の措置</p> <p>(3) 海難事故等対策本部との連携（防災対策部）</p> <p>第四管区海上保安本部に海難事故等対策本部が設置された場合、各<u>救助関係機関による円滑な捜索救助活動に資するため、同本部に連絡員を派遣する。</u></p>

ページ	旧	新
	<p>(中略)</p> <p>3 油等流出事故等発生時の県の措置</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(1) <u>連絡調整本部</u>との連携（防災対策部）</p> <p>各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、<u>第四管区海上保安本部もしくは</u>災害現場又は災害現場付近の公共施設等に<u>調整本部</u>等が設置された場合は、同<u>本部</u>に連絡員を派遣し、密接な連携のもとに防除活動の実施を図る。</p> <p>(2) <u>必要資機材確保等の応援要請への対応</u>（防災対策部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>第四管区海上保安本部又は市町から、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について支援の要請があった場合は、その確保に努める。</p> <p>また、第四管区海上保安本部、市町及び漁業協同組合等から、オイルフェンス、油処理剤等<u>排出油</u>等防除資材の要請があった場合は、県保有の資機材の提供や、関係機関、民間企業の備蓄資機材の調達についてあつせんするよう努める。</p> <p>(3) <u>漂着油等の防除活動への協力</u>（農林水産部、県土整備部）</p> <p>発災事業所・船舶等及び沿岸市町等の行う漂着油等の防除活動に協力、指導を行うとともに、必要に応じ港湾・漁港管理者として防除活動を実施する。</p> <p>(4) <u>ボランティアの受け入れ</u>（防災対策部、環境生活部）</p> <p>通常の行政のシステムや処理能力では十分な対応が実施できないと認められる場合は、流出油等を防除するためのボランティアを受け入れ、防除作業を実施する。</p>	<p>(中略)</p> <p>3 油等流出事故等発生時の県の措置</p> <p><u>(1) 情報の収集及び関係機関への連絡(防災対策部)</u></p> <p><u>迅速・的確な応急対策を講じるため「計画関係者共通事項等 1 情報伝達」に定める情報伝達経路により情報の収集及び伝達を行うほか、必要に応じてヘリコプター等による情報収集を行う。</u></p> <p><u>(2) 活動体制の確立(防災対策部)</u></p> <p><u>船舶の衝突、沈没等の事故により大量の油等が流出した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行うほか、第四管区海上保安本部に海難事故等対策本部が設置された場合又は知事が必要と認めた場合には県対策本部を設置するとともに、適切な配備体制を敷く。</u></p> <p><u>(3) 連絡調整会議との連携</u>（防災対策部）</p> <p>各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、<u>海上保安部若しくは</u>災害現場又は災害現場付近の公共施設等に<u>連絡調整会議</u>等が設置された場合は、同<u>会議等</u>に連絡員を派遣し、密接な連携のもとに防除活動の実施を図る。</p> <p><u>(4) 必要資機材確保等の応援要請への対応</u>（防災対策部、農林水産部、県土整備部）</p> <p>第四管区海上保安本部又は市町から、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について支援の要請があった場合は、その確保に努める。</p> <p>また、第四管区海上保安本部、市町及び漁業協同組合等から、オイルフェンス、油処理剤等の<u>流出油</u>等防除資材の<u>借入に関する</u>要請があった場合は、県保有の資機材の提供や、関係機関、民間企業の備蓄資機材の調達についてあつせんするよう努める。</p> <p><u>(5) 漂着油等の防除活動への協力</u>（農林水産部、県土整備部）</p> <p>発災事業所・船舶等及び沿岸市町等の行う漂着油等の防除活動に協力、指導を行うとともに、必要に応じ港湾・漁港管理者として防除活動を実施する。</p> <p><u>(6) ボランティアの受け入れ</u>（防災対策部、環境生活部）</p> <p>通常の行政のシステムや処理能力では十分な対応が実施できないと認められる場合は、流出油等を防除するためのボランティアを受け入れ、防除作業を実施する。</p>
426	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第1章 重大事故等対策</p> <p>第3節 海上災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>3 油等流出事故等発生時の市町の措置</p> <p>(1) <u>連絡調整本部</u>との連携</p> <p>各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、<u>第四管区海上保安本部もしくは</u>災害現場又は災害現場付近の</p>	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第1章 重大事故等対策</p> <p>第3節 海上災害への対策</p> <p>第3項 対策</p> <p>■市町が実施する対策</p> <p>3 油等流出事故等発生時の市町の措置</p> <p>(1) <u>連絡調整会議</u>との連携</p> <p>各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、<u>海上保安部若しくは</u>災害現場又は災害現場付近の公共施設等に</p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>公共施設等に<u>調整本部</u>等が設置された場合は、同<u>本部</u>に連絡員を派遣し、若しくは都道府県を通じ、密接な連携を図る。</p>	<p><u>連絡調整会議</u>等が設置された場合は、同<u>会議等</u>に連絡員を派遣し、密接な連携のもとに防除活動の実施を図る。</p>
430	<p>第6部 事故等による災害対策 第1章 重大事故等対策 第4節 原子力災害対策（事故4） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害情報の収集・伝達・広報（防災対策部） なお、県は災害の状況に応じて災害応急対策を円滑に実施するために必要があると認める場合には、<u>県災害対策本部を設置し、必要な措置を実施する。</u></p>	<p>第6部 事故等による災害対策 第1章 重大事故等対策 第4節 原子力災害対策（事故4） 第3項 対策 ■県が実施する対策 1 災害情報の収集・伝達・広報（防災対策部） なお、県は災害の状況に応じて災害応急対策を円滑に実施するために必要があると認める場合や<u>災害の事態が急迫しており、市町に対して即時に対応を求める必要があるとき</u>には、県災害対策本部を設置し、<u>防災基本計画や原子力災害対策指針に則って</u>必要な措置を実施する。</p>
431	<p>第6部 事故等による災害対策 第1章 重大事故等対策 第4節 原子力災害 第3項 対策 ■県が実施する対策 6 風評被害等の軽減（農林水産部、雇用経済部、観光部） 県は、原子力災害による風評被害の未然防止を<u>図るとともに</u>、影響を軽減するため、市町と連携し、科学的根拠に基づく広報活動を行い、農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止を図る。</p>	<p>第6部 事故等による災害対策 第1章 重大事故等対策 第4節 原子力災害 第3項 対策 ■県が実施する対策 6 風評被害等の軽減（農林水産部、雇用経済部、観光部） 県は、原子力災害による風評被害の未然防止や影響軽減のため、市町と連携し、科学的根拠に基づく広報活動を行い、農林漁業・地場産業の産品、工業品等の適切な流通等の確保及び観光客の減少防止を図る。</p>
439	<p>6部 事故等による災害対策 第2章 火災対策 第2節 林野火災の対策 第3項 対策 ■市町が実施する対策 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (2) 消防活動 ① 火災警報の発令 市町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。 なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。 ② 消防活動の実施 市町の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、当該市町又は消防組合が主体となり消防機関を動員して実施する。</p>	<p>第6部 事故等による災害対策 第2章 火災対策 第2節 林野火災の対策 第3項 対策 ■市町が実施する対策 2 迅速かつ円滑な災害応急対策 (2) 消防活動 ① 火災警報の発令 市町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発することができる。 なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。 ② <u>林野火災注意報・林野火災警報の発令（火災予防条例に規定されている市町のみ）</u> <u>市町長は、火災予防条例で規定された条件を満たした場合、林野火災注意報・林野火災警報を発令することができる。</u></p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
	<p>なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定による応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。</p> <p>③ 近隣市町への応援要請</p> <p>被災市町の長又は消防組合管理者は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第 39 条及び第 44 条、基本法第 68 条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。</p> <p>また、被災をしていない市町は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。</p> <p>なお、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。</p> <p>④ 緊急消防援助隊の応援要請</p> <p>被災市町の長又は消防組合管理者は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。</p> <p>また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。</p>	<p><u>なお、警報を発令したときは火災予防上必要な措置をとる。</u></p> <p>③ 消防活動の実施</p> <p>市町の地域内に火災等による災害が発生した場合における消防活動は、当該市町又は消防組合が主体となり消防機関を動員して実施する。</p> <p>なお、災害の規模が大きく関係機関の支援を必要とする場合は、関係法令の規定による応援出動を要請するなど必要な措置を講ずることとする。</p> <p>④ 近隣市町への応援要請</p> <p>被災市町の長又は消防組合管理者は、災害の規模が大きく他市町の応援を必要とする場合に、消防組織法第 39 条及び第 44 条、基本法第 68 条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。</p> <p>また、被災をしていない市町は、あらかじめ締結している消防相互応援協定の定めるところ、もしくは県からの要請に基づき、県内消防相互応援隊を編成して応援出動する。</p> <p>なお、災害が大規模となり、近隣市町の応援のみでは対応できないと判断した場合は、「三重県内消防相互応援協定」に基づき、県に対し県内消防相互応援隊の出動を要請する。</p> <p>⑤ 緊急消防援助隊の応援要請</p> <p>被災市町の長又は消防組合管理者は、災害の状況及び県内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに知事に対して、「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に基づき、緊急消防援助隊の応援出動を要請する。</p> <p>また、この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。</p>
443	<p>第 6 部 事故等による災害対策</p> <p>第 2 章 火災対策</p> <p>第 2 節 林野火災の対策（事故 6）</p> <p>第 3 項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害予防</p> <p>（1）林野火災に強い地域づくり</p> <p>③ 監視体制の確立（農林水産部）</p> <p>林野火災予防のため、火気の早期発見と迅速な通報を行える体制の確立に努める。特に、火災警報発令中においては、市町火災予防条例の定めるところにより、市町及び林野の所有（管理）者は、火器の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進する。</p>	<p>第 6 部 事故等による災害対策</p> <p>第 2 章 火災対策</p> <p>第 2 節 林野火災の対策（事故 6）</p> <p>第 3 項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害予防</p> <p>（1）林野火災に強い地域づくり</p> <p>③ 監視体制の確立（農林水産部、<u>防災対策部</u>）</p> <p>林野火災予防のため、火気の早期発見と迅速な通報を行える体制の確立に努める。特に、<u>林野</u>火災警報発令中においては、市町火災予防条例の定めるところにより、市町及び林野の所有（管理）者は、火器の使用制限を徹底するなど万全の対策を推進する。</p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
443	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第2章 火災対策</p> <p>第2節 林野火災の対策（事故6）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害予防</p> <p>（1）林野火災に強い地域づくり</p> <p>④ 森林所有者（管理者）への指導（農林水産部）</p> <p>林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。</p> <p>ア 防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入</p> <p>イ 自然水利の活用等による防火用水の確保</p> <p>ウ 事業地の防火措置の明確化</p> <p>エ 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立</p> <p>オ 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化</p> <p>カ 林野火災対策用機材の整備</p>	<p>第6部 事故等による災害対策</p> <p>第2章 火災対策</p> <p>第2節 林野火災の対策（事故6）</p> <p>第3項 対策</p> <p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害予防</p> <p>（1）林野火災に強い地域づくり</p> <p>④ 森林所有者（管理者）への指導（農林水産部）</p> <p>林野火災予防のため、森林所有（管理）者に対し、次の事項について指導を行う。</p> <p>ア 防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入</p> <p>イ 自然水利の活用等による防火用水の確保</p> <p>ウ <u>事業地における防火対策の具体化</u></p> <p>エ 火入れにあたっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立</p> <p>オ 火災多発期（12月～3月）における見巡りの強化</p> <p>カ 林野火災対策用機材の整備</p>
443	<p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害予防</p> <p>（3）空中消火用資機材の整備及び運用（防災対策部） 空中消火用機材の整備を行い、<u>三重県防災資機材備蓄センター（三重県消防学校内）及び尾鷲 市倉庫に保管し、「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」に基づき市町等へ貸出し</u>、林野 火災に万全を期する。</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害予防</p> <p>（3）空中消火用資機材の整備及び運用（防災対策部） 空中消火用機材の整備を行い、<u>「三重県林野火災対策等資機材管理運用要綱」</u>に基づき、林野 火災に万全を期する。</p>
443	<p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害予防</p> <p>（4）防災知識の普及・啓発等（防災対策部、農林水産部）</p> <p>① 防災知識の普及・啓発</p> <p>関係機関の強力を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図る。</p>	<p>■県が実施する対策</p> <p>1 災害予防</p> <p>（4）防災知識の普及・啓発等（防災対策部、農林水産部）</p> <p>① 防災知識の普及・啓発</p> <p>関係機関の<u>協力</u>を得て、一般住民に対し、「山火事予防週間」等の行事を通じて森林愛護並びに防災思想の普及活動を図る。</p>
447	<p>■市町が実施する対策</p> <p>1 災害予防</p> <p>④ 火災警報発令中における火の使用の制限</p> <p>火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、市町火災予防条例においてあらかじめ定めておく。</p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>1 災害予防</p> <p>④ <u>林野</u>火災警報発令中における火の使用の制限</p> <p><u>林野</u>火災警報が発せられた場合における火の使用の制限について、市町火災予防条例においてあらかじめ定めておく。</p>

三重県地域防災計画（風水害編）R7年度新旧対照表

ページ	旧	新
448	<p>■市町が実施する対策</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>（2）消防活動</p> <p>①火災警報の発令</p> <p>市町長は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発することができる。</p> <p>なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。</p>	<p>■市町が実施する対策</p> <p>2 迅速かつ円滑な災害応急対策</p> <p>（2）消防活動</p> <p>①林野火災警報の発令</p> <p>市町長は、<u>林野</u>火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、<u>林野</u>火災警報を発することができる。</p> <p>なお、警報を発したときは火災予防上必要な措置をとる。</p>